家わけ六川記雑録拾遺

題

字

土鹿児島

佳県

知

照 事

解題

宜上あいうえお順とし、それぞれについては成巻順とした。以下収録文書につき家毎に概略説明を加えておこう。 いるものを除き、あらためて家別に一括掲載することとした。掲載順はすべてを網羅しているわけではないので便 の伝存には一群或は一点毎に歴史があり、その一々について解明の必要もあろうが、既刊の伊地知季安・季通編の 『旧記雑録』を補完する一連の仕事として未収載の文書はもとより、収載済のものも特にまとまって刊行普及して 因に総点数は一一三一点、『旧記雑録』前・後編、附録収載分五五一点、未収分五八○点である。 本書には『旧記雑録拾遺 家わけ六』として鹿児島県内外所在の旧・現蔵を含め二九家の文書を収録した。文書

有馬文書

その相伝文書を長く伝来したのである。内容はほとんど宮里郷の所領関係のもので、載録分六〇点中『旧記雑録』 郷郡司の系統である川田家(紀姓、宮里氏、権執印氏同族)と縁戚関係にあったところから、川田家廃絶の後、 有馬文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。曽於郡財部町大川原有馬家旧蔵文書で、有馬家は薩摩国宮里

所収分は四点、他は未収録で鎌倉・南北朝期のものが大半をしめる。

『鹿大史学』一二・一三号に拙稿「有馬家文書」()・〇の紹介がある。

有村文書

本奥付には「薩摩国伊佐郡大口村有村隼人所蔵、明治三十七年十一月影写了」とある。天正十年の連歌写一点と 有村文書は大口市里有村周雄氏所蔵文書であるが、本書では東京大学史料編纂所所蔵の影写本より採録した。同

島津義久書状二点(何れも『旧記雑録』採録済)と根占作左衛門尉書状写外坪付・覚書等一六点(うち一点『旧

記雑録』採録済)の三部からなり、それぞれの奥書に安政三年十二月、新納久仰の有村隼治宛の家蔵文書を一覧 し裱装の上返却するので珍蔵すべき旨を記している。内容は近世初期の有村氏関係のもので大口地頭新納氏との

親近関係を示すものが多い。

が半ばをしめる。『熊本県史料 中世編五』に「牛屎院文書」として掲載されている。 孫で相良氏に仕え、同一族の羽月氏を号した家の文書である。護良親王令旨・後醍醐天皇綸旨等があるが、写本 大口市市来家旧蔵袮寝文書と共に同家旧蔵文書で、以前は熊本県人吉市蔵本又蔵氏蔵本であった。牛屎郡司の子 太秦文書は現在鹿児島大学附属図書館所蔵文書で、すでに『旧記雑録拾遺 家わけ一』袮寝文書の中で収録した

ある。一二点のうち八月二十七日付の島津義弘書下一点以外は『旧記雑録』未収文書。近世初期の海外貿易史料 東京大学史料編纂所所蔵の影写本の奥付によれば「薩摩揖宿郡山川村大迫吉蔵氏所蔵、 として早くから注目されてきた文書である。本書月報に徳永和喜氏の関説論文があるので参照されたい。 大迫文書は鹿児島市明和四丁目海江田健五郎氏所蔵で、現在鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。 大正十年八月影写了」と

岡元文書

岡元千代夫氏所蔵文書「岡元家文書」として二巻他四八点(一巻三五点、二巻写一二点、他一点)の文書が掲載 入来院領主入来院氏の庶家であり、入来院氏二代明重の六子静重を初祖とする。朝河貫一原編の『入来文書』に

岡元文書は鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵文書である。兵庫県川西市岡元葵氏旧蔵文書で、

岡元家は中世

写は文書題のみ掲げることにした。『旧記雑録』収録文書は四一点で未収は八点である。 されているが、その後二巻写の文書の原本が入架したため、本書では成巻順を改め編年順として一括載録、 なお『鹿児島県歴史資

文書』に岡元家文書目録並びに写真、解説文が掲載されている。

加治木島津家文書

料センター黎明館所蔵品目録⑴

されよう。何れも『旧記雑録』未収の文書である(一九六六年採訪の際の写真による)。 月、夫に先立って病没した。義弘の夫人及び家久ら子女への情愛がこれらの書状にうかがわれる。 家久とあるのが四点、名宛はないが宰相宛と思われるもの四点である。宰相は家久の生母であり、慶長十二年二 ら、恐らく近世初期に藩史局の手で書写されたのであろう。名宛は宰相(広瀬氏、義弘後夫人)とあるのが九点、 多く、それには「写 木島津男爵家文書」に収録されているが、後者は未採録である。前者については紙背に符箋、貼紙のあるものが 複分三通)、 伊集院久族書状等一綴九通で、 前者は東京大学史料編纂所、 昭和六年四月作成の影写本「大隅加治 加治木島津家文書は姶良郡加治木町仮屋、島津家所蔵文書である。内容は島津義弘書状及び写が六巻二○通 加治木島津家創設期(慶長末年より寛永末年に至る)の史料として、就中藩宿老伊勢貞昌の書状が多く注目 恐らく天正十九年から慶長三年に及ぶ頃のものであろう。『旧記雑録』には大部分が収録済。 引合済 二見八介」「承応三年八(九)月写 引合済 段右衛門」等の朱書がみられるか 年未詳である 後者は義弘死 重

川田文書

『鹿児島県史料拾遺

(Ⅶ)』に拙稿「加治木島津家文書」がある。

川田文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書で鹿児島市川田家旧蔵文書。 (郡山町) 川田名名主、 薩摩国御家人で、 早くから島津氏の家臣となり活躍、 川田氏は源姓比志島氏の庶家で満 近世には惣領家の比志島氏ともど 家院

るが、 も家老職を勤めるなどした。中世文書としては成巻文書一巻(一六点)と包紙入の島津頼久譲状他書状七点があ 前者は大半が比志島文書の抜抄書写かと思われるのに対し、後者はすべて川田氏宛の原文書と思われる。

『旧記雑録』未収のものは三点である。

『鹿大史学』一五号に拙稿「川田家文書」の紹介がある。

岸良文書

監を号したとある。その子が得房丸(全阿)と兼村(阿性)で、兼村の子孫が岸良氏を称することになる。 襲した。系図を除く文書六点はすべて『旧記雑録』に収録済。系図によれば兼員(阿姓)の子兼基は岸良左近将 岸良文書は東京大学史料編纂所所蔵の「明治十三年九月以岸良兼養蔵本謄写」とある原名「岸良古文書并系譜」 によった。原文書の所在は不明。岸良氏は島津荘大隅方肝付郡弁済使伴(肝付)氏の一族で岸良村弁済使職を世 『旧記雑録拾遺 家わけ二』「新編伴姓肝属氏系譜」にも岸良内蔵丞家蔵文書として採録されている。

第二种言文

霧島神宮文書は姶良郡霧島町田口、霧島神宮所蔵文書であり、もと同宮別当寺霧島山錫杖院華林寺旧蔵文書、 めとして七通の文書が載録されている。 十月)「霧島神宮文書」に一巻二○通が採録されており、『日向古文書集成』にも永禄六年の島津貴久願文をはじ 在は鹿児島県歴史資料センター黎明館に寄託されている。 た。なお『旧記雑録』には全点収録済。 本書ではまず一巻二〇通を収載、次に伊勢貞昌書状等一巻七通を収載し 同文書は東京大学史料編纂所所蔵の影写本 (昭和六年

『鹿児島県史料拾遺(畑)』に拙稿「霧島神宮文書」がある。

黒岡文書

写了」とあり、 円領知の島津忠昌宛行状をはじめとして豊州島津家歴代の文書写であり、 黒岡帯刀蔵本ヲ写ス」の注書が記されている。二号から三五号までの文書は文明十八年二代忠廉の飫肥・櫛間 祖季久から七代目の久賀の子久元から分立する。同本奥付に「鹿児島県士族黒岡帯刀所蔵、 黒岡文書は東京大学史料編纂所所蔵の影写本「黒岡帯刀氏所蔵文書」による。黒岡家は豊州島津家の支流で、 一号文書の元禄二年永泰寺宛島津久邦・島津久元連署書状写には「明治二十年四月鹿児島県士族 日明貿易関係の内容のものが多い(『旧 明治三十六年五月影

記雑録』収録のもの七点)。三六号以下は久元の子仲休(忠雄)が元禄十二年正保地図改正の幕命に応じ て 提出

した島津家文書中の関係文書写であることが、その注書によって判明する。

1

桑幡文書は姶良郡加治木町原住、現在大阪府箕面市船場西の桑幡元兼氏所蔵の鹿児島県歴史資料センター黎明館 桑幡氏は中世薩摩国牛屎院院 (郡) 司の後裔で、 近世に至って牛屎(大口市)の地名は牛山

ら大口に変っているが、氏名も牛屎院郡司が秦姓であるところから桑幡と改めたのであろう。前出太秦文書とは

政所下文の二巻は共に鹿児島県有形文化財(古文書)に指定されている。相撲人大秦元光の郡司職・名主職をめ は「牛屎文書」として悉く収録されている。著名な古代末期の安元元年の右近衛府牒、並びに同三年の右近衛府 同系統の文書であるが、それらがすべて『旧記雑録』未収であるのに対して本文書は「加治木桑波田氏蔵書」

氏「内乱期における薩摩地方の状勢について」未来社刊『古代末期政治史序説』下所収)。他の一巻も文治 三年 から建武四年に至る間の大秦(牛屎)氏宛の下知状、催促状等案で同氏の活躍を示す史料として注目されよう。 ぐる他の豪族領主との係争史料は古代末期の激しい在地における動きを示すものとして 重 要で ある(石母田正

『鹿児島県文化財調査報告書』一一所収拙稿「桑幡文書」、鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』三号に同「薩

国分文書

図」を数点掲載した。 が配列されていることがわかる。恐らく原文書をもとにかなり早く且つ正確に冊子として書写集成されていたの が収載されており、何れも『旧記雑録』未収の原文書である。また「惟宗姓国分氏古文書」と題僉のある巻物に れた意義は大きい。 の伽藍と嫡流国分氏」(『日本中世史論攷』所収)の発表があり、とくに建保二年の国分寺損色注文を全文紹介さ であろう。『旧記雑録』はこれらをもとに一々の文書を分散収載したものと思われる。その他「惟宗姓国分氏系 併せて正中二年七月廿五日の鎮西下知状に集約される形で国分寺領の支配権確立にかかわる一連の相論関係文書 二点の文書が収録されているが、その一点建武四年の国分友重契約状も『旧記雑録』未収の原文書である。次に 存のものと考えられる。 る以前、 府御家人でもあった。近世、鹿児島城下士として推移、相伝文書を格護して来たのである。同文書は現在地に移 国分家は惟宗姓、 国分文書は日置郡松元町入佐、国分啓子氏所蔵文書で、現在鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。 |国分氏古文書|| 上・下の二巻は順序が逆になっているが、上は三四点の文書写、下は三七点の文書写からなり、 東京都杉並区阿佐谷にあり、昭和五十五年、その一部が東京大学史料編纂所に譲渡され、 中世、 なお東京大学史料編纂所所蔵の「国分文書」については山口隼正氏の「中世薩摩国分二寺 中に「国分氏古文書」の題僉のある一巻には承久二年の天満宮国分寺重牒他五通の文書 薩摩国国分寺留主職を世襲、同様に新田八幡宮執印職を世襲した執印氏と同族で鎌倉幕 残余の分が現

境整備事業報告書』に拙稿「中世薩摩国分寺・国分氏関係文書」、『鹿大史学』三七号に同「中世薩摩国分寺・国 『鹿児島中世史研究会報』四四に同「中世薩摩国分寺の伽藍と国分氏の墓所」及び 『国指定史跡薩摩国分寺跡環

分氏関係文書補説」がある。

志々目文書

その家中士として喜入に居住した。最初の紹介者は恵良宏氏(現皇学館大学教授)。相伝文書目録によれば諸文 志々目氏(富山氏を改名)は中世末、大隅の豪族肝付氏の家臣となり、近世初め同氏が喜入領主となるに及んで、 襧寝院(大根占町、鹿屋市の一部)志々女村(鹿屋市獅子目)弁済使職を世襲した藤原姓富山氏一族の相伝文書。 にはこのうち一○点が収録されているが、他は未収である。 書三三通、島津氏発出文書一四通の計四七通とあるが、現存するものは系図、重複分を除き二九通、うち諸文書 六通、島津氏発出文書一三通である。 後者は藩当局に提出後、 写が返付されたものと思われる。『旧記雑録』

志々目文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。揖宿郡喜入町麓志々目家旧蔵文書で内容は島津荘大隅方大

『鹿大史学』一四号に拙稿「志々目家文書」の紹介があり、 また『鹿児島女子大学研究紀要』一五 巻二 号に 同

調所氏家譜

「志々目家文書の再考察」がある。

巻三は十五世貞恒より十九世恒房まで、 巻四は十九世恒房より二十二世恒□まで(以上坤)。 さて系図の最末尾 印あり。 内題「藤原姓調所氏家譜」巻一は鎌足より恒房まで、 巻二は二世恒親より十四世敦恒まで(以上乾)。 調所氏家譜は東京大学史料編纂所所蔵。乾坤二冊本。表紙裏に島津家編集所図書、大正十二年二月二十日の受入 「廣郷初名恒篤」との記載があれば幕末財政改革で著名となった調所廣郷代に「調所氏家譜」は作成されたも

場にもあったから、その関係で天喜二年の神名帳や建治二年の石築地配符、弘安十年の宮侍守公神結番等の重要 のと考えられる。調所氏は中世、大隅国在庁官人で調所職兼主神司職を世襲、国務に当り、また守護所被官の立

文書を伝え、家譜に載録したのであろう。 原文書の伝わらない現在、 その史料的価値は高い。『旧記雑録』

れらを何れも調所氏譜から採録しているのである(全体では収録分八二点、未収二四点)。

『日本歴史』一五九号に拙稿「調所氏寸考」があり、調所氏家譜抄が「地誌備考」に収録されている旨のべてい

る。

大慈寺文書

化財に指定されているもの等一部を除き失われ、「文政十三年寅六月改 建立、開山は玉山玄提、 大慈寺文書は曽於郡志布志町志布志の禅刹大慈寺相伝の文書である。大慈寺は臨済宗妙心寺派の寺院で興国元年 判としているのに対し、前者は多く花押を写しているところから後者の写ではなく、原本によったものと思われ の表紙上書のある冊子本とが残されている。両者の内容は一通以外ほとんど重複するが、後者が花押をすべて在 の表書のある旧巻子本(現在は一通宛別々になっている)と「元禄十年丑二月十六日 御文書写留帳 五十六通」 ても注目されよう。なお『旧記雑録』には一三点が収録され、四四点が未収である。 南北朝期の畠山直顕、 明治初年廃仏毀釈でいったん廃寺となったが、間もなく再興した。原文書は現在重要文 島津氏久、 楡井頼仲の寄進状等があり、当時の救二院付近の在地状勢を示す史料とし 古御文書写 二巻之内 但弐拾通也」

て「大慈寺文書」が全点収録されている。

大慈寺―大慈寺文書写の貴重性について―」があり、また『宮崎県史

史料編

中世二』にも県外所在史料とし

『鹿児島県史料拾遺(X)』に「志布志大慈寺文書」、『鹿児島県中世史研究会報』七に山口隼正氏「畠山直顕と

種子島文書

種子島文書は東京大学史料編纂所所蔵で影写本「種子島男爵家文書」である。 同本には「鹿児島市高麗町十七番

代官肥後氏として、つづいて種子島島主種子島氏として近代に至る。『旧記雑録拾遺 地男爵種子島時望氏所蔵 でいえば応永二年の沙弥時栄(種子島時充)譲状他六点が未収である。 の時代に移行する間の史料である。『旧記雑録』収録のもの二二点、未収五点であるが、「種子島家譜」との関係 は中世末から近世初めにかけての文書二七点で何れも種子島支配関係のもの、種子島島主時代から島津氏服属下 の「種子島家譜」を採録した。なお本文書の原本は第二次世界大戦末期の鹿児島空襲で罹災焼失している。 昭和六年五月影写了」の奥付がある。種子島家は中世以来多袮島地頭北条 家わけ四』では同家相伝 (名越) 氏

『鹿児島県文化財調査報告書』二一・二二に拙稿「種子島文書」台・口がある。

千箭文書

もの五通、 千竈文書は出水郡長島町指江千竈家徳氏所蔵文書である。内容は鎌倉末、 じたものと思われる。時家譲状にみられる河辺十二島、及びそれ以南の島々の記載は数少ない中世南島史料とし 郡の在地領主として活躍し、中世末から近世初めにかけて河辺郡を離れて高尾野に移り、さらには長島指江に転 併せて承久の乱の際、京方として一旦所職を失った平姓河辺郡司に代って同郡郡司職を兼帯し、幕府滅亡後も同 貫は尾張国、 断簡若干通である。また近世、相伝文書をもとに作成したと思われる清水盛富の千竈系図序がある。千竈氏の本 室町期のもの三通、 鎌倉中期、 河辺郡地頭職を島津氏に代って相承した北条氏(得宗家)の被官として地頭代となり、 それに慶長十三年の高尾野衆知行名寄帳、 同十九年の知行目録一通の他、 嘉元四年の譲状三通の他、 南北朝期の 系図

処分状について―得宗・得宗被官・南島諸島―」がある。 『鹿児島県史料拾遺(X)』拙稿「長島千竈文書」、『年報中世史研究』一八号に小田雄三氏 「嘉元四年千竈時家

て注目されよう。すべて『旧記雑録』未収の文書である。

寺尾文章

たが、薩摩国に下向、入来院内塔原郷(樋脇町)地頭職を与えられ相伝した。その後子孫に惣庶間の係争がおこ 入来院氏(渋谷氏)の庶家で入来院氏初代定心の子重経にはじまる。本領相模国吉田庄内渋谷内寺尾を家名とし 寺尾文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。薩摩郡入来町麓寺尾家旧蔵文書で、寺尾家は中世入来院領主 その関係史料や在地経営を示す史料等が注目される。『旧記雑録』には五点が収録され、 残り四一点は未収

寺師文書

であるが、

朝河貫一原編の『入来文書』にはすべて載録済である。

料・史跡調査に熱心にとりくんでいたから、この一連の作業は久仰・季通両人の熱意の成果といえるかもしれな 関係文書も多く残されているので文書所蔵の旧家より借出し閲覧した上、裱装を加え、それぞれの所蔵者に珍蔵 山田理安連署の「加増知行名寄帳」一冊と近世後期の寺師家の「写古目録」一冊等がある。 すべき旨を伝え返却したのである。当時の大口地頭代は『旧記雑録』の編者伊地知季通で、季通自身大口郷の史 師氏の発信または受信の文書とを併せて一四点が一巻に裱装されており、 納久仰の返却に際しての諭書が記されている。新納久仰の先祖は近世初期大口を統治した新納忠元であり、 正廿年十一月十二日付寺師源三郎宛島津義久袖加判町田久倍領地目録をはじめとする知行目録類と近世初期の寺 寺師文書は大口市寺師家旧蔵文書で現蔵者は千葉県前田紀代氏、現在は大口市教育委員会に寄託されている。 季通の万延元年の文書預目録の存在はそのことを裏付る史料ともいえよう。 奥に文久三年正月の寺師清次郎宛の新 この他慶長八年の伊集院抱節 その 天

友野文書

友野文書は神奈川県鎌倉市材木座友野長氏所蔵で東京都新宿区百人町柴山睦夫氏保管文書である。友野家は幕末

成の友野家譜中に慶長・元和年間の文書七点を収載している。東京大学史料編纂所所蔵の伊地知季安編 には御用人を勤めた鹿児島城下士、柴山氏の母方の家に当たる。嘉永七年七月友野長喬作成、明治十八年四月作 諸旧記

四」にも「元祖友野甲斐入道元真君申状」が載録されており、本書ではそれによって校訂を行った。

延時文

このうち『旧記雑録』所収のものは三二点、未収八点である。また『旧記雑録』に延時氏文書として載録されて 文書の内容は文治三年の譲状から至徳四年の延時名地頭職安堵状まで、鎌倉・南北朝期の在国御家人領主の実態 世、薩摩郡延時名の領有にあろう。大蔵姓、伴・平氏と共に薩摩国有力在庁官人で鎌倉幕府の御家人でもある。 年六月影写了」とある東京大学史料編纂所所蔵の「延時文書」には重複分一点を除き四○点の文書を収録するが、 を示すものとして興味深い。とくに蒙古襲来に備えて出府の際に書置いた譲状は注目すべきで あろう。「昭和九 延時文書は東京大学史料編纂所所蔵文書である。曽於郡財部町平原延時家旧蔵文書で、 いながら「延時文書」に未収のものが六点ある(前編一=七四○・八一八・八四四・一五六九・一八四一・二○ 延時氏の名称の由来は中

時文書の紹介―」がある。また『川内市史 続古文書編』に「延時文書」四六点並びに関係史料が掲載されてい

鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』二号に拙稿「薩摩国御家人羽島氏並びに延時氏について―羽島文書と延

五〇号文書)。

八田文書

る。

八田知紀の末裔。二巻、 八田文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。 何れも「隈之城」の裏書あり。 出水市大野原八田家旧蔵文書。 一は新田八幡宮執印道教具書案で正応五年のもの、 同家は幕末・ 明治初年の歌人 神社

仏寺本所一円領に対する異国警固役勤仕の催促状、道教はこれら幕府、守護等の指令を抄出して精勤の態を示し、 所職還補の証としたのであろう。『旧記雑録』には未収。 二は薩摩国宮里郷郡司宮里氏の京都大番役の催促状、

覆勘状案で、『旧記雑録』に採録済。 その中に「写在隈之城衆有馬休右衛門」とあることから、

は隈之城郷土有馬家旧蔵文書であったことが推測できる。

坤)、「文集」全、「御文書令臨附録」三巻である。 原蔵者は都城市早鈴町島津久厚氏。 北郷家は島津氏五代貞久 収となっている。参考資料として『旧記雑録拾遺 諸氏系譜二』には「新編島津氏世録支流系図 中心に一三六点が収録されている。『旧記雑録』には総計二八五点中一三七点が採録されており、 注文写他六一点。「文集」は永禄十三年の北郷時久置文写他一六点。「御文書令臨附録」には近世初期の文書写を 同家相伝文書の写。「御文書令臨」の乾は文和四年の足利尊氏御判御教書写他七二点。坤は応永十七年の進上物 の弟資忠を初祖とする島津家支族、日向国北郷を領有したので北郷家といわれ、近世には都城島津家とよばれた。 北郷文書・同附録は東京大学史料編纂所所蔵の明治二十年十一月謄写本による。原題は「御文書令臨」二巻(乾 史料編 中世二』には都城島津家文書として「三国筆苑」、「御文書令臨」、「北郷家古文書写」 北郷氏」があ 一四八点が未

等が載録されている。

『宮崎県史

のち薩摩国祁答院地頭平姓渋谷氏の庶子泰基(聖蓮)が斑目惟基の養子となりその跡をついだところから、同氏 斑目文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。出水市斑目家旧蔵文書で中世文書一七点、系図四点、 『旧記雑録』未収である。斑目氏は橘姓、 出羽国を本貫地とし、鎌倉幕府の御家人として東国居住であったが、 何れも

一も含めてもと

中世文書を伝存してきたのである。正中の変に際して鎮西探題のもとに出向、 は祁答院柏原 (鶴田町)等に所領をもち西国に移住、在地の武士となった。子孫は近世、 その証判をうけている。 出水郷の郷土となり、

『九州史学』一六号に桑波田興氏「斑目文書」の紹介がある。また鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』

に拙稿「薩摩国祁答院一分地頭斑目氏について―斑目文書の紹介を中心に―」がある。

三角プ

じめとして郡司名たる薩摩郡成枝名内成富名の知行権をめぐる相論文書は当時の在地領主の支配係争関係を示す 摩郡司一族の森氏の末裔と思われる三角家に伝存した文書(「諸家大概」による)で文保元年の鎮西下知 状 史料として興味深い。一三点すべて『旧記雑録』未収文書である。 三角文書は姶良郡姶良町住吉田口まり子氏所蔵、現在鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。平姓薩 鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』|二号に拙稿「薩摩国御家人薩摩郡成枝・成 富 名 主 に . つ į, て一三角 をは

(森)氏文書の紹介を中心に一」がある。

村田文書

土村田氏の知行目録一巻六点で『旧記雑録』未採録のもの。安政六年十月の新納久仰の一覧後裱装返却する旨の 村田文書は大口市平出水村田武経氏所蔵文書で慶長十四年の村田源之丞宛新納忠元坪付等何れも近世初期の大口 村田源右衛門宛の奥書と同十二月の伊地知季通の副書とが付されている。 村田氏は同氏系図によれば肥後菊池氏

山口文書

島津忠昌代の国老経安の末裔とある。

山口文書は鹿児島県立図書館所蔵文書である。 鹿児島市草牟田町山口家旧蔵文書で、 山口家は中世入来院副田山

寄合の文言もみえ、 と政重の弟重次の子惟重(山口彦三郎、浄心)との間の嘉元三・四年の所領相論文書が中心である。 口村の領主で、文書の内容は『入来文書』を補足し得るもので、入来院氏二代明重の三男篤重の子政重 当時の族的関係を知る上で重要な史料といえよう。成巻三巻(一○点)、『旧記雑録』未収で 一門評定や (重心)

あるが、張紙に伊地知季安も一覧した旨の記述がみえる。他に系図二巻、その一巻を併載した。

『鹿大史学』一一号に拙稿「入来院山口氏について―山口文書の紹介―」がある。

山門文章

忠以来の所領の相続、 院(高尾野町・野田町)郡司山門・市来崎氏の末流で近世高城郷(川内市)士として文書を相伝した。 山門文書は鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵文書である。唐津市山門幸夫氏旧蔵文書で、山門家は中世山門 として興味深い。 本書収録文書中、『旧記雑録』には市来崎氏文書として二二点が収録されており、 藤姓鮫島氏の入嗣、庶家市来崎氏とのかかわり等、中世在国御家人領主の動向を示す史料 未収は四点

護被官と国御家人―薩摩国山門院の場合―」がある。また『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録図 出水郷土誌資料編二九に『中世山門院和泉郡関係文書集』、『鹿児島史学』一三号に山口隼正氏「在地における守 文

留守文章

書②』に「山門文書」の目録が掲載されている。

冊によれば、「昭和五年十一月写了」とある。天文二十年以降慶長末年に至る文書九点であるが、当時同氏は執 宮(鹿児島神宮)四社家の一つで中世以降留守職を世襲してきた。東京大学史料編纂所所蔵の「留守文書写」一 留守文書は姶良郡隼人町見次留守景彦氏所蔵文書である。留守家は紀姓、 桑幡・沢・最勝寺家と並ぶ大隅正八幡

印職に補任されていた如くである。『旧記雑録』には五点収録されている。

以上本書に掲載した二九家の文書について概述したが、今回掲載できなかった諸家文書については次回以降に 『鹿児島中世史研究会報』二四に拙稿「留守文書写」の史料紹介がある。

『旧記雑録拾遺 家わけ七』として編集刊行の予定である。

(五味克夫)

例

言

六』として刊行するものである。本書の底本とした文書名と所蔵を掲載順に示すと次のとおりである。 本書は、「有馬文書」以下二十九家の中世~近世前期関係文書を収め、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ

				1						
史 料 名	所	蔵	別		史	料	名	所	蔵	別
有馬文書	鹿児島大学	·大学附属図書館		委	桑幡文書	書		桑幡元兼氏	(大阪府箕面市)	<u>:</u>
有村文書	東京大学史料	編纂所(影写本)	展	国分文書	書		国分啓子氏	(日置郡松元町	(3
太秦文書	鹿児島大学附属図	M属図書館		#	心々目	志々目文書		鹿児島大学附属図	門属図書館	!
大迫文書	海江田健五郎氏	战 (鹿児島市)	市)	調	所氏	調所氏家譜		東京大学史料編纂所	福纂所	
岡元文書	鹿児島県歴史資	料センタ	1黎明館	+	八慈寺	大慈寺文書		大慈寺(曽松	(曽於郡志布志町)	
書	島津久英氏	(姶良郡加治木町)	木町)	繙	學皇	種子島文書		東京大学史料編	行編纂所(影写本)	本)
川田文書	鹿児島大学附属図書館	n属図書館		千	-竈文書	書		千竈家徳氏	(出水郡長島町)	(T
岸良文書	東京大学史料編	暴所 (騰	写本)	寺	可尾文書	書		鹿児島大学附属図	門属図書館	į
霧島神宮文書	霧島神宮(公	(姶良郡霧島町)		去	寺師文	文書		前田紀代氏	(千葉県松戸市	1)
黒岡文書	東京大学史料編纂所		(影写本)	- k 7	友野文書	書		友野長氏 (油	(神奈川県鎌倉市)	13)
				Ì						

5 *	
桑幡文書	桑幡元兼氏(大阪府箕面市)
国分文書	国分啓子氏(日置郡松元町)
志々目文書	鹿児島大学附属図書館
調所氏家譜	東京大学史料編纂所
大慈寺文書	大慈寺(曽於郡志布志町)
種子島文書	東京大学史料編纂所(影写本)
千竈文書	千竈家徳氏(出水郡長島町)
寺尾文書	鹿児島大学附属図書館
寺師文書	前田紀代氏(千葉県松戸市)
友野文書	友野長氏(神奈川県鎌倉市)

延時文書	東京大学史料編纂所
八田文書	鹿児島大学附属図書館
 北郷文書	東京大学史料編纂所(謄写本)
 斑目文書	鹿児島大学附属図書館
 三角文書	田口まり子氏(姶良郡姶良町)

留守文書	山門文書	山口文書	村田文書
留守景彦氏(姶良郡隼人町)	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島県立図書館	村田武経氏(大口市)

収め、それ以外は編年順に掲載した。 個々の文書や記録などの掲載にあたっては、成巻されたものや編さん物については原則として底本の収載順に 総括的な文書名の表記は、原則として本来の氏姓に従って「○○文書」とした。文書の配列は五十音順とした。

収載した文書の欠失箇所をほかの文書や写本等によって補充する場合は、次のようにした。 文書や記録などの文首には、通し番号と文書名を付した。重出文書は文書名のみを示し、本文は省略した。

補充箇所は▽△で示し、末尾に典拠史料を注記した。

補充にあたっての典拠史料のうち、「旧記雑録」に拠ったものは⑩で示した。

刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

7 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「 」(墨書)、『 』(朱書)で囲んだ。

文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。 文書・記事中にある「○」印・「●」印などは、底本の体裁に従った。

ゥ

ᆂ 文書・記録・記事中には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

原文の磨滅虫損は、字数を推して□または□□を以て示し、判読不能な文字については‱で示した。

見せ消は、その文字の左側に「~」を付した。

頭注や行間の書き込みは、底本の体裁にあわせた。

編者の付した注は、原注と区別するために ()で囲んだ。

欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

原文中の返り点や送り仮名などは、一部を除き省略した。

原文中の地名・人名・官名・年号等に施されている朱引は、すべて省略した。

漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

(舞) 紙 祝義 (儀) 季 (年)

陳

諏方 (訪) · (畢)

魔(鹿児)

(異) (陣

夏 (事)

刕 州 見廻

帋

留主 (時)

躰

体

守 刁 (寅

19

旧記雑録拾遺家わけ六 目次

	3 *	p=	Æ15÷	ш		+	ילכו				-	目	例	解	
国分文書	桑幡文書	黒岡文書	務島神宮·	戸良文書	川田文書	加治木島	岡元文書	大迫文書	太秦文書	有村文書	有馬文書	次	言	題	
		黒岡文書(黒岡帯刀氏所蔵文書)	霧島神宮文書	岸良文書(岸良古文書并系譜)	1-七	加治木島津家文書									
六一	五七	四五	\equiv	五五	七七	九三	六五	五七	四三	二七	_	$\frac{1}{0}$	七		

有 馬 文 書

てんならひに	しそくミやわうとのかところに[(子 息)宮 エ 殿)	尚	わきまへす、あなかしこく	あたり物なし、こくさ	このたにも又めんてん゠□	○一 ゑもむ某田地譲状		有馬家文書								(巻子表紙)
				またく候へ	くやうたい		きまへす、	たゝしくた	のちいさほん	ゆつりあた	とのハこう	らいちきや	みきくたす	ひよしのひょしの	すいてん、本田)	合
		ゑもむ	けんちやう五年七月十 (建 長)	またく候へし、あなかしこく	くやうたいをかきてりやう	とはほむせうもんニあり、よてた[たうハめんてんニあはせて物な[きまへす、たゝそとうまいは	(所 当 k) たゝしくたんのたハかちしつく]	のちハさほいなくりやうち (相違) (領地)	ゆつりあたふるところなり、	とのハこうしたりといへとも、心さ	らいちきやうとしひさし	みきくたむのすいてんならひ (件)	ひよしのめんてんいちやう	すいてんいちやうのうち (水田) (春町) *やさとのかう]	

りいこうに気受し、てらこぼっくいったうしことを重	き三郎つくりさたん内きたにつけて、貳段うちのた	○三 はたのうち田地譲状	けんちやう六年五月廿八日(第一長)	くたんのと	のう□のによりやうしやうすへきしやう (女)へ 賃 (孝)へ				しん			せし	City May	「ありをうすミのかうのとの」	(端書)では、「一」では、「一、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一、「「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「「一」では、「一」に、「「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「「」に、「「」に、「「」に、「「」に、「」に、「「」に、「「」に、「「」に	〇二 島津忠時安堵状案
	(花押) [○四 某田地寄進状	はたのうち(花押)	けんちやう七年四月廿二日(建善長)	たんのことし、	りわたすところ也、よてこ日のために、ゆつりしやうく(後日)	□とのゝゆつりしやうにまかせて、ミやわうとの□ゆつ(=)	みきくたんのすいてん、めんてんニおいては、こにう□ た	ひよしのめんてん壹丁	十郎つくり壹段、 とこなめくわうや壹丁	せいとうへたうつくり参段、き三郎つくり参段(別)当(別)	字うはのた弐段、め二郎つくり壹段	つほくくらの事では、	ミやさとのかうまさをか内すいてんとこなめ壹丁	つしんて ゆつりわたすミやわうとのところ	につけて壹段なり、(花押)

八幡新田宮常燈免	てハ永代を限テひきまいらせ候へし、仍後日證文如件、
合伍町但荒野 ————————————————————————————————————	文永十二年三月十五日
右件免田者、号為新免	正綱(花押)
左衞門尉之時、雖令勘	正忠(花押)
同為少別當勝尊之沙汰	
社役可令相傳領掌、是[〇六 沙弥ほうち譲状
地久國土泰平國中安	(端裏書)
仍致忠勤之誠、令勤仕	「上さとのそののゆづりしやう也」
乱、可令領掌之状如件[
文永十一年十月	ゆつりわたすあさなをとくまかところに
	・やさとのかうのうちうゑさとのせんなのはうのいそ (居
〇五 正綱・正忠連署田地譲状	のゝうちミなミのかたのそのいその事 (1所)
新田宮長日とうゐてんのめんてんの□	みきくたんのそのハ、ほうちかはゝれんあぇたふのはか(計)
とこなミのうち惣入道作并しかい	らいとして、けさわうまろにゆつりあたうるといへとも
合いちやり貳段を明年より小別當御房所ひきわたしま(を「町)	ゆつりしやうのうらかきにかやうに申といへとも、ほう
いらせ候、但地頭米・かちし・國そたら・方~~公事あ(加地子)(所一当)	ちかむすめのいぬかはからいたるへきよし、ゆつりしや
てあたり物造宮作れう=いたるまていかうふしゆ=かゝ(当) (料)	うめいはいなり、しかるにをやにさきたつこのあとハ、 (明 ^{白)}
えとゝめ候をハん、但かた~~いらん候ハん゠をきて候なく(花押)	をやのはからいたる事はられいそのかくれなし、しこん(後 例)

いこをとくまよりほか、いかなるこうまこ・しんるい・(子 孫)

せしむへし、よてゆつりしやうくたんのことし、 す、ゑいたいさらにたのさまたけなく、しそんさうてん きやうたいたりというとも、すこしもいらんあるへから

けんち四ねん二月廿八日(建治)

しやミほうち(花押)

正應三年十一月廿三日

てのちのためにしやうくたんのことし、

紀正行(花押)

紀正行田地売券

壹ヶ所事 紀正行謹申す、うりわたしたてまつるすいてん壹丁并蘭

てうりわたしたてまつる事しちなり、但水田ニいたてハ、(寒) う//あるによて、けんちき物廿五貫文=やう年をかき (**) 正岡内上とこなめ四反廿、字ゆのきわたせ五反卅、并薗 右件水田・薗者、正行か先祖相傳の所領也、しかるをよ ハ太郎丸内峯本かの水田=いたてハちとうこないけんに(御 内 後)

りんしくわやく・あてあたり物いかうほミやうニとゝめ(臨 時 課 役)(宛 当) (1 向)(本 名)候へし、このほかはう (のそたう・まんざうくうし・候) (万 雑 公 事) つきて一反へつに五升まいはかりをわきまへをいたされ

のせにいちはいをもて沙汰申とられまいらせ候へし、よ

候、かのたに公私ことなる事いてきたて煩あらん時ハ本

たはた、ミなミハかきるほり

右件しんしハ、ひんかし[

かきるやまはた、きたハかき

さかひをせん日のせうもん

ひたかさねてさしいれ候、さか

太郎丸内ミねもとのその 4[(巻子表紙) 有 馬 家 某田地譲状 文 書 賢智相論當郷三分二方田地事 御いましめ候とも、へんかいの やうあるへく候、もし御し りあたへおハん、いらんさをひ[ちにをきてハ、ゑいたいし[のなかをすくにとをす、この[のことし、 さため候了、よてせうもんのし しく候、さきのせうもん..... 〇九 正應四年八月十二□(甲)

鎮西下知状案

下野前司入道~義代本性与薩摩國宮里郷郡司八郎正有代

与之儀、□退惣地頭方畢、國衙・領家年貢及寺社課者、 三十二月十一日賢智状者、宮里郷内永吉田陸町事、以和 為本名沙汰、可弁済云、、 右就訴陳状擬有其沙汰之處、兩方致和与畢、 爰如去年安 如同日本性状者、當郷三分二

方永吉田陸町事、自郡司并名、領主令避退惣地頭方之上

者 郡司職以下下地事、不及違乱、 永所止訴詔也云, 者、

此上者不及子細、守彼状、相互可致沙汰之状、依仰下知

正安四年八月十八日

掃部助平 (北条政顕) 在判

 $\frac{\circ}{=}$

鎮西下知状案

 $\frac{\circ}{\circ}$ 島津久時書下案

今月中可被遂其功候、是非返状承可存知候、恐、謹言、 見参之時、直申候畢、又當参之時、催促度、候、一向無 役所之警固并構事、就関東度、御教書、於國度、催促之、 沙汰候之条、難存知候、近日関東御使下向之由、其聞候、

宮里郡司殿 十二月七日

右就訴陳、擬有其沙汰之處、如去月十三日正有状者、 郷郡司一収納得分及當郷田地貳町· 薗壹箇所事 薩摩國宮里郷郡司正有与河田次郎入道子息正景相論、

當

摩國宮里郷郡司職一収納得分并水田貳町・薗壹所事、 對 薩

道円難訴申、正景帯次第證文間、止訴詔云、、此上不及

異儀之間、於彼田地等者、正景知行不可有相違者、依仰

下知如件、

延慶二季十一月二日

前上総介平朝臣(北条政顯)

政秀・為政連署書下案

薗一所事、正景書状如此、 薩摩國宮里郡司与川田入道~円子息正景和与水田二町・ 所詮彼所為関東御成敗地否、

載起請之詞、可被注申也、 仍執達如件

(本文書ハ一二号文書ト同文ニツキ省略ス)

0

鎮西下知状案

6

政秀

十月十二日 延慶二

薩摩國守護代

たが対し、早企参上、可つを一次保二年四月廿二ののでは、早企参上、可のの河田次郎入道殿「のの河田次郎入道殿」のの河田次郎入道殿「のの河田次郎入道殿「のの河田次郎入道殿」のの	で	を うかった かった かった かった かった かった かった かった かった かった
に、いぬつるかい、のところに いぬつるかい、のところに いぬつるかは、いちこかほとハ、たの で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、かまさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、まさかけかゆつりしやうにみへたり、 で、まっと、ののちい、たらえんかさらてんの がらいなつるかは、いちこかほとハ、たの 河田次郎入道殿「跡」 のやうしやうせしむへし、一こののちい、 で、まっくののちかにわかちたふへし、	守護代兼當郷三分二惣地頭代沙弥本性在判延慶貳年十一月十九日	□きやう四年七月十四日し、しゃうらいのためにゆつり
	દુ • ப	
りやうしやうせしむへし、一こののちハ、では、一気が関係していぬつるかはよいちこかほとハ、たのでしいかきるやまはた、ひかしハた・はたが、大保二年四月廿二でいぬつるかはよいちこかほとハ、たり、文保二年四月廿二でいぬつるかはよいちこかほとハ、たりで、ないまさかけかゆつりしやうにみへたり、文保二年四月廿二でいぬつるかはよいちこかほとハ、たのちハ、たうえんかさうてんのでは、「期」では、まなきのその、ひろつくた」ともにゆつ 吉沢大進房道恵申、りふくのことものなかにわかちたふへし、	څ ک	
り なくのことものなかにわかちたふへし、 つふくのことものなかにわかちたふへたり、 文保二年四月廿二日 でいぬつるかはゝいちこかほとハ、たの 河田次郎入道殿「跡」でいぬつるかはゝいちこかほとハ、たの 河田次郎入道殿「跡」でいぬつるかはゝいちこかほとハ、たの 文保二年四月廿二日ミハまさかけかゆつりしやうにみへたり、 文保二年四月廿二日ミハまさかけかゆつりしやうにみへたり、 文保二年四月廿二日		吉沢大進房道恵申、薩摩國宮里郷内床並田壱町事、
うふくのことものなかにわかちたふへし、	(₹)(₹)	仍執
河田次郎入道殿	のすいてん・そのらハ、たうえんかさうてんの(´ポ) (μ ̄ #)(´t゚) (μ ̄ #)	文保二年四月廿二日 遠江守(花押)(北条随時)
たらふくのことものなかにわかちたふへし、(当 腹)(当 鬼)		河田次郎入道殿「跡」(異筆)
プ・レ・イン イングラン・ファー		

(巻子表紙)

有 馬 家 文 書

ゆつりわたす ちもん房きやうゑかところ:(智 門)(g 恵))とろった 比丘尼めうえん譲状

段北=付紀三郎作参段坪ならひニミなミのその内こけちきや与 仲坪伍段外南付貳ならひニミなミのその内こけちきや 田のミやのとうゆのめんてん壹町・坪はんふん忠弘=譲(詹・徳)(兔・m) さつまのくにみやさとのからまさをかミやらの内、新

紀正景重申状

□景重言上

旨欲蒙御成敗、道円負物錢賃事(資力) □後家以下子息等、背度〻御奉書、不参陳之□、任申状

一通 御奉書案 , 二通先進了

右くたんの田畠等こたうえんちうたいさうてんのそりや(故 道 円)

ら南付半分か事

たうふくのことものなかにわかちたふへきはゆいめいた(進 命) うとして、こけふんにゆつりたふところなり、こゝに手(後 寒 分) 但手継次第證文等ニをいてハ、ちもんはうにもたするな るあひた、弥五郎与智門房にはんふんあて譲与ところ也、 継状のことくは、こけいぬつるかはゝのいちこのゝちハ、

り、又くうしハせうへたうしようゑいのけいしやう゠まり、又くうしハせうへたうしようゑいのけいしやう゠ま か□て、とうゆのしろの米伍斗貳舛かうち半分、貳斗陸(せ)

らこをいてハ、ほんミやらにかゝへとゝめられをハぬ、 舛宛、そのさたをいたすへし、このほかのしよのくうし(s/w 事)

このしさいせうもんにみへたり、よて為後日譲状如件、

くゑんかうにねん三月十六日 ひくにめうえん(花押)

() t

(四與人道)		○一九 鎮西御教書	河田入道後家殿	七月五日	紀正景申、可被配分負物錢貨由事、御奉書并訴状・具書	〇一八 円意書下	「正景重申」	(端書)	元亨二年六月日	為蒙御成敗重言上[]、	由、雖宛給度、召[]、違背之上者、正景分可[]之由	被聞食披、且令支[]、且有子細者、令参對、可[]之	□賃被配分道円跡後家[]息等可致其弁之由[]申之
國宮里鄉藤太郎(二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	宮里智門房慶 (恵 申、蘆 樂)	〇二十 鎮西御教書	武光四郎入道殿	元亨三年十一月廿六日 修理亮(花押)	事、訴状劃具如此、早可□入也、仍執達如件、(◈)	□里智門房慶恵申、薩摩□宮里郷藤太郎名内田地壱[(홈) (萬) (萬) (萬)		□郎左衛門尉殿 (次) 	年十一月廿四日 修理亮(花押) (北条英時)]家人否、所有不審也、早尋究	,

	承了 選上 御奉行所	元亨四年十月廿一日 僧慶恵 在裏判此旨可有御披露候、恐惶謹言、	摩國御家人宮里郷一分領主智門房慶恵令付御着到候、以	依京都御事、関東御早打今月五日下着之間、為當参、薩	「覆勘状案」	(端寒杏)	〇二二 僧慶恵着到状案		武光四郎入道	元亨三年十二月廿[如件、	催促云~、早速可[
嘉曆元年九月	為被經御沙汰、重言上如□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	二通 御教書案	御教書不及参陳無□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	同國宮里郷峯本後 薩摩國莫袮彦次郎入	〇二四 莫袮彦次郎入道某重申状		造谷新平次 <u> </u>	嘉曆元年八月	左右也、仍執達	道性房開門政所三[重申状三通如此[莫袮彦次郎入道	〇二三 某書下

僧慶恵売券案

「慶喜所進」

(端書)

く候、よて為後日、ほんせにかへしの状如件、 (本 銭)(返) の後、いつにて (本 銭)(返) き候ところなり、又この田をうけ候ハん時ハ、三つくり(作) 三段、東より西ニつけて要用あるによて三貫文ニあくね(異 巻) 薩摩國宮里郷まさおかミやうのうちしもとこなみ一丁内(H 岡 名) (下 床 並) の後、いつにても候へ、秋の時さくもういこにうけ候へ(作 毛)(以後) んさう公事・りんしのあてあたり物一向とゝめ候て入お(鰡(時)(宛)(当) のけんてうの御房『入おき候ところなり、但この田のま(※・朝)

僧慶恵売券案

有

馬 家

文

書

四

(端裏書)

「慶喜所進」

・入おき候ところなり、但この田の万雑公事・りんしの 三段、きたにつけて本せに三貫もん『石塚三郎入道殿方 薩摩國宮里郷まさおかミやうのうちしもとこなみ一丁内

(巻子表紙)

進上 くわやく一向とゝめ候了、又かの田うけ候ハん時ハ、三(鰈(夋) 太郎相共可被注進也、仍執達如件 莫袮源朝房跡及異儀者、召調一問答訴陳、薩摩郡郡司弥 解、過半倍者、可返付本主、若論人石塚三郎入道覺念・ 反本物返由事、訴状二通劃與如此、 子細見状欤、 早遂結 候、以此旨可有御披露候、 薩摩國御家人河田智門房慶喜、依 河田智門房慶喜申、薩摩國宮里郷内正岡名下床並田地六 よてほんせにかへしの状如件、 つくりの後さてんいせんにさくもういこにうけ候へく候、 元弘三年八月廿三日 元徳二年二月十日 御奉行所 「承了(花押)」 守護島津道鑑兵書下 河田慶喜着到状 恐惶謹言、 慶恵 僧慶喜上 世上騒乱事、令参洛 (如件) (建武二カ) (本文書ハ「旧記雑録前編一」一七四五号文書ト同文ナリ) 國分助次郎入道殿 建武二年八月廿七日 |道覚念・莫袮源朝房跡及]真如此、子細見状欤、早遂 . □床並田地六反本物返由事、 (〒カ) 年八月廿七日 |速可被注進也、 調一問答訴陳、 |倍者、可返付本主、若論人]慶喜申、薩摩國宮里 守護島津道鑑点書下 仍執達 國分助二郎 「財部有馬長右衞門」『十四』 沙弥(花押)

○三〇 河田慶喜申状 ○三〇 河田慶喜申状 薩摩國宮里郷一分領主河田智門房 地壹町内三段間事 ・一通 證文案 一通 證文案 一通 證文案 一通 證文案 一通 證文案	(常) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地
欲早任定法、被成下御奉書、令知行同郷正	三貫文質券之處三年二月十日、
段間事 名字言	第也、然早可返付彼田地之由、)
副進	─────────────────────────────────────
今者死去入置本錢三貫文質券之處、背當	○三二 河田慶喜申状
条、無謂次第也、然早可返付彼田地之由被成	河田智門房慶喜申
令知行、恐ゃ言上如件、 [郷正岡名内下床並田地六段[
	就于今年八月廿七日御奉[
建武二季八月 日	由、相觸論人石塚三郎入道覚
	源朝房跡候之處、過半倍候
〇三一 河田慶喜申状	結解之由、令申候之間、沙汰付
	候早、以此旨可有洩御披 [

世上 御奉行所 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
--

_____御奉行所

(巻子麦紙)

有 馬 家

文 書

五.

足利尊氏奉行人連署奉書写

河田智門房慶喜申、筑前國多、良潟今月二日合戦事、慶 喜打取敵二人之条、令見知之旨申之、為事実否、載起請

之詞、不日可注申、仍執達如件、 建武三年三月十七日

(平) 兼政(花押)

(和泉) 実忠(花押)

□」凶徒市来□郎入道之城□被致合戦也、□執達如件、 (常國) (大) (可) 可勵忠節之状如□[件] 聞食畢、殊以神 致合戦抽軍□[忠] 薩摩國凶徒 (本文書ハ三六号文書ト同文ニツキ省略ス) (本文書へ「旧記雑録前編一」一七九七号文書ト同文ナリ) 建武四年五月十□□ 〇三七 酒勾兵部二郎殿 宮里名主中 島津頼久催促状 某催促状案 足利尊氏奉行人連署奉書写 (高) 師泰(花押) 目安 (端裏書) 河田智門房申」 (本文書へ「旧記雑録前編一」一九五三号文書ト同文ナリ) | 今年四世七月廿五日、 同國市来城發向之時、 自同廿九 同九月晦日、大隅助三郎・鮫嶋彦次郎入道以下凶徒等 同八月四日、伊集院石谷在家仁楯籠御敵之間、 促、馳向彼所、 畢、仍山門次郎左衞門尉·大隅式部三郎令見知畢、 薩摩國宮里河田智門房慶喜申軍忠事 太郎令見知畢、 日押寄彼城大手迄于同八月三日、捨身命、致日夜合戦 致彼城後巻合戦之時、慶喜親類河田弥三郎家弘令討死 川田智門御房(慶喜) 八月六日 〇三九 河田慶喜軍忠状 追拂凶徒等、令焼拂在家之条、莫袮又 (島津) 頼久(花押)

随御催

三日御教書如此	○四一 某書下	河田智門御房	道(2)	香應二年六月廿三日 久景(花押) (酒匂)		薩摩國宮里郷四郎名田地并薩摩郡光富名內古郡田薗等、	為御方、楯籠碇山城、被致軍忠之条、神妙之間、闕所地	〇四〇 某道顕・酒匂久景連署書下		(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九九一号文書ト同文ナリ)	「承了(花押)」「属庫領久)	建武四年十二月 日	且給御證判、且為預御注進、恐々言上如件、	畢、仍莫袮彦次郎入道所令見也知、然早任軍忠之実、
「財部有馬長右衞門」(押紙)	○四三 河田慶喜譲状	『有馬長右衞門』『五十五』	<u> P</u>	野蕉三手八月六日 ・ 慶奪(吃甲)如件、	のうち二段とくいちまろにゆつりあたへ了、仍ゆつり状	しくろいちまろにのこらすゆつりあたへ了、しかるをこ	のかうのうち下とこなみ五段のつほの事、□ん日ちやく	きやうきのちきやうふんの田地、さつまのくにミやさと	○四二 河田慶喜譲状		河田知門御房	曆應三年五月十 [執達如件、 [相催一族、可被

-	
嫡子黒壹丸所	景義所
	右、薩摩國勧童名向田之地頭職以下之得分事、彼所者致
	契約、所令知行也、至得分以下者、景義仁讓与之状如件、
	文和三年六月五日慶喜(花押)
	〇四五 河田慶喜譲状
	(押紙)
	「財部有馬長右衞門」
和四年二月十六日 慶喜(花押)	之薗壱ヶ所、為本物返令知
	在國司依凶徒与同之義、彼跡
○四四 河田慶喜譲状	
(押紙)	等申給女子益満御前
「財部有馬長右衞門」 "世三"	人して可知行也、請出之時も

一人して等分亡わけとるへき也、

		(巻子表紙)						
□三年六月五日	慶喜(花押)							
		有	馬	家	文	書	六	

河田慶喜譲状

譲与

景義所

〇四七 ほし白状

きにくひ□つかれ申候うへハ、ほしかこミつ・八郎・□(t) られ申候へきところに、あ□りになけき申候程に、ふしい。 ほとに、□ゆこ御方よりめしとられまいらせ□てちうせ □しきのゝうちしまひらにて、ほし、□なしきせう二郎・(ギ) 白状如件、 **う二郎・せう五郎四人なかくつミの□たるへく候、よて** せう五郎きやうたい二人して、せつかいつかまつりて候 □なたうほしか白状いはく、

延文五年正月八日

為凶徒退治、所令下向也、早馳参、

可致軍忠、

仍執達如

康安二年二月十七日

(斯波氏經) 左京大夫 (花押)

四八

斯波氏経催促状

ほし

件

康安二年二月十七日

為凶徒退治、所令下向也、早馳参、可致軍忠、仍執達如

四九

斯波氏経催促状

河田主計助殿

〇五 〇 五 〇 島津伊久名字状

「財部 有馬長右衞門」 (押紙)

左衞門五郎基義

伊久

(花押)

應安六年十月十一日

河田治部左衞門尉殿

<u>五</u> 沙弥けんつう譲状

心さしあるによて、ゆつりあたふるしよりやうの事

	(魔)	石三斗	—————————————————————————————————————	——]干寸邶县之	- 東部 有無長者衞門』	「井 『 井 七 』 「井 七 』 「 井 七 』 「 井 七 』 「 井 七 』 「 井 七 』 「 中 紙) 「 一 七 一 十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	〇五二 町田存松倍外二名連署知行目録		しやミけんつう(花押)	おうゑい十五年卯月廿五日	□やうあるへく候、よてゆつり状如件、	もて□のさまたけなく、しゝそん/\=いたるまて、ち	女子くろはうかはゝにゆつるところ゠しちなり、此状を	つけてはんふんをけんくうのゆつり状□あいそゑ候て、(**)	とこなみ二反廿、□らひにミねもとのいやしき、きたに	さつまのくにミやさとのからのうち、わたミやらのうち、
	河田智門御房	四月十五日	可申麑嶋候也	状加一見候了	浦兵衞三郎實	宫里郷内田地四		「宮里郷正末名事」	(押紙)	〇五三 某書状		河田助兵衞尉殿	町田 出羽 入道		種子嶋左近大	九月十日

 「□」うみちけか御さいの事」(端裏書) 酒勾久景書下		○五四 某書下 正正	『川』「財部有馬長右衞門」
			このむねをそんきやうこう

右文書壱通、

其方家所持之處、

就御用、

御記録所江被召

島津久知・新納久正連署書状

猶々我々より可申入由、御老中被仰候間、如此"候、

先年被出候外ニも文書共候ハ、、可被差出候、以上、

急度申越候、仍先年公儀御用"付、川田勘介殿所持之文

候様ニ可被仰渡候、左候而川野長右衞門殿・壱岐源左衞 書被差出由候、今度御改共候二付、 入用"候、持参被仕

門殿へ可被相渡候、恐々謹言、

三月廿八日

新納又左衞門

久正(花押)

但箱入

嶋津中務

久知(花押)

〇五 五 七 川上親央・町田俊雄連署奥書

財部噯衆

御記録奉行

本書無相違致臨写可相渡旨、

依被仰付如件、

町田仲右衞門

文書所達書

覚

川田勘介系圖壱巻

同人文書五拾八通

但右同箱ニ入

外ニ名乗之書付壱ツ

Ļ

十二月廿一日

御文書所

財部

噯衆

延享元年子十月廿八日

俊雄 (花押)

川上平右衞門

親央(花押)

有馬七郎右衞門殿財部衆中

慥二可被為受取候、 以

右、竹之内八郎兵衞ニ相渡シ、

(条印) 〇五九 名乗之書付

乗

義

住

河田宮内左衞門尉殿

現住)大願宗室 志誌 (朱印) 之

〇 六 〇 川田家由緒覚留

覚留

』 川田左近兵衞と申者下大隅へ被罷居候處ニ、 垂*

庄内御弓

候二付、御請申上、伊集院抱節御地頭之時分、 座候處ニ、庄内落城ニ付、財部へ可罷移之由、 戦三付、 境目敷根二被召移、 御奉公仕申候、 左様:御 被仰付 罷移御

御同心被成度之由候、 被成、御移被成候二付、 奉公仕候、然處『川田大膳殿日州むか佐之御地頭御當 被仰聞候者、 同名之儀候間

い

かゝ可仕哉と存候而、

内ҳ相

其通ニ可仕由候間、

其より財部へ罷移申候、

彼彦左衞

兄弟有之候、 可然候由、 左衞門為心付高五石程買被申候而、 ニ被相召付候、 へハ、万事御心付可有之候条、親類之儀候間、長野善 御内談『而被仰付、右左近兵衞儀ハ於財部 彼彦左衞門儀、 其子ョ彦左衞門・豊前兵衞と申侯而 善左衞門ためニハおい之 被相付被罷移候而

地御死去被成候、御養子を助太郎殿と申候得共、 儀 : 候条、如右高五石相付、 候而於彼表御奉公仕罷有候、 然處二地頭大膳殿、 むかさの処ニ召移し、左 御地 於彼

豊前兵衞むか佐ニ罷居、兄彦左衞門儀へかこしま処之

頭ハ不被遊候而、かこしま之処ニ御移帰被成候ニ付、

二参候而、ならの窪と申所ニ罷居候得共、無足ニ而堪忍

躰難成『付、助太郎殿へ申候ハ、財部之儀、古郷之事』

二候間、 候間、 一先田舎へ罷移罷居可申候、殊ニ御領分有之事 被遣候而可被下由申候へハ、一段可然候間

財部地頭代前原隠岐殿と申人被仰候ハ、左近

兵衞無足之儀:候間、

彼表へ罷移候ハ、堪忍躰難

成 미 談仕候、

有之候、併地頭大膳殿同名之儀:而御同心被成事:候

指上申候、

御用御達被成候而より可被返下候間、

其

候間、 申候、 之儀:候へハ、我等持参仕、 差上申儀御座候得共、 此節右之系圖、又《御用候間、 候間、 相良木工助殿御地頭之時分、 しまへも参為申事も無之ニ付、 方へ縁与仕罷居申候、其子藤次郎と申者勘介おい之儀 共、彼勘介相果申、 申由被仰渡候条、又ゝかこしまへ参候而受取申候事、 格護仕候『付、 儀ハ一ケ所ハさかさへ豊前兵衞御奉公仕罷有候、 へハ屋敷無之『付、右之長野善左衞門子』兵右衞門と 緣与仕罷有之、 其後御用御達被成候間、 系圖格護仕、此中罷居候、尤右藤次郎持参仕、 可指上之由、従 彼兵右衞門おい札ニ勘介事札申受罷居申候事、 則かこしまへ持参仕、 子も無之三付、 いまた若輩之儀:候へハ、 御公儀被仰付候間、右之勘介 御地頭任御下知、 罷出候而、 川田之系圖財部へ有之由 持参可仕由被仰渡候い 万事難成侯ニ付、 いもと有馬猪之介 御文所へ指上 系圖受取可被 御文所 川田之 かこ 親類 財 申 部

由被仰付、御暇被下罷帰申候、時分地頭方へ可被仰渡候条、誰ニ而も罷出、受取可申

門子勘介と申候、

其いもと有之候、

有馬猪之介と申者

右之旨口上書『而御方迄可申上由被仰付候間、由被仰付、御暇被下罷帰申候、

如此御

座候、

有 村 文 書

(表紙) 賦何路連歌 天正十年十一月廿五日『天正十雑載採』 氷きや水も枯生の岩すゝき 有 **連歌** 天正十年十一月廿五日 村 文 賦何路連歌写 書 龍伯 月ひとりさし入谷のおくさえて むかしたゝわするゝまなくしたハれて やつしはて」のそてのあはれさ ひろひこし爪木のけふりあさはかに あらしの松の戸をとつるくれ 身も露とさはきえね衣/~ おきいつる夜半のさむしろひやゝかに みきりハ月のひかりしくかけ 跡もこそ今は難波のミやこなれ しけりてひまもあらぬ芦ハら 五月雨に里の棚橋とたえして わたすほとまつをちの川舟 のる駒をしハしやすむる道のすゑ わつかにミゆる野辺の下もえ かすミかねつム春あさきやま 更れはをしの床かゆるこゑ いかにして夢にハなさんうつゝかは いつくよりまつうちとくる雪ならん

実増

洞珠寒為珠洞能寒為珠洞庵長増舟長庵

27

同

実増

同

珠 洞 為長 庵 舟

洞庵	をくるゝにやすらふ春のかりのこゑ	珠長	波のらへの花ふきなかすミなとかせ
珠長	かすミの関そかすめとも行	実増	ゆくゑハ春のうミつらのふね
実増	花守のゆるすことのは聞そめて	為舟	いつくにもミるらん月のあさかすミ
洞庵	こゝろにかけしおくの山かけ	洞庵	國のはてまてなひかぬハなし
為舟	焼火こそこととふやとのたよりなれ	同	さきたつをいくさの場のこゝろにて
実増	ほさはややかて衣手の露	珠長	身をすてぬるや友をおもはぬ
珠長	いなつまのかけにも道をしのひきぬ	洞庵	山はなと住こしかたをへたつらん
為舟	悲しかりつる秋の夕やミ	為舟	聞こえはてゝなかめせらるゝ
洞庵	天の戸をさなから月にひらかせて	同	なをさりに打すきましや志賀のうら
珠長	神のますとやこゝろすむ山	実増	人のかたみののこるふる跡
実増	水上をとめて御祓の瀧の音	為舟	露もろき色をかなしむ小萩原
洞庵	吉野の川やそてに落行	同	うらミを荻のこゑなすゝめそ
珠長	むつましきいもせの中もへたゝりて	珠長	秋の夜のいくよもあかし夢のうち
実増	さらにたゆミもやらぬおこなひ	同	むすひもあへぬ春のたまくら
為舟	すこしたゝまとろミけりな老か夢	洞庵	うくひすのやゝしのゝめにいさなハれ
珠長	霜夜のかねののちのあけかた	同	かすミわけくるかせのまにく
洞庵	なきかハす雲井の靍のこゑさひし	為舟	花の香をしるへととめて入山に
為舟	こすゑむらく、ひらのやま松	洞庵	もとをたゝせるミちはまとハし

有村文書

有村文書					
芦の屋ハ中にありてや見えさらんあさなきしるしをくあミのうらかすミやムたなひく雨のはれわたり	さくらちりかふかせのしつけさたそかれを松の藤なミかほりそひなくほとゝきすきゝてうれしき	一坂をのほれは夏のつれてきてなをふかゝらむ山に住はやけふの日も入あひのかねの音つれに	いつまてなきかかすにもれなんつミすてぬ我こそうけれしのふくさあたにも人はなとあきのかせ	七夕のちきりのはしめはてもいさくちぬや月のミふねなるらん	うつす絵嶋ハ大方のあと うつす絵嶋ハ大方のあと
同珠実長増	為 珠 実 舟 長 増	洞珠為庵長舟	洞珠為庵長舟	洞珠隽庵長堆	泛為 珠 同 曾 舟 長
かよひちの霧のしつくをそての上うつらもくれや身にしミてなくむらすゝきふきしくかせにかたよりて	あり明かたの月の下ふしまくらゆふ野守はほともちかきよになぇた落さてきかん法かは	一こゑにいかて程とき過しけんかたれ高津の宮のふることはらからやなれてすむらんうちの里	こゝろかハしつ年は經にけりえにしたゝ生れくるよりさたまりて何をかは身にしゐて歎かむ	あさかほもはかなしと世やおもハましあらしをまたて落るあきのは	夏冬をかぬるすまゐはうらやましまひかさなりてしけき竹かき
実 為 珠 : 增 舟 長 :	実 為 珠 増 舟 長	洞為実庵舟増	洞珠同庵長	為 実 消舟 増 角	司 珠 為 洞 匠 長 舟 庵

竜伯 置霜ハところ~~の朝附日 そこゐをもいさしらなみの早瀬川 (本文書へ「旧記雑録後編一」一三〇一号文書ト間文ナリ) すゝしささそひ| 山のはにミさりし雲のうき立て 雲雀にかハるきしのはねをと さわらひハすミれさく野にこきませて おらすはいかに花のかへるさ をもき真柴に舟そちいさき 一むちしくれそゝきつるあと 能豊一 実増廿三 珠長廿八 洞庵廿四 為舟廿四 実増 珠長 為舟 洞庵 珠長 洞庵 為舟 同 御入魂所希候、 承候而、可得其心候、将又巣本之儀、何分相聞得候之欤、 急速雖可差登由候、巨細以税所新介可相違之段、就到来 紫進退之事、構逆儀候之条可討果、依談合内端之軍衆、 京都へ申登子細候之間、是非以今年者鷹数多見来候之様 未申付候、儅者可伺 厥後無音之躰、心外之至候、仍頃従忠棟所注進之趣、筑 無麁抹永傳有之度もの也、 右連歌其方家蔵:而、 猶〃今度於筑州立者、可被成自身出張候之欤、是又 9 示預、可得其心候、 安政三年辰十二月 彼是為納得染筆候、 恐 < 謹言、 島津義久書状写 御神慮哉、菟角御存分之通有之侭 此節致一 覧 有村隼治殿 新納駿河 加裱装、 久仰 (花押)

参月廿三日

義久(花押)

差返候条、

兵庫頭殿 (墨引) 義久 午六月廿七日 川上平右衞門

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一二九号文書ト同文ナリ)

......(継目裏花押)......

島津義久書状写

今度條ゝ申出候之處、被令納得之由、喜悦候、 殊更向後

候、従是永、不可者違變候、恐、謹言、

被任下知、可為無二之忠懃之段、具誓紙到来、

尤以神妙

義久 (花押)

十二月十三日

兵庫頭殿

......(継目裏花押)....... (本文書へ「旧記雑録後編三」一五五号文書・「旧記雑録附録一」一〇〇六号文書・ 「旧記雑録附録二」三〇号文書と同文ナリ)

> 右御書写、其方家蔵而此節致拜見、 加裱装差返之訖、

麁

抹被致間敷候、

安政三年辰十二月 有村隼治殿

令臨写、授與之訖、仍如件、 先年被召揚、此節写之儀被申出候、 義久公御書弐通壱通十二月十三日 各申談、

字畵無相違

御記録奉行

右

猶~申入候、未被直成、霜月十日より真米壱石廿目 ツ、ニ相下候、是又為御存知候、以上、 根占作左衛門尉書状写

其元御無事"御座候哉、此方御同前之至"候、 仍出米之

31

親央 (花押)

肥後二右衞門

盛用(花押)

田中五右衞門

有村安左衞門殿 國明 (花押)

大口

新納駿河

受取二ッ持せ申候、 可然樣三、御算用可被成候、 将又我

- 御入魂頼存候、我等親子買地出米之事、當所御蔵へ上 等懸籾来初秋之くし『指當候様』傳承候条、 他二不参様

一高四石分へ四分一

納候、

右、出銀四匁、但壱石廿二匁直成シテ真米壱斗八升壱

合八勺一才、

御方御高之内,

高四石五斗分ハ三分一

右、出銀貳匁七分、右同直成シテ真米壱斗二升二合七

勺二才、

是者

高二石五斗ハ松伊右衞門尉殿高之内、

高二石者別枝茂兵衞尉殿より之買地

合米三斗四合五勺三才、

麻ヶ野肥後守殿へ、真米貳升、我等前より遺事候間/ 此分ニ而皆濟ニ而候、其元にて御算用可被成候、将又胡 其

方より御返弁ニ而可被下候、頼存候、我等出米合三斗五

御存知候、恐惶謹言: 合四勺六才上納申候、 内九勺三才ハ過米二而候、

霜月廿三日

根占作左衞門尉

清為(花押)

有村隼人正殿

<u>五</u> 某加增目録写

加増目録

下田二畝 上田一段五畝十二歩井まちた 二石一斗五升七合

下田四畝 下田四畝 中田一段二畝四歩井まちた二反四畝八歩ノ内 五斗六升

二斗

善太郎 助二郎

主税助

壱石四斗五升六合 平右衞門尉

順十郎

合高四石九斗七升三合

屋敷六畝

六斗

慶長六年

有村勝右衞門尉殿

32

是又為

有村勝力	合高四石九斗六升八合	上田二畝四歩	中田壱段四畝	上田九畝十八歩 堂の下	上田一段一畝廿二歩くほた七反十五歩ノ内	加増目録	〇七 某加增		有村勝右	合高四石九斗七升七合	上田五畝十歩	下田十五歩	上田七畝六歩	上田一反十二歩	上田一反二畝八歩がいると	加増目録	〇六 某加增
有村勝右衞門尉殿	八八合	三斗	壱石六斗八升	壱石三斗四升三合	壱石六斗四升五合		某加增目録写		石衞門尉殿	7七合	七斗四升六合	五升	一石八合	一石四斗五升六合	一石七斗一升七合		某加増目録写
		早介	半左衞門	大蔵	彦四郎						大膳	又兵衞尉	木工介	万右衞門尉	助兵衞尉		
「忠元真筆」	(ハリ紙)	○ 九	·	見音老 尊報	十二月廿七日		可申述候、恐	侯、此事我々	分者、惣領子	舎弟可被召立候間、	尉殿に申候処こ	ニ御息御座候間、	被仰候ニハ、	参上、御息女	貴札令披見候、	以上	O N
		新納忠元六首詠草写			七日		恐惶謹言、	本御使申候間、御	惣領子たるへきよし、			間、難成由被仰候、	被仰候ニハ、久左衞門尉殿雖任御意度候、	を有村隼人佑殿	、仍先年大嶋久左衞門尉殿、		木上惟商書状写
		八首詠草写			惟商(花押)	木上和泉守		御返事如此候、万事者以貴面	頻:被仰候条、御縁中相定	隼人佑殿又 < 御息可在之候間、其時	御返事ニハ、隼人佑殿子息ハ龍菊殿為	候、其意趣を委敷久左衞門	任御意度候、隼人佑殿先腹	御息女を有村隼人佑殿縁中之儀申越候時分、見音	、左衞門尉殿、為御使度々遂		1状写

見はてぬ夢の覚たる心ちし侍りけれは、みしかき筆 さてく、此たひ竜菊童子身まかり給ひ侍る事、寔 にては書盡しかたく侍れ共、せめての事に、弥陀の 南 むは玉の夢のゆくゑをことゝハ、 あたなる人のいのち成けり なつの夜の空行月の光より

て焼香の煙になしたまふへし、 名号を五もしの句の上に置て六首つらね侍り、やか

なかく、にかゝらはなとかみへつ覧

生れ出て年も經ぬまに空蟬の いやはかなゝる夏のよの夢

あたし野の草葉の露はをのか秋

世ハあやなしとねをのミそなく

待えてせめてけぬへき物を

ゆふくれの澤の蛍は無人の 玉かけるかとむつましきかな

たよりをもさらはつけなむかよふてふ

道しるしての山郭公

ふたらくや涼しき池にうかひ出て

やとる蓮の花の上の露

沙弥為舟

無

山郭公なきてこたへよ

阿

消もかへらぬ世をなけくらん

あさからすさそなてしこの花の露

みな人のかはらぬ物やこれならん

弥 かゝる別をしたふこゝろは

たなひけはうたかひもなし紫の

雲にあふちの花もかほりて ふきうつる風のひょきをきくからに

陀

ありと思ふもむなし大空

仏

 $\frac{\circ}{\circ}$ 伊勢貞昌書状写

地頭 拙齋存命之刻、被申定候由、承及候、必定其分候哉、定 殿跡目 [____]九石分之軍役、其地之為衆中被相勤候由、 其後者不申通候、仍伊集院治部 [___]、此中中原内蔵助]可被存候間、 巨細被成御尋、 御返事可被仰聞候、

城をからくり被召落候事

恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

伊集院半右衞門尉殿

人ҳ御中

十二月廿一日

貞昌(花押)

有村某覚書写

其以後壬午之年、肥後ひゝらの城忍二三城衆伊地知丹 隼人佑、此人衆忍にて、同十二月十日ニ被召取候事、 後守殿・逆瀬川豊前守殿・大口衆園田丹後守殿・有村

一乙酉之年、潤一月十一日より同十三日まて、阿蘇家ニ 被召取候、然ニ同年十二月、豊後よりからくりを入候、

其時新納武州へ肥後三舟之地頭にて候、彼御分別を以、

らくりに新納四郎右衞門尉殿・有村隼人佑両人被入候! 又豊後へ御からくりを被入候、其同時、 野尻殿を御か

質"取、無何事被退取候而、其正月十三日 "高森と申 然者、野尻殿寄合衆二心有之由見切、野尻之親類を人

候間、手方可被出之由、其使隼人佑被遣侯、

同手方之 真実不知

其後六月豊後入田殿、薩摩方と被申候へ共、

同年十月廿日二、豊州へ此方より被成御打入候、其前 検者平田豊前守殿・濵田民部左衞門尉殿被参候事、

豊後入田殿之使吉良甲斐守・志賀殿使大塚右馬助出 合候、其談合:、隼人助御遣候、豊後入之様子談合申

究候事、

豊州へ被召入、舟か城を隼人助見切候て、 詰取候、

其

又豊州房かはたと申城を隼人佑からくり取、 時城数四五ヶ所御手ニ参候事 十六人召置候而、 御番被申候、 然處二地下衆心替候故、 大口衆三

戦死被申候事、

慶長十八年正月廿四日

 $\frac{\circ}{=}$ 伊勢貞昌書状写

度由被仰候、難成之由候つれ共、我等前より頻申候ニ付 其後者不申通候、仍有村隼人助殿之儀、 呵 拙齋以来より別而御懇之儀共候条、二三ヶ年之間 其許へ被成御頼

可罷居之由被申候、後日者如谷山可召移候間、是又為御 右者国府衆

伊兵部少輔

死去

伊地知金右衞門殿

貞昌 (花押)

存候、恐々謹言、

二月廿三日

新次郎四郎殿 「加賀殿」 (<) 新)

某覚書写

納戸衆

川上伊与殿

同

伊地知周防殿

右者かこしま衆

蒲生宮内少輔殿 町田喜之助殿

同姓権右衞門殿

かこしまへ被召移候、

奥小姓

右同 久木田孝左衞門殿

病人 蒲地善次郎殿

無仕合

伊藤造右衞門殿

被召移候、飯牟礼権左衞門殿

有村安左衞門

御小者衆

森徳香

同惣次兵衞

西孝左衞門

肥後八兵衞 齊藤銀五郎

泊大左衞門

坂口孫助

濱田五助

右侍『被召仕、かこしまへ為被召移之由侯、

其外御女房へ縁"不付衆ハ、一世御養被下候而、 御心付 〇 五

一而候、

二月十一日

伊地知重賢書状写

ョ相調候事も不罷成、急便之故大方ニ候、以上、 猶~細~御報可申入候へ共、老足之儀□候へハ、状

新春之御慶目出度申納候、

仍度、預御状二畏入候、

如年

些御立寄候へ、掛御目ニ可得御意候、為何珍敷事も無御 今無然〻候て、迷惑之躰ニ候、法華嶽なとへ御参候者、 於江戸『者色~得御意候、我等も年月より筋氣出合、于

残多存計に候、 猶期後音之時候、恐惶謹言、 座候哉、

如何:候、

江戸 - 而御咄申候

一儀も、

筋氣悪候

故、

伊地知四郎兵へ

重賢 (花押)

二月十一日

重朝・忠清詠草写

夢想

御

曇りなき心の月のかけすみて

なとかねかひのかなハさるへき

真砂の松の風ハさむけし

神かきの霜はらふ袖やたえさらん

重朝

忠清

新納忠清知行目録写

知行名寄目録

下畠十四間四畦 廿歩 物六升五合原田村きろめき

類右衞門尉

高九升三合七勺五才

右之知行、為仕明地令支配候、後年軍役諸出物等、

緩可被相勤者也、

新納加賀守|

有村類右衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録後編六」一一一号文書ト同文ナリ)

37

有村安左衞門様 参御報

<u></u> - 七 伊勢貞昭書状写

猶、先日之御状慥相届候、以上、

公被申候、定而左様成儀にて、右之通ニ被仰候へんと存 り一節地頭所:頼被成度由被仰候哉、数年嘉州へ相付奉 安左衞門儀被仰越趣、令承知候、就其新納次郎四郎殿よ 之至候、近日罷下相積儀、可得御意候、随而者先日有村 其後者、 貴殿被存候様に、前々谷山衆中にて有之候処、古兵 不申通候、御無事之由、 目出度存候、爰元同前

當分之儀ハ、次郎四郎殿御若輩候間、如此中可被召仕候、 何れ以来ハ、時分を以可申入候間、如本之谷山へ召移可

部へ嘉州被仰理一切被為頼に候、谷山之儀も人少"候、

時候、 申候、 子細安左衞門へも貴殿より御内談尤候、尚期後喜 恐惶謹言、

伊勢兵部

貞昭

十一月廿日

(花押)

知行名寄目録写

(端裏書)

有村安左衞門

屋敷一壱反九歩を反五畝九歩之内 知行名寄目録 大ツ一表八升七合居屋敷

餘地

吉右衞門

下田 四畦拾弐歩 籾壱表一斗五升篠原古江八畦四歩 廿町十五之内

原田川窪 山畑六間弐畦 大ツ三升

下留 壱歩 大ツ壱合同村戸板壱反一畝六歩 大ツ弐斗八升之内

仲介

舎人

合籾大ツ弐表弐斗六升八合

髙ニシテ壱石九合弐勺五才

外二

高四斗五升八合三勺三才

仕明持留

無親疎相改

右知行、今度御分國中、田畠以引并検地、

令配分候間、於向後不可有訴訟者也**、** 右之以奥書御支配所より被下候間、

於所二無親疎

万治弐年己亥

為足地令支配者也、

伊地知主膳

大口 支配所(印)

嶋津兵庫頭義弘公より隼人御奉公之條と、本田源右衞

七月九日

新納次郎四郎

有村安左衛門覚書写

紋所迄火事:燒失故、爪書付也、

先祖御奉公申上候覚

岩つるき城責之時、右四人一所『而戦死、助三郎弟出有村壱岐守・子同隼人・子少右衞門・弟助三郎、帖佐同

反山野と大口堺西ノ門被下侯、于今三百六拾石ニ罷成拾歳ニ罷成ヲ大口へ可被召移之上意ニ而、知行三町六家ニ罷成之由侯而、寺へ罷有侯、 伯曽様上意ニ而、

候者、右出家元俗仕候ヲ大ロへ被召移刻、壱岐と名被

有村隼人、豊後国房かはた城主被仰付、侍三十六人被下、子二人有之、一番女子、木脇刑部左衞門妻、弟ハ

死、家来之者十八人、以上廿二人、一所『戦死、其後雖然、内田・池田・山元・紫村四人相付、隼人同前戦召付候處、地下衆心替仕、城責申『付、付衆何も逃散、有村隼人、豊後国房かはた城主被仰付、侍三十六人被

知候故、相尋、條書 - 而申上候、其留有別帋、

門殿二而、

右子隼人へ御尋ら付、

新納武蔵殿細

く被為

陣『罷立、帰陣』何も壱人』付、知行三石加増被下候處、

隼人手首尾能之由候而、

知行拾六石被下候、

兵庫頭様

右有村隼人、高隈へ出陣之御供仕三年、

其後庄内御出

本城へ被召移、多年噯役仕候處、又大口へ可被召移之より菊ほりたるかふかひ被下、于今所持也、其後馬越

無御免、五十七二而死、

由候而、

加增廿五石被下、

大口三而も与役仕、終役儀

求摩より相良内蔵允殿『も奉書□申分候得共、小井出由被仰付、す木浦境之谷へ罷成、委御三人申候而候、成御下向、求摩とさつま之境御覧之刻、隼人可罷成之一其後ハ上使小井出對馬殿・坂織部殿・森瀧小十郎殿被

候、求摩衆之口ゝ゠者、重而可承由ニ而候、

對馬殿可被任候者、

各口論ニ罷成候而者不‱から事

一右隼人子四人有、一番有村城之助、是ハ無奉公、

妹者

妹国府衆肥後少右衞門殿妻ニ而候事、国府衆徳持市兵衞殿妻、弟有村安左衞門奉公相續、其

有村安左衞門事、十二歳より 被仰ら付、 蒲生衆帖佐濱右衞門殿・有馬九郎左衞門殿 田角太夫殿・松山久太夫殿・伊集院衆 越ニ侯歩行九十三人ノ内十人御供、龜山嘉兵衞殿・山 江戸へ被召烈侯、江戸ニ而も 光久公外城御廻之刻、御躵之御供仕、翌年御意ニ而、 州より被仰上儀候而、 之国嶋原一戦ニも乗馬ニ而罷立候、落城之刻者、 職可被仰付候間、大口へ可参通、 十八迄国府御奉公申上、 国府之居屋敷等指上、大口へ参候而、 かこしま参上仕、不有合、 国府様へ御遠行以後、 上意辱、 国府様へ御小姓役仕、 地頭新納加賀殿より 熱海へ |縫殿殿、 親跡 其後 御光 新 肥前 加

兵衞殿と申者出候而、相談相究、今迄其さかいニ而候殿召烈、求摩衆へ出合、さかい相定候、求摩衆緒方新安左衞門被仰付、行司松山孫左衞門殿・同平井権之助安左衞門被仰付、行司松山孫左衞門殿・同平井権之助安左衞門被仰付、行司松山孫左衞門殿・同平井権之助に、愛役も三度迄仕候、内亥ノ年繪圖御進上ニ、求摩ニ、噯役も三度迄仕候、内亥ノ年繪圖御進上ニ、求摩ニ、噯役を一段

事

午年江戸二而、 り北斗北辰之掛物拜領仕候、 御はりび被成候、其後申ノ年、江戸ニ而 右衞門殿御前へ被罷居、委細之旨被知故、委被申上候 被下候、先祖之事御尋ニイト、市来八右衞門殿・大嶋勘 理太夫様へ御暇申上候へハ、 卯ノ年、江戸へ相詰候處、 後酉ノ年、修理大夫様より江山之掛字拜領仕候、 綱久様より摩利支天拜領ニ而、又熱海へ御供仕候、 へ者、御はな帋袋ヲ被下、其之盃ヲ被召上候而、 又三郎様よりはり貫之護被下候事、 母煩由聞、暇申上罷下、 安左衞門事、江戸へも拾 御前へ被召出、 大隅守様よ 御ふく 其後 先祖 其 修

子八月六日

有村安左衞門

壱度参候事、

右文書、或坪付・覺書等、都合拾七通、其方家蔵ニ而、

加裱装差返候条、無麁抹永傳有之度もの也

節致一覧、

竜菊童子紅追悼之歌五首之一通者、

為舟真筆無相違、

此

新納駿河

久仰 (花押)

安政三年辰十二月

有村隼光即

太秦文書

護良親王令旨

右、以彼一族等、為勲功之賞、所宛行也、任先例、

可致

為追討東夷、 所被召軍勢也、早相率勇健之士馳参、 可致

合戦之忠節、 於勲功者、 可被宛行牛屎院地頭職也者

元弘三年二月六日

大塔二品親王令旨如此、

仍執達如件、

牛屎郡司入道館

佐少將隆貞奉(四條)

後醍醐天皇綸旨

有

高元為最前御方、率一族親類以下軍勢等、數ケ度合

道覚相率勇健之士、可致合戦之忠節、於有勲功者、 可被

行勸賞者、

綸旨如此、悉之、

元弘三年四月廿三日

勘解由次官 (花押)

足利尊氏下文

(花押)

下 牛屎一族等在別番

可令早領知大隅國深河院地頭職并薩摩國鹿兒嶋郡司職

沙汰之状如件、 建武三年五月十四日

牛屎高元軍忠状

薩摩國牛屎左近將監高元申軍忠事

欲早預御注進備龜鏡子細事

戦抽軍忠之条、毎度令言上畢、次越前國敦賀城凶徒可誅 且任度~軍忠、浴恩澤、為播弓箭面目、言上如件、 三郎・大隅國菱苅孫三郎等令見知者也、 捨身命及散々合戦之条、同所合戦之仁執事祗候人野口平 致毎日毎夜合戦之上、今月五日暁パラノ、自件城大手責入、 伐之由、下賜御感御教書、令發向彼城、 然早預御注進 嶋津孫三郎相共

足利直冬下文

建武四年三月

Ħ

「承候了(花押)」

下 下大隅左近將監高元

可令早領知大隅國下大隅院九拾町熈郡跡、 同國肝付郡 征西將軍宮令旨如此、

百参拾町守 跡地頭職事

右、以人為勲功之賞、 所宛行也、 早守先例、 可令領掌之

弘和四年正月十六日

左中將

(花押)

悉之、

以状

牛屎河内入道館

源朝臣(足利直冬) 觀應二年九月六日 (花押)

状如件、

<mark>쏫</mark>

蔵人藤原経清奉口宣案

上卿按察中納言

正平十八年七月六日 宣旨

大隅守大秦高元

宜任出羽守

蔵人左少辨兼右衞門權佐藤原經清奉

으 **七** 征西将軍宮令旨

可馳参之由、 任注文所被宛行也、 被聞食了、 可支配一族并同心之輩、 **尤神妙、近日可令現形、** 早可致 且所望

忠節之由

 \mathcal{L}

牛屎元勝代山内元清軍忠目安案

備上覧了

令宿直候之趣、并當国葦北庄湯浦城御敵忍取之間、 之間、為代官元清、去八月四日木原仁参着仕、 三郎相共仁元勝馳向、去八月十七日、 池隈部陣仁馳加、 今月三日御方之人、同帰参仕、 可馳参之處、住国守護人同心仁對于阿多敵城、先立在陣 抑於于當國菊池、 薩摩國牛屎太郎太秦元勝代山内大學助元清謹目安言上 可有大綱之御合戦之由承及之間、 彼城令對治、 同六日菊 至于今 相良 元勝 楯籠

進上 元中四年九月廿六日 御奉行所

大學助元清奉

披露、

弥為致忠節、 目安言上如件、

所凶徒悉討捕、

一族若黨数十人被疵畢、

此等之條〻預御

江嶋之分 深田之内

(裏花押)

〇九 島津伊久預状

薩摩國山門東方之内三十町事

右、為新所、預置也、仍之状如件、 牛屎近江守殿 應永十二年八月十五日

沙弥(裏花押)

一石坂之分一庄屋之分 以上うきめん五町

文明十一年八月三日 門五ヶ所取合十三町

為續 (花押)

牛屎太郎殿まいる

菊池武朝書状

上卿藤中納言

 $\frac{\circ}{\circ}$

蔵人藤原藤光奉口宣案

應永廿四年三月廿日 宣旨

大秦久元

宜任越後守

蔵人右中辨兼近江守藤原藤光牽

0 -相良為続坪付

二月十八日

武朝 (花押)

幾候、御近付候方にも被仰勸候者、

殊可然候、委細此僧

喜候欤、就其同意、早~出陣候者、此境凶徒退治不可有 抑先立如令申候、其境無所残御方同心之間、定可有御悦 先日預御状候之間、申御返事候了、定参着候哉!

可被申候、恐々謹言、

牛屎河内入道殿

いつミ丸の分

一まくらの分くろ田之内

<u>○</u> = 後村上天皇綸旨

早可被褒賞、 参御方揚義兵、 弥可抽忠節者 令對治凶徒之由、 被聞食了、尤以神妙、

天氣如此、悉之、 以状、

三月十四日

右太辨 (花押)

牛屎河内前司入道館

菊池武朝書状

雖未入見参侯、申承度本意侯之間、先令進状侯、於向後 連、可申承候、御同心候者喜入候、抑去月秋比、凶

御敵手負死人数百人候、随而敵陣之勢日、減少候、 徒陵難所、依打寄隈牟田城侯、 日夜合戦無断絶候之間, 何様

不可有子細候、若 公方樣可有御申子細候者、 此時御方可得大利候、就其今時分御同心候者、 就是非可 鎮西静謐

可存等閑候、 致申沙汰候、又於武朝者、就諸事八幡も御照覧候へ、不 委細依此御返事重可申承候、恐~謹言、

牛屎河内守殿 十一月廿五日

武朝(花押)

〇 五 相良実長書状

嶋津殿院内内略儀、 追而申入侯、 御親類中以内談被召置可承候、乍不申 御油断有間敷候、 益、千秋万勢

其儀菊池武朝様御入魂之書状数通被取賛候、當家寄之條、 任御代々之辻、近年縁中申合侯、誠千靍萬龜目出侯、 依

吉凶可申談之事、肝要之由候、殊更薩摩之内裁判之儀被

恐ҳ謹言、

仰付候、散~斟酌令申候、

御院内各御分別可承候、万賀、

十一月廿三日

實長 (花押)

半屎左近將監殿参 御宿所

菊池武朝書状写

寫文

立如被申候、此時分御方御同心候者之凶徒於當陳退治之 先日態以人進狀候、 如定參着候哉、 抑々委細之分者、

事、不可有子細候、□□に可然御計ひ候者に、就公私可(益分々)

太多	を文	警												
											牛屎河内入道殿	十二月八日	可致申□□候、依返事章	□□候、何先日取進□□□(旬出力)
												武朝判(花押)	依返事重委細可申承候、恐惶謹言、	□□令旨等、於御申事者、就諸事、
申候、就夫少	去年不慮出來候之處、	0 t	(本文書ハ一三号文	0	(本文書ハ一六号文	0		(本文書ハー五号文	0	(本文書ハ一二号文	0		(本文書ハ一四号文	0
就夫少地進候處六ヶ鋪候ハン、 然共以分別無事被	候之處、別而預奉公三候、	相良頼房書状写	(本文書ハ一三号文書ト同文ニツキ省略ス)	後村上天皇綸旨写	(本文書へ一六号文書ト同文ニツキ省略ス)	菊池武朝書状写	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(本文書へ一五号文書ト司文ニツキ省略ス)	相良実長書状写	(本文書ハ一二号文書ト同文ニツキ省略ス)	菊池武朝書状写		(本文書ハ一四号文書ト同文ニッキ省略ス)	菊池武朝書状写
洪以分別無事被	連∼御取置中案													

申合候哉、肝要候、 必闕所次第代地可遣候、 爲後日染筆

恐惶謹言、

三月十六日

牛屎兵部少輔殿

頼房判

 $\frac{\circ}{7}$ 某遠江書状写

スコニソコモト共一家ニ幼少之時指候信国之腰指シ、スコニソコモト共一家ニ幼少之時指候信国之腰指シ、 御慶幾度々男子誕生、母息才之由、滿足推察候、 今度祝 前々ム

義ニ遣シ候侭、能様ニ調へ遣可有候、我

一万德ニ今度之義、万事立マハリ旁頼入候間、フェ遣シ候、

何ヅ祝義遣ジ可玉ハル哉、

壹岐様:得御意、 可然様御ト、ノへ有度候、

廿八日

又右どの

〇 九 菊池左京大夫 法名常朝 菊池弥兵衛書状

武朝 菊池肥後守武時ノ八番目ノ子、武光ト申候、此武光六代之孫也、武重、武士、武光、武政之嫡子也、是八間違

ノためニハ、 武朝ハ孫にて御座候、 醍醐天皇ノ時

三年ノ比ノ人可為候かとかんかへ申候、

代可為候力、年号ハ然与見へ不申候、

多分

建武二

武朝ヨリ弥兵衞おや高鑑まて十一代ニて御座候、

武朝ノおぢ武光ハ、宮方將軍方たゝかひノ最中ノ人

ト見へ申候、武朝モ武光ノまごにて候間、宮方將軍

右然~とハ不存候へ共、難背貴意、あらまし書付進上 方ノたゝかひにもあひたるへきとすいりやら申侯、

申候、以上、

三月十六日

菊池弥兵衞

羽月又右衞門尉様

牛屎河内入道望申所~事

 $\frac{\circ}{\circ}$

牛屎元息所領所望注文

日向國深河八十町

同國袮寢地頭職三百町 大隅國菱苅院地頭職三百町 同國岩河八十町

薩摩國鹿兒嶋院郡司分七百町

同國山門院三百五十町

以上六ヶ所

「左中將(花押)」(裏書)

 $\frac{\circ}{=}$

牛屎院系図

傳来

牛屎院牛屎家祖先傳来之寶刀、左之通り、

一備前國包之刀貳尺三寸

附當時古鞘つき

一大原眞守之刀貳尺四寸九分 一古刀差添 當時古鞘まる

牛屎家傳来之寶刀なり

附黒ぬり輸入

子孫牛屎久兵門誌

牛屎院系圖

基衡-

号薩摩四郎

此代京都ョリ牛屎院在國、夢想ニョリ姓ヲ改秦、

薩摩牛屎院:下向者、四條天皇天福元年、

元光-元永-元重 元真 基包 山野三郎 忠元 國基 永元-元能 牛屎太郎 牛屎民部丞 大夫判官 大夫判官 次男 次男 三位 次郎 三男 号羽月殿 上洛之時、於中国卒、 元尚-豐福寺八三位房 大田二郎二男 勝木三郎三 淵邊四郎四 元茂-元兼 牛野五郎五 野稲六郎六 裏木七郎七 小木原某 大隅守 法名元阿弥 義貞之御教書有之、 法名惠佛 大原之眞守一刀貳尺四寸九分有之、 大塔宮之御令旨並綸旨有之、 太郎左衞門 入道名道覺 法名元覺 左衞門尉 秋月殿聟

相良兵庫允實長聟

法名普光

高元

始左近將監、依 後村上院之宣旨、任出羽守、

宜旨一紙有之、尊氏將軍之御教書一通、 義貞江ノ

元中四年九月廿六日トアリ、

靍田某一男

隈田某三男 宮田基三男

元息-

河内守

入道

法名祖英

宮方左中將知行註文之書、裏二判有、

宮方征西將軍宮令旨二通、 左中將判有

菊池左京大夫武朝狀三通有之、 弘和四年正月十六日、 木民次郎兵衞尉武元三男 長羽四郎兵衞尉元種二男

元親.

法名少忠

永享三辛亥年九月十四日、六十三歳逝去、

義滿將軍之御教書有、

近江守

實長書狀一通有之、 申狀之案紙有之、

久元

依

稱光院之宣旨、任越後守、

法名光久

51

牛屎太郎

元勝

法名聖元 三十三歳卒、

裏ニ判有、

宮方江山内大學助元清コリ御奉行所江出ス目案別紙

元秀-觀元 元忠 法名水原春 右衞門 越後守 文正元年丙戌十二月七日卒、七十三歳、 明德四癸酉年誕生、 牛屎左近亮 文明十一年八月三日 爲續公ョリ田島等拜領之御書附二通有、 此代薩摩ョッ深田村五居住、 始牛屎太郎 牛屎太郎殿 後中務少輔 爲續 判公

元久-

法名寿盛

又三郎

大永六年九月廿三日

頬重 法名觀智宗喜居士

元盛

法名空性

弘治三丁已十二月廿四日、

修理大夫、

天正十九年九月十九日 相良與一郎長元上賜、 寛永四年十月十九日、

墓所井口、

頼房公判 別紙有之、

賴房公賜知行加增且相良牛屎彦太郎頼忠、

別紙有

此代仕落故、不知居屋鋪井口、

寛永十八年迄同所、

之

三月十六日トアリ

良盛

法印權大僧都

居愛染院

即十二代祖

此代合兩

寺、号井口寺、

賴房公御書一通、

御判有之、

右近大夫

元秀

法名月山照雲居士

天正十三年十二月廿四日 相良牛屎弥太郎長純卟賜、

長壽公判 別紙有之、

又三郎

後又右ュ門

後改羽月 俗名又右エ門

本牛屎

尚盛

誕生元和元年乙卯、

法名德風尚盛居士

延宝五年九月九日、六拾六歳

處

始御茶道召仕、此時居住所井口北山權現近所、

然

賴尚公ョリ寬永十七年十二月七日、 知行二百石頂

戴書紙有、其後同十八年、麓御馬屋西拜領、 且御

家老職被仰付

酉年八月廿四日 妻加賀七郎兵ユ娘 法名信智了性尼公 元禄六癸

₹ 3 俗名進平 法名自峰晴心居士

俗名喜一郎 貞寶元髻尼禪門 寬文十二至子七月六日卒、妻新宮新藏娘 日 法名無瑞宗夢居士 享保四年己亥十月六日 寛文三年五月廿

女子東伊右ュ門嫁、

法名

女子

法名蓮池院命覺法延大姉 井口八右ヱ門嫁、 然共離縁、 後万江長右衞門嫁、

正德三年癸已八月十三

日卒、 墓所延寿庵

(マミ) 俗名孫八

實

神瀬九兵ヱ子、 兄養子ニテ相續、 御用人江召仕ル、

法名校翁全勘居士、元禄九年十月廿三日、妻

東伊右ヱ門娘 法名

俗名龜三郎、幼少故知行三拾五人扶持頂戴之、 覺庭寿圓大姉 享保十七壬子五月十三日

然

處幼年ニテ死去、法名

法名

奇岳宗峯上座、元禄十四丁已年四月四日

俗名七弥 後祐右エ門

元貞

法名月海良澄信士 享保八癸卯年九月廿八日、

妻

青井宋女娘 法名

慶林妙讃大姉 故有、此代麓ョリ源内方江居住被仰付、 八月晦日卒、

新規ニ知

行百石拜領、 女子 休圓山伏妻

法名

俗名平右衞門

盛宣

法名

性室慧心居士 明和六己丑年九月廿五日、

法名

傳心娘

俗名又左衞門、法名不傳、常用信士、臺灣二至東天十月二日、東灣二至東天十月二日、東京十月十二日、

女子 愛甲彦左衞門妻 別家御取立、二人扶持拜領、

女子

妻那須

法名

女子 法名

石井手源駄左衞門嫁、然共離縁、 **浄雲知清信女** 明和五子年十月十九日

女子 法名

心岩幻智童女 明和六丑年三月廿三日

俗名和兵衞 實青井信濃守惟武四男

辰盛

法名

忠道志勤居士

寛政五癸丑年十二月廿八日卒、

妻盛宣嫡女

55

法名

香嶽浄蓮大姉

明和六己五三月廿六日

法名

女子 **耑霜童子 寛延四未十一月十九日**

高畠惣右衞門嫁'

大迫文書

慶長拾貳年丁未十月初六日

柬埔寨舟也、 自日本到

右

大 迫 文 書

此

御朱印者、大迫吉之丞カンボチャへ令渡海時分、

嶋津兵庫守様より

某覚書

(印文「源家康弘忠恕」)

(表紙)

 $\frac{\circ}{\Xi}$

徳川家康異国渡海朱印状

島津義弘書下

御手跡者、タイ長老トヤラン申候、出家之被遊ヨシ候、

内府様へ言上被成御申受、吉之丞へ被下候

御朱印也、

内府様江得御意、 明年正月、大唐川内江船を可指渡候旨、 申付儀候、客衆以下あひすゝめ、

可罷

八月廿七日

渡用意肝要候也,

(本文書ハ『旧記雑録後編三』一九五四号文書・『旧記雑録附録二』三二八号文書ト

同文ナリ)

惟新判

大迫新左衞門尉殿

伊集院幸侃書状

相濟候、此等之旨、 山川屋敷公役之事、 山川至役人も、 御船頭可申二付、 拙者前より可申理候、 於高麗御免之由、

其心得肝要候、恐ゝ謹言、

伊右入 幸 侃 判

十月十二日

大迫新左衞門入道殿

まいる

〇 五 大迫新左衛門覚

覚

御正文二通

惟新樣 幸侃御状壱通

我等より書状数八通指上申候処で、右之内御正文三ツ、

右、先年御文所奉行衆川野六兵衞殿、諸所御廻り之時分、

御文書御記禄:為被召載由、其後御返書被下置申候、以上、(鱟ゥ)

拾月廿三日

大迫新左衞門

 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 曽木五兵衛書状

猶 < 、 いまた御参宮、定而ハ不相知候、 何共追而被

聞合度存候、定而家居等もせはく可有之候へ共、被

成 さへ、かつてよく候者、別二変作等入ましく候、 御意儀候条、掃除以下被申付、御せつちんなと

宜無之故、無其儀候、然者

先度開聞へ参詣申候『付、彼地より可申越と存候處、

便

就其貴所へ可有御宿之由、 惟新様、今月中ニ開聞宮へ可被成御社参候旨被「仰出候、 御意ニて候間、

以其心得掃

除等可在之候、旁為御心得候、恐ゝ謹言、

曽木五兵衞

三月十日

判

大迫吉之允殿

宿所

〇 七

曽木五兵衛書状

御報細、令披見候、

仰出候二付、申越侯處、其覚悟被仕侯由、被申上侯通 惟新様開聞宮へ御参詣之刻、貴所へ可有御宿之由、被

懇二令披露侯、御祝着之旨侯、今月者開聞之座主、 鹿府

大迫吉之丞殿 三月廿六日

又々可申候、御宿之儀者、 時候、恐~謹言 御日執ニ而候間、為心得之注進申候、乍去海上之儀ニ侯 惟新樣来月四日被成御出船、 急度申候、仍 大迫吉之丞殿 三月十二日 く 謹言 御日執者未相知候、定而之儀者、重而従是可申越侯、 へ長日之由候間、来月可有御社参之由、 天氣なと悪敷候者、 \mathcal{L} 御宿所 曽木五兵衛書状 相延可申儀も候哉、相替儀候者、 無油断掃除肝要候、尚期後音 同六日ニ開聞宮へ御参詣之 曽木五兵衞 判 御意にて候、

人ヾ御中

恐

八九 島津久元・喜入忠続連署書状

川之居屋敷加子役御免候而、 其方事、親 〇致直走舟之上乗、仕合能早、罷下候、自今以後者、山 惟新樣江御奉公為申上事候、殊今度者江戸 直走之船頭可被仰付由、江

寛永九年九月五日

戸より此度被仰下候間、

如其申渡候、別儀有間敷者也

下野守 攝津守(春入忠続) (花押)

大迫吉丞殿 山川之

 $\frac{\circ}{\circ}$ 大迫吉之丞口上覚

口上覚

一今度きりしたん宗旨御改『付、江田源七左衞門殿・有 砌 馬主馬之丞殿・伊集院少右衞門殿、 方へ御尋被成候:付、拙者きりしたん宗:而無之通、書 拙者事、與國寺へ寺領仕罷居候処、右御三人、彼 山川中御改被成候

曽木五兵衛

判

物ヲ以細ヾ申上候事、

我等事、 候ハ、此節大唐るすん之國へ船ヲ被差渡、真壺被召寄 惟新樣御在伏見被遊侯時分、 先祖已来 惟新様御内意二而御座候故、 為御意旅庵老より被仰聞 先年

某可罷渡由、 度候二付、 の共二而候二付、此節ハきり死旦宗三罷成あいさつとい 上意致渡唐儀ニ候るすんと申國、 四郎兵衞殿御三人御使三而、 本田六右衞門殿・伊勢平左衞門殿 内府様へ得御意、 被仰聞候ハ、今度為 御朱印申受被仰付候儀' 皆鬼利死旦宗旨之も ・川上

たし、 紋付之御羽織拜領仕、 唐船被召立、 右衞門殿御使ニ而、 三可罷成由、 御奉公之儀 : 御座候故、任 御意とハ乍申、 るすんと申國江罷渡申候事、 御用等も可相達由被仰聞候故、 御受仕候処、 阿久根より正月下旬ニ出帆仕、 存寄不申宗旨ニ而御座候へ共、 具足・甲并手鑓壱本刀大小其外御 誠難有仕合:而、 追付曽木五兵衞殿・本田 上意、 此節ハ鬼利死旦宗 拙者申上候ハ、 川内京泊より 天竺之内 何事も 源

るすん屋形へ従是御進物、 作野月毛六才之駒、 鞍道具等皆金仕立二而御座候、 金屛風壱双并御馬壱疋、 則 伊

仰出候二付、

少も無別儀相捨申候こ、

其節より則禅宗

児島 之刻、 ヲ以上納仕侯、 御屋形江伊地知可清老・薬師寺六左衞門殿入道 為御禮物真壺九ツ・巻物弐本ニ而御座候故 御老中様伊勢兵部少輔殿・嶋津市之正 鹿

追付 惟新様、 本田源右衞門殿・中山三郎兵衞殿・川上久右

従

殿御両人より御證文御受取被下、于今頂戴仕候、

御意、 能。ころひ申、 衞門殿・南郷定右衞門殿ヲ以被仰聞候ハ、今度任 而御祝着被遊候、 鬼利死旦宗二罷成、 則禅宗二罷成、 則右宗旨相捨可申旨被仰付、 致渡唐、 當所德雲庵、 御用物相達、 先祖已来 不及 別 П

惟新様、 開聞宮江御社参被遊候二付、 我等事、

其後

旦那之故、血脈證文申受候事

加治木へ被召寄、 曽木五兵衞殿御使ニ而被仰聞候ハ、

遊儀:候条、 被仰付候鬼利死旦之宗旨相捨申候哉、 此節開聞宮へ御参詣被遊筈ニ候、 若右宗旨相残候ハ、、 就其前、渡唐之砌 御宿被遊間敷由被 今度 御光儀被

追付帰朝

るすん屋形へ差上申候、

別而御取持二而候、

被存知候、

當所祈願所寶持院へも右同前之勧ヲ以、

建

存知候事、「おおり」というでは、「おおり」というでは、「おいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というでは、「はいった」というできる。「はいった」というできる。「はいった」というできる。「はいった」というでは、はいった」というでは、はいった。」はいった。

罷

成申候由、

證據人相立、

切ぐ申上候ニ付、

山川へ

又山川両権現御再興之砌も、 知二而候、 跡人江戸六官内之太郎作同行仕侯、 今度鬼利死旦宗旨ニ而無御座候證跡ヲ、 來賴上祈念物詣仕侯儀、 成川之清源庵并有馬右近殿、 住吉天王寺へ日参仕候儀、 申上候、 寛永十三年之時分、 尤毎月御月待・御日待おこたらす仕候、 何連も所中之衆細、被存知候 日高九兵衞殿御詰被成御存 當所宝持院并慶地庵ヲ毎 拙者分別ヲ以、當津出入 御伊勢様江参宮仕候、 其外大坂ニ而も、 細く書物ヲ以 又 證

山川両權現江哥人七拾弐枚、

吾等寄進仕候事、

證據人

中之衆御存二而候事、

殿・日高九兵衞殿・内田才右衞門殿、所中之衆迄皆ゝ奉加仕候儀、座主太夫其外地下中衆野間 口 彦左 衞門之船』、八九年中勧進仕、御建立之刻、白銀六百目余又山川両權現御再興之砌も、拙者分別ヲ以、當津出入、報上祈念牧詣仕傢俤(何連も所中之衆和ゝ被存気候)

兵衞殿・野間口彦左衞門殿・内田才右衞門殿、 跡人正龍寺御住持梅屋・德雲庵住持宗文、其外日高九 尊御阿彌施一躰、(陀) 盆・正月、何茂おこたらす相勤申候、 来我等旦那之故、 其外地下中衆皆、被存知候事、 殿・野間口彦左衞門殿・神川治右衞門殿・杉原新介殿、 立仕候、 棟書可有御座と存候、 拙者作立、于今當寺へ御座候、 先祖之石塔ョ立置、二季之彼岸并 又當所德雲庵、 右證據之衆日高九兵衞 其上德雲庵御本 皆≧所 先祖以 右證

江戸へ大迫船之上乗被仰付、罷下候時分も両權現宮へ右証據人衆銘ミ押札ニ而印形慥ニ被成置候事、殿・野間口彦左衞門殿、何茂細ミ御存知ニ而候事、尤以を主寶積坊左京太夫・日高九兵衞殿・内田才右衞門

清源庵并右近太夫細さ被存知候、其外月待・日待、毎千度詣ヲ仕、經ヲ讀、七日参、其外精請之信心仕候事、知ニ而候、又成川之御諏訪大明神へ毎年出家衆ヲ頼存、御神楽ヲ上、出船仕候事、座主太夫・社家衆皆さ御存

月出家衆山伏ヲ頼、 勤行仕候事、 何茂諸人御存知之前

國寺へ寺領仕候中も、 而御座候、 然処ニ去年六月より十二月迄、 御伊勢様へ日参之祈禱仕候儀 鹿児嶋興

御寺之僧衆皆、御存知:而侯、

其已前も天竺・川内・天川江渡唐之砌、 寄進仕置申、于今有之候、 御證文所持仕居候; 南林寺へも 鐘

壱

一又市郎様、先年高麗へ御渡海之時分、 候砌も、 泊之大智院へ大般若經壱部寄進仕置候、 御船頭役被仰付 證文

門殿同行仕、 度、参詣仕候事、 頴娃大野嶽へ毎年参籠仕候事、

當所慶地庵神川治右衞

有之候事、

右者、

此節鬼利死旦宗旨御改二付、

稠敷御僉議被成候

点付、 上意、 宗旨二而候へ共、 口上書ヲ以、 何事も御奉公之儀候故、 委細之段申上候、 内府様へ得御意、 御受仕候処二、 被仰付候旨、 拙者事存寄不申 帰朝已 任

聞召上候ハ、、 於護摩所神文仕差上申候、 拙者事ハ不及申こ、 乍此上御不案之儀被 右證據人迄、 同罪

後則禅宗二罷成、

證據人相立、

銘~印形仕せ、

其上拙

曲事可被仰付候、 以上、

寛永十一年戌三月 B

御口書聞衆中 大迫吉之丞判

郎左衞門殿御取次二而差上申候、 より御受取可被成由候ニ付、 右本書物ハ、 我等鹿児嶋へ持参仕候処、 九兵衞殿同道仕、 證據人銘ヾ印形被仕 日高九兵衞殿 三原次

长 外ニ證據人押札九ツ有、 本書物ハ書判仕指上申候、 銘、印形有之候事、

右條書、 本書物之留ヲ書写申候、

巴八月五日

廻候、前々被下置候御感状ニ右之覚書相添、御文書方より被仰渡、鹿児嶋衆川野六兵衞師御孝行蘇田蔵人殿より 被召留由、承申候事、川野六兵衞殿より 其後御感状返シ被下候刻、 鹿児嶋衆川野六兵衞殿諸外城被為 右覚書鎌田筑後殿御手前 指上申侯、

へ為

○一二 唐土より与へられたる標幟ノ添書

而、川内国へ参候へハ、無別儀馳走被成候、日本將軍御このはたは、唐国川内之屋形之はたなり、此はたを持候

(東京大学史料編纂所所蔵ノ影写本ニハ「唐土より與へられたる標幟ノ添書)標幟ノ

模写ハ別製、別条ニアリ」ノ注アリ)

朱印之類也、

岡 元 文 書

関東下知状

可令早釋童丸領知美作國河會郷内大足村并東木屋事

右、任亡父明重法師弘長三年正月廿三日譲状、可令領掌

之状、依仰下知如件、

文永四年六月十六日

相模守平朝臣(北条時宗) (花押)

左京權大夫平朝臣 (花押)(北条政村)

(本文書へ「旧記雑録前編一」七〇〇号文書ト同文ナリ)

関東下知状

可令早平重村領知相模國吉田庄上深谷郷内田·在家、

美作國河會郷□龜石・土師谷兩村、薩摩國入来院内

副田村駐淮米事

右、任舎兄重継弘安九年六月八日**避**□、(#) 可令領掌之状、

依仰下知如件、

正應元年六月廿七日

相模守平朝臣 (花舞)(北条貞時) 前武蔵守平朝臣(北条宣時) (花押)

関東下知状案

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八九七号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

「あんとの御下文あん」

(三の1)

 $\frac{\circ}{\Xi}$

渋谷明重後家尼寿阿置文案

(端裏書)

「尼寿阿置文案取要、弘安十十 | 正應元十月

日平四郎入

道跡」

平四郎入道之あとのそりやう御公事等はいふんおき文の

河會郷内本郷中村・上山下村

平次入道 一丁一反三百十分

公田四丁八段大十九歩内

せうくわん房 一丁三百九分

たきのこせん 一丁四反

自余略之、取要、

入来院内きよしきの北方ハ、平次入道・平三郎入道・

ゑたり、 せらくわん房ちきやらすへし、さかいハゆつり状にみ

取要、自余条、略之、

正應元年十月

日

寿阿弥陁仏

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九一〇号文書ト同文ナリ)

(III 62)

別帋置文安養寺寄進内

いちのゝハ、せうくわん房のふんにて候へし、かの所の

とくふんのきぬいつゝハ、これの御堂分也、よてしやう

くたんのことし、

弘安十年正月廿一日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九一一号文書ト同文ナリ)

母尼判

 $\stackrel{\sim}{\sim}$

関東裁許状案

渋谷重村着到状

美作國河會郷一分地頭澁谷五郎四郎重村、依朝原八郎事

令参路候、以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言、(**) 四月廿一日

平重村 (裏花押)

進上 御奉行所

「承了(花押)」(北条盛房)

渋谷重村着到状

洛侯、以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言 美作國河□郷地頭澁谷五郎四郎重村、依朝原八郎事令参(會)

四月廿一日

平重村(裏花押)

進上

御奉行所

「承候了(花押)」(北条兼時)

(本文書ハ「旧記雑録附録一」三六八号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

関東御下知案

領相模國吉田庄内藤意立野・美作國河會郷内下村半分・ 澁谷平五郎致重女子辰童与同妹弥陁童相論、亡父致重遺

薩摩國清色村・筑前國下長尾田地事

右、就去年十二月十一日宰府注進、 欲有其沙汰之處、

状、依鎌倉殿仰下知如件、

二日兩方令和与早、然者守彼状、

向後無違乱可令領掌之

正應四年八月廿八日

陸奥守平朝臣御判(北条宣時)

相模守平朝臣御判(北条貞時)

渋谷重世譲状案

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九四二号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

「ひたちとの[__]安堵正校了

重世上」

ゆつりまいらせ候所りやうの事

所しふやのやしき・田畠・たそのゝ事、

しゝさかひ、本せうもんにみえて侯、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一〇三八号文書ト同文ナリ)

所みまさかの國かわへ十丁南内かめいし・はしたにの

所あわの國大野新庄北方内六方重世ちきやらのふん、 村、しゝさかひ、本せうもんにみえて候、

しゝさかひ、本わけ状にみえて候、

所さつまの國入きのいんの内下そゑたの村、

しょさか

去

ひ、本せうもんにみえて候、

右の所、ハ、御一このほとハ、いから御しんたいある

へく候、御一このゝちハ、御はからひとして、しけよ

かしそくにたふへく候、下人めらか事も、もんておな

し事たるへく候、よて状如件、

正安元年八月十七日

平重世在判

ひたち殿申させ給候へ、 任此状、可令領掌之由、 依仰下知如件、

元應二年十二月廿日

相模守御判(北条高時)

前武蔵守御判(北条貞顕)

三斗七舛九合 清敷御分	一國衙御米三石七斗八舛九合一勺三才八分内	入来院清敷南方色と御公事配分事清敷分	和与		「和与状下村殿跡御公事はいふんの事 徳治三正月日」	《端褒書》	〇九 平氏女連署和与状		(本文書へ「旧記雑録前編一」一〇六九号文書ト同文ナリ)	武藏守平朝臣(北条時村)	相模守平朝臣 (北条節時)	乾元 < 年十二月廿二日	汰之状、□□下知如件、 (é仰々)	右、以亡母藤原氏遺領、所被配[]者、早守先例可致沙右、以亡母藤原氏遺領、所被配[]者、早守先例可致沙	· 壹 一 完 此 内 伍 分 事	可早以 氏後家□領知[]	
(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一一〇号文書ト同文ナリ)	平氏(花押)	徳治三年正月 日 平氏(花押)	右色~御公事等、和与之義をもて所定如件、	七舛五合	一嘉元四年三月十日より書生米七斗五舛内	一麦代錢四百八十文內 四十五文	一分三文目せいかうあり	一ふと糸四兩 せに三文目 せいかう二文目内	一わた十六兩一分内 一兩二分朱中	三斗七舛三合五勺八才	一領家御米 三石七斗三舛五合七勺三才八分内	此内二百十二文一分	一國司・領家御年貢錢二貫百廿一文内二百十文 國語の 一國司・領家御年貢錢二貫百廿一文内二貫九百十一文 領家御方	三舛五勺一才 清敷	一楠本免田ほんくやくの米三斗五合五勺内	田二十 分米二斗五舛 清敷	
	_	-		同御分		同御分	同御分	M	同御分	清敷御分	M	清敷分配	文 領家御方 関家御方	清敷御分		清敷御分	

安東二郎兵衞入道殿

○一〇 渋谷重□寄進状	澁谷平六殿
(端奏書)	(本文書ハ「旧記雑録前編一」一二九七号文書ト同文ナリ)
「寄進状比伊郷水田壹丁事」	
	〇一二 渋谷静重譲状
]孝養筑州比伊郷内水田壹町	譲与事
僧仁も可令進給候[]、 若又御口入僧不法之時者、[]可	尼教阿所
改候、恐惶謹言、	在阿波國大野新庄立江内[]地頭職事 第三分配分状
延慶二年十二月廿九日 平重□	たりえ
進上 岡本殿	右所者、後家分として知行すへし、但一期之後者、重
(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一三一号文書ト同文ナリ)	知・重文・乙童女三人等分『、限永代、無相違可令領
	知者也、若新田出来之時者、重知三分二、重文三分一
〇一一 六波羅御教書	を分領すへし、仍仏神事・関東御公事等、先例にまか
□□國□野保一分地頭江見新□□信茂申出家暇事、年齢(第75人材を)	せて、其沙汰をいたすへき状、為向後状如件、
□□有餘之上、所勞危急云、、□□歯、 云病躰、 加檢見	元亨二年八月十八日 静重(花押)
載起□詞、可被注申也、仍執達如件、 (離*)	一乙童女一期之程ハ、岡の菅三郎入道在家・田畠等を領
元亨二年三月九日 左近将監(花押)	知すへき也、同月 日 (花押)
陸 奥 守(花押)(北条維貞)	(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三〇五号文書ト同文ナリ)

六波羅御教書

出名主宗元・重延以下、 備前國豊原庄雜掌宗朝申、 共莅彼所、 重訴狀・具書如此、度、加下知之處、不承引、 見知狼藉之実否、 致追捕狼藉云~、 犬甘彦六郎相 親經・範平以下輩違 載起請詞可被注申也、 勅狼藉 仍執 重追

正中二年三月廿三日

達如件、

左近将監(北条範貞) (花押)

前越後守(北条貞将) (花押)

澁谷平六殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四三二号文書ト同文ナリ)

渋谷重頼外四名連署証状

承候异、御尋候之時者、 方御使分帳事、去文保二年焼失之時、彼正文粉失候之由 阿波國大野新庄内北方田畠・在家・山海・荒野八等分三 可申其子細候、仍連署状如件、

正慶元年八月

日

願證

(花押)

定意 (花押)

定秀 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六一○号文書ト同文ナリ)

重興(異

定阿

(花押) (花押)」

渋谷典重軍忠状

澁谷九郎平典重謹言上

欲早且依傍例、且任忠功、 申 賜身暇企参洛、

令言上

子細、今年五月廿五日合戦抽忠勤子細事

右、合戦之時、於所、戦場、勵随分忠莭之条、武藤筑後

當所御下向之間、爲令言上事由、参洛于今所令延引也、 孫次郎并對馬左近將監具被見知异、仍雖可令参訴,

元弘三年八月 日

早依傍例、任忠功、下賜身暇爲令上洛、恐、言上如件

(本文書ハ『旧記雑録前編一』一六五八号文書ト同文ナリ)

後醍醐天皇綸旨

天氣如此、 澁谷平三重宗後家祖寂當知行地、不可有相違者、 悉之、 以状

元弘三年十一月九日 (花押) 家、薩摩國入来院中村内副田村田畠・在家等事 立野、美作國河會庄十町南村内土志谷村田畠・在

(本文審八『旧記雑録前編一』一六七一号文書ト同文ナリ)

式部大丞

有

當知行不可有相違者、

以牒,

建武元年六月三日

少判事中原朝臣(花押)

後醍醐天皇綸旨

天氣如此、悉之、以状、

遊谷九郎典重當知行地、

不可有相違者、

左中辨藤原朝臣(中御門富明)

(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」一六九五号文書ト同文ナリ)

元弘三年十一月九日

式部大丞 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六七三号文書ト詞文ナリ)

後醍醐天皇綸旨

天氣如此、悉之、以状、

平氏女寅三當知行地、

不可有相違者、

元弘三年十一月九日

式部大丞 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六七二号文書ト同文ナリ)

雜訴決断所牒

雜訴決断所 相模國吉田上庄上深屋村内北尾屋敷・田畠・在家・

雜訴決断所牒

雑訴決断所

平氏女字寅三所

牒、 美作國平野村内色田壹町事 當知行不可有相違者、 牒送如件、

建武元年十月八日

右大史 安倍(花押)

以牒、

正二位藤原朝臣(花押)

正二位藤原朝臣(花押)

少判事兼左衞門少尉

前丹後守大江朝臣(花押)

明法博士兼右衞門大尉

右中弁藤原朝臣(花押)

71

式部權大輔藤原朝臣(花押)

從三位平朝臣(花押)

渋谷定円基外六名連署和与状

澁谷平六重氏 死去 女子等与同重躬子息彦次郎重時 死去 田畠·山野、阿波国大野新庄内八分壱、薩摩国入来院 北尾屋敷・田畠・立野、美作国河江庄内龜石・土師谷 舎弟鬼益丸相論、重氏跡所領等相模国吉田庄内上深屋

内下副田村田畠・在家・山野等事

令加連署之判形也、随而、重躬子息鬼益丸 所令 拜領令 止彼所、望上裁違乱、付女子方畢、此上為後證一族等所 并吉田一位御牒、所詮、以和与之儀、至永代、子々孫々 右所、者、為重氏死去之跡間、鬼益丸雖帯 大塔宮令旨

被經 日、云重躬子息等餘流、於致沙汰者、以一族一同之儀、 上裁、 罪科可被行申者也、仍為後代龜鏡、和与之

旨・御牒等正文、一通不殘、女子方令渡進亭、若猶以後

状如件

建武元年十二月十九日

鬼益丸代藤原家綱(花押)

 \subseteq 雜訴決断所牒案 (本文書ハ「旧記雑録前編一」一七一七号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

「牒案□平野□□(花押)」

雑訴決□所

美作国衙

當村内色田壹町濫妨事副申状 當国林野保内平野村一分地頭平氏女申、四郎左衞門尉

注進者、牒送如件、 以牒、 牒、無所申相違者、

止其妨可全知行、

若有子細者、

宜被

建武二年五月七日

左兵衞尉源

沙弥定重(花押)

平重親(花押) 平重文(花押)

平重躬(花押)

沙弥定圓(花押)

按察使藤原朝臣牲

右大史安倍和

従二位藤原朝臣牲 正二位藤原朝臣

右衞門少尉中原朝臣判

左衞門少尉田使宿袮莊

建武三年四月二日

右、

此人為勲功之賞所補任也、任先例可令領掌状如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八二六号文書ト同文ナリ)

右中弁藤原朝臣

(本文書へ「旧記雑録前編一」一七三四号文書ト同文ナリ)

澁谷河内入道宗真申、肥前国三根西郷地頭職事、御下文 任 (三四の2)

沙汰付候也、 依仰執達如件、

建武四年七月十三日

澁谷九郎重興軍忠神妙、

可有恩賞之状如件、

(花押)

足利尊氏感状

建武三年九月三日

(本文書へ「旧記雑録前編一」一八七四号文書ト同文ナリ)

武蔵権守(高師直)

在判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九四六号文書ト同文ナリ)

宮内少輔太郎入道殿

〇 五 五 渋谷重棟譲状

高師直施行状案 足利尊氏袖判下文案 肥前三根西郷地頭職証文案

ゆつりあたふ所領の事

女子平氏法名ところに

所さつまのくにたきのこほりの内田地壱丁ゆくた 又貳段同所并屋敷壱所二郎かその也矣、

73

(二四の1)

可令早領知肥前國三根西郷郷地頭職事

下澁谷河内入道

御(足利尊氏)

所肥前國佐嘉下領内与賀り貳坪壱丁、同十壱坪壱丁、

石江り廿貳坪壱丁、蘇宜り九坪壱丁、吉田り廿陸坪

壱丁、庚太田貳坪七反三丈、由比り廿四坪壱丁、庚 太田り拾貳坪八段并屋敷壱所大石蘭、伊賀法橋本給也、

所同國三根西郷内ひんかし津ならひにいつミの空閑事、

抑當所におきてハ、壱期知行の後ハ、三分ニわけて、 一分をハ子息九郎重興に譲給へし、壱分をハ女子王

屋敷等ハ、且おきふミをまほり、且代くのいましめ 寿にゆつり給へきなり、のこる一分と両所の田地・

右のところ~~、永代ゆつりわたすところ也、おきふぇ を存知して、宗如か心にまかせてゆつるへき也矣、

をまほりて知行相違あるへからす、仍譲状如件、 沙弥 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一八四号文書ト同文ナリ)

康永参年二月三日

渋谷重棟譲状

(端裏書)

「重興」

譲与 所領事

孫子九郎重興所分

根西郷のうち東津・泉空閑三分一、如存生の、知行すへし、根西郷の 在筑前國驛家村内光清名号、 地頭職一所、 肥前國三

領知すへき也、壱期の後ハ永代

右、ところ~~ハ、勲功賞として拜領之間、孫子重興を

養子として、永代所譲与也、奉公のあとをおひて、知行 孫中に志あらん仁にゆつるへし、仍後證譲状如件、 を全くすへき也、若跡をつくへき子孫なくハ、宗真か子

康永参年二月三日

沙弥(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」二一八五号文書ト同文ナリ)

0 = t 渋谷重興軍忠状

遊谷九郎重興申軍□事 (忠)

去八月廿七日、同廿八日、於薩摩國鹿兒嶋谷峯城、

目前合戰忠節上者、預御一見、為備後訴龜鏡、粗言上如

件

康永四年九月三日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二〇六号文書ト同文ナリ) 「承了(花押)」

渋谷定円基外二名連署譲状

譲与 所領事

若王丸所

筑前國相良郡内下長尾水田貳町柒段·同刑部次郎屋

敷云≧、

所讓与也、 右所領者、依為弘安合戦勲功、令相傳之間、養子若王丸 至諸御公事者、任先例、可令勤仕之状如件、

平重勝 (花押)

尼顯心

貞和三年三月六日

沙弥定圓(重基) (花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」二二四七号文書ト同文ナリ)

渋谷重興軍忠状

澁谷九郎重興申軍忠事

於貞和三年五月廿九日夜、薩州麑嶋院御敵等、忍取濱崎

30

郎從藤四郎額切疵被疵畢、此等子細、御祗人野 本孫 七 同(睽睽2) 時合戦之間、令存知者也、次同九日相向紫原後巻、 為無勢、捨身命防戦、剰凶徒等数輩、令打取追返了、 同六日卯总、熊野海賊以下数千人、海陸共寄来之間、 城之間、六月三日最初馳越東福寺、相待御方軍勢之處、 一族 仍 雖

上如件、

「承候了(花押)」

相共及散、合戦早、然早預御一見状、為備後證、恐、言

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二五五号文書ト同文ナリ)

鎮西御教書

|蜂起云~、 且厳蜜致軍忠、

且可有

池邊城之合力也、仍執達如件

貞和四年二月九日

沙弥(花押)

渋谷九郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二七五号文書ト同文ナリ)

一色直氏奉書

薩摩國凶徒事、可寄来池邊城之由、 依有其聞、 可合力之

旨、先度被仰處不事行云、、何様事哉、 急速馳向、 可被

對治、仍執達如件、

貞和四年八月十七日

宮内少輔(1色直氏)

(花押)

澁谷九郎殿 (重興)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二七二号文書ト同文ナリ)

足利直冬軍勢催促状(小切紙)

為奉息両殿御意、所打立也、急速馳参、可致忠節之状如

件

貞和六年十一月卅日

(定利直冬)

澁谷九郎殿 (重男)

(本文書へ『旧記雑録前編一』二三三一号文書ト同文ナリ)

渋谷重興着到状

警固、付御着到候上者、 薩摩國入来院地頭澁谷九郎重興申、 賜御證判、 馳参太宰苻、致宿直 可備後證龜鏡候、 以

此旨可有御披露、恐惶謹言上

貞和七年卯月日

進上 御奉行所

「承了(花押)」

(本文書ハ『旧記雑録前編一』二三四四号文書ト同文ナリ)

足利直冬感状

於國致忠節之上、馳参之条、尤神妙也、弥可抽戦功之状

如件、

貞和七年五月廿五日

(花押)

澁谷九郎殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」二三四九号文書ト同文ナリ)

後村上天皇綸旨(小切紙)

可参御方之由、聞食了、早属申征西将軍宮、可致軍忠、

有殊功者、可有其賞者、

天氣如此、悉之、以状、

正平六年八月三日

左中辨 (花押)

遊谷九郎左衞門尉館 (重男)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三七〇号文書ト同文ナリ)

渋谷重興軍忠状

「令一見了(花押)」(三条泰季)

澁谷九郎左衞門尉重興申軍忠事、薩摩國東郷蔵人城押寄、

今月五日抽忠節之條、大将御目前合戦之間、無其隠候者

正平六年十二月廿三日

也

然早為預御注進、言上如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三九一号文書ト同文ナリ)

渋谷重勝避状

筑前國早良郡比伊郷下永尾事、亡父定圓存生之時、 安堵申給早、任定円・顯心譲状、拾町分内陸町所避渡也、 重勝

仍為後日状如件、

澁谷九郎左衞門尉殿

観應三年四月十九日

重勝

(花押)

(本文書パ「旧記雑録前編一」二四〇六号文書ト同文ナリ)

西征将軍宮令旨(小切紙)

馳参御方、可致軍忠之由、被聞食之状如件、

正平十三年三月六日

修理権大夫(花押)

遊谷九郎左衞門尉館 (重)

(本文書へ「旧記雑録前編二」二八号文書ト同文ナリ)

足利義詮感状(小切紙)

去年二月已来、薩州合戦致忠節之由、先立所注申也、尤

神妙、向後弥可抽戦功之状如件、

康安二年九月六日

澁谷九郎左衞門入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇九号文書ト同文ナリ)

渋谷重門証状

仍為後日状之如件、 譲与候事承候异、随而至子、孫、、無他妨可有知行候、 薩摩国入来院中村之内永野・世与牟礼両村事、自定圓被

貞治貳年五月八日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一三九号文書ト同文ナリ)

左衞門尉重門(花押)

散位某施行状

重可被沙汰付下地於渋谷岡本攝津守之状如件、(尚重) 肥前國三根西郷内東津・泉空閑両村事、 任先度安堵之旨、

康應元年十二月十七日

散位 (花押)

定心一

明重法郎 三郎

-公重法 番法名

重貫

平太

号澁谷五郎房

拜領之、 入來院寶治合戦賞

尼壽阿

明重後家

有 重 正法四 善名郎

討蒙弘 死古合四 戦年

中田民部大夫入道殿 斎藤左衞門大夫殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四七八号文書ト同文ナリ)

貞継書状

任理非預御成敗候者、 **渋谷攝津守申、** 肥前國佐賀下庄之内本領安堵事、 畏入候、 以此旨可有御披露候、 歎申候、 恐

卯月廿九日

貞継

(花押)

中

田殿

惶謹言、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四七九号文書ト同文ナリ)

系置

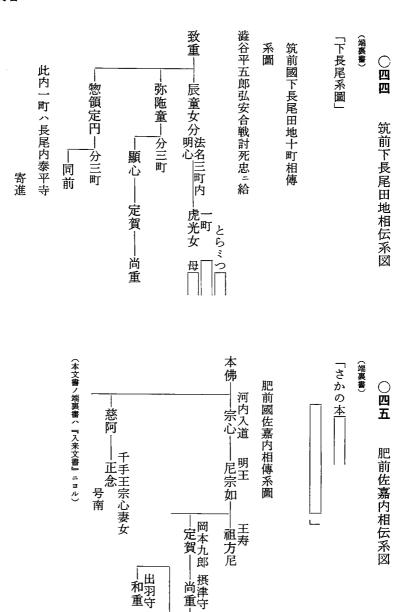
渋谷氏系図

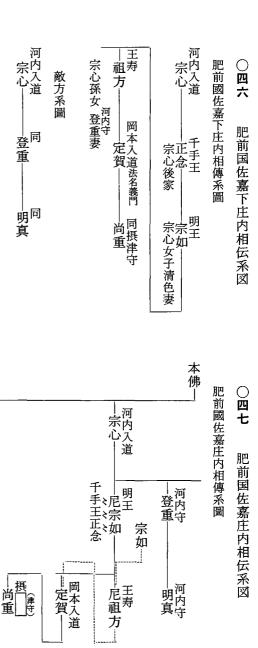
賞給之、 電尚法名 重尚法名 号澁谷平太次郎 重松法第 惟 -行重法名 平次郎 重春 将重 静重 彦次郎 孫次郎 六郎房 重雄 重知 舎重 兄雄 平太次郎 腹

在國司一 族

富光六郎左衞門入道心浄

-政重法名 弥三郎 78



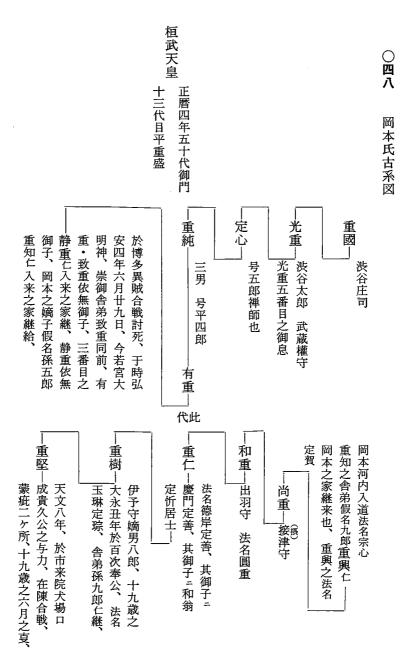


(本文書ハ系図ノ線ニ訂正ノ筆アリ、点線ヲ以テ示セリ)

慈阿

──尼正念号南

宗心妻



足利尊氏感状写

(本文書ハ二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

雜訴決断所牒写

(本文書ハ二○号文書ト同文ニツキ省略ス) 足利直冬感状写

(本文書ハ三四号文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ一六号文書ト同文ニツキ省略ス)

後醍醐天皇綸旨写

(本文書ハ一号文書ト同文ニツキ省略ス)

関東下知状写

(本文書ハ二号文書ト同文ニッキ省略ス)

関東下知状写

(本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ五号文	(本文書ハ四七号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ四・
渋谷重村着到状写	0	肥前国佐嘉庄内相伝系図写	0
(本文書へ一三号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ一三号	(本文書ハ一七号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハー
六波羅御教書写	0	後醍醐天皇綸旨写	0
(本文書ハ九号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書へ九号文	(本文書へ三六号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書ハ三
平氏女連署和与状写	0	渋谷重興軍忠状写	0
(本文書へ四六号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書へ四六号	(本文書ハ二二号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ二
肥前国佐嘉下庄内相伝系図写	0	雑訴決断所牒写	0
(本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書へ一九号	(本文書へ一四号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書ハー
雜訴決断所牒写	0	渋谷重賴外四名連署証状写	0
(本文書へ四四号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書へ四四号	(本文書ハニー号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書ハニ
筑前下長尾田地相伝系図写	0	渋谷定円基外六名連署和与状写	0

(本文書ハ二四の2号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ二四の。	(本文書ハ一○号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハー〇日
高師直施行状写	0	渋谷重□寄進状写	0
(本文書へ二四の1号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ二四の・	(本文書へ二七号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ二七)
足利尊氏袖判下文写	0	渋谷重興軍忠状写	0
(本文書へ三三号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書ハ三三号文	(本文書ハ六号文書ト同文=ツキ省略ス)	(本文書ハ六号)
渋谷重興着到状写	0	関東裁許状写	0
(本文書へ二六号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ二六号)	(本文書ハ二九号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書ハ二九日
渋谷重棟譲状写	0	渋谷重興軍忠状写	0
(本文書ハ四一号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書へ四一号文	(本文書ハ三の1号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ三の・
散位某施行状写	0	渋谷明重後家尼寿阿置文写	0
(本文書ハ四号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ四号文書	(本文書八三一号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ三一日
渋谷重村着到状写	0	一色直氏奉書写	0

C	5.谷重東襄犬写)	吳東下印犬字
(木文書ハ二五号文	(本文書へ二五号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ八号文書	(本文書ハ八号文書ト同文ニツキ省略ス)
0	渋谷定円重外二名連署譲状写	0	西征将軍宮令旨写
(本文書へ二八号文章	(本文書へ二八号文書ト同文ニッキ省略ス)	(本文書ハ三八号文	(本文書・三八号文書ト同文ニッキ省略ス)
0	渋谷重世譲状写	0	後村上天皇綸旨写
(本文書ハ七号文書	(本文書ハ七号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ三五号文	(本文書へ三五号文書ト同文ニツキ省略ス)
0	後醍醐天皇綸旨写	0	足利義詮感状写
(本文書ハ一八号文章	(本文書へ一八号文書ト同文ニツキ省略ス)	(本文書ハ三九号文	(本文書へ三九号文書ト同文ニッキ省略ス)
0	渋谷重門証状写		
(本文書ハ四〇号文)	(本文書へ四○号文書ト同文ニツキ省略ス)		
0	関東下知状写		
(本文書ハ二号文書	(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)		

〇四九

岡本氏系図

岡本氏

者、入來院五代美濃守重勝弟也、 平姓澁谷之族入來院氏之庻流岡本氏之元祖左衛門尉重興 < 系之、加證判、附與之畢、 自元祖重興至重盛、件

至于子孫無窮宜爲家藏者也

元禄三年庚午六月十四日

入來院氏二十代

志摩之助重堅(花押)

五代重勝弟

號岡本九郎左衛門尉 法名定賀

○母高城河内權守重棟入道宗真女、法名宗如、

○重興之祖父静重者、入來院家二代明重六男也、

之家而始號岡本、按夫重興之祖父静重者雖爲六 勝、爲明重之嫡孫重基之後嗣、以故二男重興嗣父 静重之嫡男孫五郎重知有二子、嫡男平次五郎重

男、兄重勝相續嫡家、因之氏族之崇敬異于父祖、 諺入來院絶者岡本可續、 岡本絶者入來院可續云

以之當家威勢不言可識焉、

○元弘以來重與屬官軍、數抜軍功、 以故忝賜

○重興受外祖重棟入道宗真之讓、領数箇所、加之 御感之綸旨、其外諸將之證書可備亀鏡者居多也、

道善之女也、故道善之遺領半分傳領之、故重興

室下村平六重氏女字寅三得父之讓、且寅三母者

之所領倍于父祖、

九郎攝津守

○康應元年己巳十二月十七日賜本領安堵之施行、

△和重

三郎出羽守 法名圓重

·△重仁

法號德岸定恩

太守貴久公之加勢、師市來時、重堅大戦於犬馬一〇天文八年已亥六月十七日宗領重朝爲	大永元年辛巳誕生、	孫九郎		法號玉琳定琮、	○享禄二年己丑二月廿五日戰死於百次、行年十九、	○永正八年辛未誕生、	——八郎	传播节	△重樹	近長 禾 筹		近勤屡目	
重嗣之三男也、()重博無男子、以故令女子合重載相續家、實宗家()			重載妻	女子		○重堅無子、故養重博爲子、實宗領重朝之三男也、	字兵衛	△重博	伊豫守	△重堅	若狹守	-△重則	場被二創、

 \triangle 1重廣

宇兵衛

△重盛-

○元禄十年丁丑十月朔日死、法名關宗定禪居士、 八郎右衛門

○妻寶永七年庚寅十一月十五日死、法名香林妙薫

大姉、

重珊

仲三郎 武兵衛

○明暦三年丁酉五月十八日生、 母山下諸兵衛忠盈

娘

○貞享三年丙寅六月十六日被補家老職、 中皆為東郷氏故、重珊因有由緒、 冒炭浦号勤仕 于時同役

者也、賜役料地二十斛矣,

○重盛無子故、貞享三年丙寅九月二十五日 重堅

重_マご

小名千代次 仲三郎

○延宝七年己未七月六日生、 母東郷衆中鈴木長右

衛門娘、

女子

- | 定相---

○元禄元年戊辰十月二十一日生、母同腹、

正右衞門 初重穹 實邦 明正

次郎五郎

甚納右衞門

○正德二年壬辰十月八日誕生、 實父東卿甚納右衞

門重字、母田中休右衞門女、

○享保十八年癸丑十一月二十六日 爲重盛之後嗣、賜御實名之字、稱明正、 明雅公使實邦 福崎甚

公應 貴命、重珊為猶子、此以加賜新恩地五斛、

○元禄六年癸酉二月二十九日重珊携一男一女、

辭

實東郷兵右衛門重盈嫡男也、

去於當家復本氏

肴于 父東郷宇兵衞實寅额甚納岩奉 斗五升貳合貳勺六撮于明正, 公、御肴一折・御樽一荷于 五右衞門矩暁傳之、 兩奥方御方、奉謝之、 同日進上二種一荷于 命 頂戴御盃、 明昭公、各御樽 附屬高十石八 同日實 明雅

- ○同十九年甲寅正月八日命番頭役
- ○同年五月二十五日拜領御紋寄生崩之紋所、***** 矩暁授證書、 以故進上御肴一折・御樽一荷、 福崎 奉
- 〇元文二年丁巳三月五日 從者數輩、 郷善兵衞役・東郷十郎左衞門明正 城 允公後定守役、然後四月六日好 移 定恒公之宅、豫新穂半右衞門主頼・東 登 玉城、 則於御納殿、 定恒公使明正爲 千之允公去麂 ٠ 各頂載御吸 明正相共率 千之

也 物・御銚子、 山田助右衞門主接。出會言説丁寧

○嚮是、 ○同三年戊午正月十三日改實名於定相 自享保十九年甲寅至延享三年丙寅登

玉

城、 上之使者、凡及于九度也、 勤 明雅公 定恒公 定救公八朔御太刀進

○寛延元年戊辰九月九日

麑府 太守宗信尊公御参勤之次、 定救公從 高駕、 同年十二月十一日光着 携琉球中山王使者發

○同二年己巳二月四日、 于東武、今般定相供奉也: 於江府賜名於正右衞門、

○同年三月二十二日、

太守尊公辭東武、五月十八日入麑城、

定相奉從

定教公歸宅也、

○同年十一月二十三日 定教公於御休息所、 以松

○同三年庚午十月朔日、 罷近習役、 爲組頭役、

井幸右衞門貞彌賜寶刀無銘一腰、

○寶曆二年壬申十月朔日、 命兼近習役組頭

○同五年乙亥六月二十三日 ○同四年甲戌十一月二日 進上御酒一樽・御肴一折、 御手自賜御手鎗惟拵書有一本、依之同日進上 定勝公命役人職、 奉謝之、乃頂戴御盃、 定勝公褒賞定相之勤 因兹

御酒一樽・御肴一折、奉謝之、

○明和八年辛卯八月十日死、享年六十、法名仁山

圓壽居士、

△定亟

初實與 次郎五郎 政次郎 直右衞門

○寛保三年癸亥正月四日誕生、母田口八郎右衞門

親次女、

○實東郷善太夫實有長子、實母寺尾善右衞門定政 女

○同五年乙亥四月二十八日、爲 定勝公之側小姓、 ○寶曆三年癸酉二月十五日元服、改名實興

○明和四年丁亥五月十五日、奉 定相之養子、改名直右衞門定亟、 定勝公之命、 同日進上御酒

賜名政次郎、

樽・御肴一折、奉謝之、 乃頂戴御盃

○同五年戊子正月十八日、 太守重豪公拜戴、

> 大樹家治公御鷹所搏撃之鶴一隻於薩摩、則 芝邸、勤事、而後雖使節之事畢、蒙可一往滯府 公奉謝使之 命、發魔府二月十八日到著于東武 定勝

重永造兵衞儀方・斧淵四郎兵衞道芳等、四月二 之 命、故賜歸郷之暇於定亟及副田岑之助定寬·

本甚助、供同道、六月朔日歸家郷、 十三日發東武芝邸、與麑府旗下士相良圓喜・橋

○同七年乙丑三月十五日、有 命補 定馨公之近

習役、

○同九年壬辰四月十五日、 進上二種一荷、奉謝之、 乃頂戴御盃、 有 命繼父之後、

因兹

○同年九月八日、以近習役兼帯組頭役、

○安永六年丁酉七月十日 定馨公召定亟於御前、 口自命役人職、賜高二十斛、因兹進上御酒一樽・

御肴一折、奉謝之、乃頂戴御盃,

袈裟次郎

○安永二年癸巳七月二十七日誕生、母東郷十郎右

加治木島津家文書

もひまひらせ候、

島津義弘書状

猶く (正八) 幡之上ふき板之事

りならぬ「事ニ候へこ」 れ候ハぬやうにさいかく肝要候、 我等申候由、其より可被申候、まつくへ雨露に御ぬ 於其元□談合申候様に富山備中入へ弓頼□仕まし由 かし候儀ふんミやうにおひて 一主事茂座主前よ

いろさし程一入よろこひに存候、将又又八郎殿帰 祈念之札・はいちゝ一ゝ頂戴いたし候、 ハ、肬枕前よりもことハり候て可然存候、兼又右之 誠 さ こ

朝、さこそうれしく思ひ候、こなたもおなし【二】こ(心に)

そすもしあるへく候、次ニかすかに候へ共、 荷持せ候、しやうくハんあるへく候、又いつれも 御酒 樽

枕ふうふへも心得候て可被申候、細砕源介申含候

〈奉公申、男女共辛労之由、従其心得頼存候、

伊集院源介罷上候、 以上、 ひんきに文のほせ候、うれしくお

> (事二候) ぬいと申者遣候、定而頃ハ致渡海候覧と

高麗引陳茂やかてたるへき由候間、

又八郎殿むか

へと

して、國分

申

主と云、ことに源次郎方も上洛之事候条、今程つか 是非共庄内へつかハし候へと被申候、其返事ニ我等類 従幸侃被頼候哉、安侘三州より我等むすめ事、

留主中

すへき儀ハかつて成間敷候、下向候ハ、其時之儀たる へき由申取候、身つから下向候ハヽ、やかて申されへ

父子ミなく〜星供御成就、又高麗京都へ祈念として不 動こま一七日般若寺別當坊修行させられ候由、

誠満足

き儀可有由断候

之至候、又八郎殿も帰朝程有間敷候

卯月五日(慶長三年カ)

肬

宰相殿

より

義弘

(本文書ハ「旧記雑録後編三」四四号文書ト同文ナリ)

名こ屋と壱岐ハ十里ほとも有へく候、壱岐と對馬ハ

又きねんの人衆いつれへも従其心得憑入候、よろつ 上中下、りうしなきやうにほうくう候へと申へく候、 其外細所定衆・くうしんふうふ、其外めしつかい候 うふ・大しん・とうからおは・おちさんこ・女子共、 かり出候間、おいく〜たよりをもとめ申こし候へく すむへきときこえ候、追付今日四日國中のやうにま さんかいと申候在所、八万間と聞をよひ候つる、見 かのわたり~~の舟、心ちとかく可申様なく候、ふ かうらいふさんかいと申みなとハ四十八里といひ候、 三十里、對馬なたのり三十五里程と申候、それより 申度事へ雨山はかり候へ共、 候、就中又八郎長満むすめ心得あるへく候、外山ふ かうらいの事ハなによりもたやすく、今月中にあい 海きハのすなの上にて火をともしか き 候間、まつ ハてはたらきなとの事ハ手にもたち候ハぬよし候 へ候ふんハ家数百程あるへきと見え候、弓前なれ候 打出候みきりに候へハ

> り可申候、 かしく

五月四日

名護屋より壱岐へもちんふねにて供衆五六人めしつれま の舟共いまにのほり候ましきとハ夢にてもおほえす候、 ちんたち、よういとこのをりかたく存候つれ共、つもり くこそ候へ、くにもとまかり出候みきりより、こんとの そのゝち日数になり候へハ、子共いつれも~~めつらし

こかしことまり/~しのひわつらひあはれをとゝめたる り船の事にて時分をくれ、諸くん衆の跡になり候間、こ 小ミやう舟数をかさり、われも!~と打わたられに、 くとも衆なとめしつれ候事ならす候、國くにの大ミやう こき候加治木よりの五まいほにてつしまへわたり候、 衞門尉ふねまて久保門海せしめ、我等ハくによりかへ米 のよし候て、賃舟なとの儀もなりかね候て、しきね藤左 かりわたり候、それよりハいつれのうらしくも船とゝめ 中

候ところに、きのふまかりつき候、と中より風あらく、 事にて候、ことさらつしまよりかうらいふさんかいと申

/〜筆をさしおき候、よろつめてたき由さき /〜よ

殿も同前たるへく候、御存しとして申事:候、 さしとちまり候て下向仕候、我等も満足仕候、

かしく、

参・宗江のはい共ハ焼不申候、金子二枚=ていつれも心 祖日新・伯囿・妙安御はい皆焼すたり候、乍去紅生・恕

しゆ經せきたら閉目候、雖然高野不慮之炎上ニ付、

御先

うミのおもてくらやミになりて、

ふね共こなたかなたは

郎殿船にもやう~~けさたつねあひ候~、 しりちり、われも人もゑい候事筆にも及かたく候、又一

宰相殿

義弘

より

(本文書ハ「旧記雑録後編三」六二号文書ト同文ナリ)

一三日中船指渡へき覚悟ニ候、 島津義弘書状 我等も頃者がいけに

(本文書へ「旧記雑録後編二」八八二号文書・「旧記雑録附録二」二九八号文書ト同(本文書へ「旧記雑録後編二」八八二号文書・「旧記雑録附録二」二九八号文書ト同

よし弘

て候哉、老のやまいにて候哉、七日八日程しよくし

無之候、柿なとのるいもほしくも無之候、是にてす いりやうあるへく候、あまりくたひれ候てより座内

ほそくこそ候へ、か様ニ申候て人の命ハしれぬ物に

も立居難成躰ニ候、いしやう心も遠く成候てこゝろ

恕参・紅生・宗江心さしいたし候、取分純香一しうきま

此ふゞ従認候而、萩原寺高野より罷下候、彼僧上候処ハ、

島津義弘書状

いり候あいた、四十九院日はい相調候、同法花頓写、り

心得申候、巨細者兵部きやうへ申含候間、きこしめ 殿祈念として 御伊勢へ千日参りさせ申候、是又為 て候間、きつかい其よりあるましく候、将又又八郎

かしく、

すへく候、目出度、

定而宰相

閏七月廿八日(慶長元年)

五月五日

95

ひやうふきやう罷のほり候=ことつてのとほりくハしく

とゝきまいらせ候、まつ~~まつ~~其元いつれも父子

さかしく候由、なに共うれしく存しまいらせ候、此方も

もすいりやう申候、高麗之事者一段と兵良無之由、又八年 無取佐汰之候、何共~~待久しくこそ候へ、そなたの心

んたるへきと申事に候、

さかしき由申候、令満足候、陳引之事者、いつとも爰元 同し事ニ候、高麗も頃本田さぬき参り候て、又八郎一段

郎所より申越候間、先々従是少成共致借用、

宰相殿

(本文書ハ「旧記雑録後編三」九〇号文書ト同文ナリ)

〇 五 島津義弘書状

うらくのよし聞候、いかゝ調候哉、たよりのおりふし 其のちおとつれなく心もとなふこそ候所、久四郎しや ハたれ (一供つかまつり打立の時分、又京・大坂之間)

此たひもくそはんくハん御せいはいとして、をのくく いつかたへ堪忍候や、こま~~うけ給たく存計:候、

あか国へうちいられ候、われら事、

から・かうらいの

たてに、我等も入申候、其ふんに候ハヽ、日夜のふし しろせめの人数としてさきてにまいるへき人衆のかき たん合を以おほせつけられ候、其のちの御しゆいんニ 正殿・もりいきのかミとの・かとうかすへのかミとの、

むすめへもいつとな‱ひといゝおひのなミも立かさな とつてなともなくふとおもひまいらせ候、それよりね り;付、いよく〜めつらしく存候、何とて此ころハこ

安かるへく候、此よし肬枕女房へも心得有へく候、 助兄弟も此方ニ罷わたり候之あいた、心遣これより推 久四郎しやうらくこくうしん供いたす由聞え候、大炊

んころに御心得有へく候、

かしく、

義ひろ

六月廿二日(文禄元年)

96

人衆指合候、みち筋の城に御はん仕候へとあさのたん

宰相へ

읏

島津義弘書状

るへく候、 なを / \又八郎事けんこに残番せられ候間、心やすか

我等事可致上洛之由、以 へ共、漸今朝此津へ着岸候、然間我等のり舟一そうまて にからしま出船候て、五月雨の最中、海上者静ならす候 御朱印被仰下候条、五月十日

へく候、将亦久四郎下向之□其聞候、左こそ其元のよろ

参着候、定而供の舟共も近日可参候之間、やかて上洛申

こひこれよりおしハかり候、久四郎へも書状にて可申候 へ共、急便之間、無其儀候、先ゝ御心得あるへく候、何

共重而可申候、

かしく、

六月五日(文禄四年)

(墨引)

大さかより

まいる

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一五三二号文書ト同文ナリ)

よし弘

(以上、一巻)

られ候ありさま、 くす事にて候、誠こころひかゝりたる家こすけをか 猶くひら松家作あまり~~見苦敷候、 いたて、そらのはれ候てよりも家の内は雨露にぬれ つしきものもそのほと~~にハ家をも作りか□をか いかやうのま

家中之□の心さし存しやり候へへはらの立事にて候、 □ か候ハすかんにんさせ申候、

曲事千万:存候、さりとてハー〜あるにかひなきた

申ふくめらるへく候、 ひらまつへもゆるかせなきやうことわれら申として 付候へと肱枕へ申置候つる、いかゝ調候哉、いよ~~ ゝすまひ不可然候、平松やく人共へいゑ作りの事申 兼又藤次郎殿物をかゝれ候い

それかしため迄一段めいわくたるへく候、 まかせ - おいたゝれ候てハ、其身の事ハ不及 申 - 、 とにかく

てハせう~~にて候、たそ異見共申ものもなくて氣

さこそと存はかり候

枕ふた所外山ふうふいつれ~~へも可有心得候、将 候、此よし我等申として念比ニ申こされへく候、 肱

に一个手習をせいに入られ候て、かんようたるへく

かて名護屋辺にて参相候するとそんし申候、 追々吉

左右申へく候、以上、

又高麗へ又々人を越申候、可為一二日内候、

由聞え候てうれしくおもひ|_____ て卯月朔日の文、同月廿七日到着候、先々其元無事に候 其後はおもハしきたよりもおハし候ハて、文にてさへと かく申さす候、無音の至り心もとなく候所に伊集院所に もといよく

なに事も加事も申付置事もなくて、留主居の御さひしさ つり候へハやかてふた□とのほり候ゆへよろつ取まきれ、 より□こま~~そこもとやうたい文して可承候、其元う 無事□候、御心やすかるへく候、させる事候ハす共、た

一又八郎殿帰朝之事、馬乗十騎程めしつれ、高麗よりす くに上洛いたすへきよしおほせ出され候間、為迎と国 と存候、なこやへ此程居られ候、ゆうけきも近々上洛 分左京亮さし渡し候、定此ころは参陣もいたし候ハん

之由候、さやう『候者又八郎殿きちうも可被急とよろ

こひ存計に候、又八郎殿爲使とも大山かん右衞門尉此

定而や

五日以前罷上候、高麗おは今月二日『出船之由申候、

申はかりに候、然者三月は又八郎殿いミ月たるよし候又八郎殿一段とゆこん『御入候由申候、めてたき事と

高野"おひて求聞持修行之祈念共いたし候、又平田豊間、爰元"おいてさま~~きねんの儀無由断候、就中

前の子大峯花供"入峯候間、是等も祈念の儀共申付

かれこれ祈念之事申付事"候間、又八郎殿帰朝無

候、御れうにんさもしに御渡り候や、めつらしくこそこもともおなし心 = まちかね 給 候ハんと 存 はかりに何事めてたくおハし候ハんと待かね申事に候、定而そ

候、よきやうにあい心え申させらるへく候、兼又ひら文して可申候へ共、別゠かハる事もなく候まゝ無其儀

まつへも従其元相心得頼入候、めてたく、

かしく、

五月朔日

(本文書ハ「旧記雑録後編三」五六号文書ト同文ナリ)

〇八 島津義弘書状

可御心安候、其外徒"罷居候へぬ様に分別専要に候、参候、野副へ被仰付候種×大方相調たる由きこへ候、

将又具足之事出来候、

野副帯刀之士可罷下時分可持

以上、

誠今年之御慶珎重~、不可有盡期候、仍去十二月六

一家中子共いつれも勇健之由目出度存候、日之書状、今月十八日令披見本懐候、

久保へ奉公之儀、聊不可有疎意之旨候、肝要之事候、

弥由断有間敷候、

爲見廻使者差下候、頃罷上彼表之様式不見分躰:候、

奥州伊達逆意之由候て、従旧冬石治少被成出陣候間、

伊達上洛之儀難有之通取沙汰之由申候、左茂有事に候

于今御滯留候、下ゝ申散候分者、尾張より直可為東国哉、関白様今月中旬比より為御鷹野尾張へ被成御動座、

迄『候、老躰之事者不及申候、何共調之儀不如意たる御下向御用意之由風聞候、左候者我々事も出陣之覚悟

へきと心遺候、 委旨追而可申下候

不及申候へ共、学文手習之事不可有由断候、 恐く謹言、

閏正月廿四日

義弘 (花押)

兵庫頭

(本文書ハ「旧記雑録後編二」七三二号文書ト同文ナリ)

又八郎殿

〇九 某書状

きりに人を遣し候あひた、実儀においてハまつ彼は とさき] なを┫〜此ふミしき□申候らちこそてんより十里ほ ____つきそろふよし申来候、すなわちみ

うへ打出はたら──申へきかくこに候、いつれも追 く申へく候、将又へほ木彦兵へ事早、上せ申へく候

く候と存相留申候、いつれもやかて彦兵衞尉を以、 此たひも上せ申へく候へ共、かこ嶋方へやうす申へ へ共、憚多......なく候て、爰元ニとうりうさせ申候、

よりうるさむハ八日路ほともあるへき由候、其間ハぢん

てうるさんの新しろにたう人よせきたり候、然ハなこや 追而申こし候、さんぬるとしのしはす廿二日、ひかしおも

はたらき、二のまるまてせめのほりたる由候、あさの左 をとりつゝけたるやうに聞え候、さやうに候て夜かけに

京のたいふとの・おほ田ひた守殿なとハ本丸=こもられ

つれ、漸しろにはせこもられ、すなわちろうしやうにな たると申候、加藤との□せつかいのしろより五六人めし

しん奉行かけひ殿をはしめ、御ふしん衆各はせつゝかせ りたる由、おなしく廿六日にあひきこえ、爰もとの御ふ

られ候間、我々おやこの事も各々同前につゝき申へき由

ゆんてんつなきのしろ申うけ取のしろかたく御はん申へ

たひ~~申候へ共、爰もとそてんの事ハ小にし殿番所し

き由、 かけひ殿おほせられ候まゝその儀にまかせ候、 5

るさむおもてあまりこゝろもとなく候間、たひ~~つか

いをさしこし候つれとも、はる~~のあひたにて候へは、

其後とかくのをとつれもなく候、この月のさんぬる四日

此元のやうす申のほせへく候、

にいまたもとの竹嶋乃しろをもなか!~にもたるへきと ほとのこしをき、せつかいのことくはせつゝかれ、 候つれとも、此たひのたうらいにより、はつか人数三百 ちやわんと申しろをうけ取れ候て、 きたるへきとあひまつていにて候、ことさらなへしま殿 道見に参りたると申候、さためてこゝもとにもてきよせ たつね候へハ、此おもてにもあひはたらくへき由候て、 まかり出候を、おいかけめしつれたる者をとらへ候て、 さかいにへぐそと申朝せんの大将むま乗、少ゝめしつれ 数をわけたると此堺にてとらへたるつるミ共申候、又此 やこにてうるさむおもて、又此くちへもはたらくへき人 候や、いまたうしろまきなともなき由申候、然ハふるミ 六里はかり、又ハたやすくわたりこさるゝ事なりかたく 百石ふねをもこき入るほとの川をへたて、みちのほとも がいにぢんとられ候へ共、うるさむとせつがいの間に五 此ほとざいはんにて

さこえ候、まことにとなりのしろさへかやうにあけのかきこえ候、まことにとなりのしろさへかやうにあけられまこえは、 此御さう共はや / ~と申へく候へ共、ほととをく候に、 此御さう共はや / ~と申へく候へ共、ほととをく候な、 此御さう共はや / ~と申へく候へ共、ほととをく候な、 此御さう共はや / ~と申へく候へ共、ほととをく候な、 此御さう共はや / ~と申へく候へ、 かたくもち申へきかくこにないに候へ共、 御ふしんさせられ候て、 あつけられる」では、 かしく、

なからへたると見え候、され共てきまふぜいにてとりまにこせんと申所よりきこへ候、うるさむのしろ、いまに

あひのかきをゆひまわし候、みかたハやらくくせつ

(慶長三年)

(以上、一巻)

○一〇 島津義弘書状

こゝろへあるへく候、又ま□地へも申たく候、又猶ゝ平松へも無事に今日まてハ老躰なからへ候由

今程は栗野□□平松かんにん候やと存候、

やりたる計にて候、一栗野内城さそ~~ともしく候らんと、自是おもひ

一むすめへも従其めつらしき事、身にあまり候由心

一いつれも~~男女ほうくう申候者共へ、従其心得得あるへく候、

頼入候

いよく〜頼むのよしこゝろあるへく候、花香取候ほんそんの御前のきねんはうす共へも、

き申候らんと存候、 野添善兵衞尉参候砌、委ことつて共申候、定と1

音つれうけ給へく候、野添善兵衞尉か彼大主か参候する折節、こま人へ

申度事、両山つきす候へ共、盡あへす候間、筆を

大しん于今さかしく候哉、如何に候覧と存候、

かるへく候、以上、

る儀『侯、然者又八郎事無渡海候様に侯へかしと明暮思候由申地らし候、さては我等帰朝の儀ハ中ゝおもひ絶たわさと申まいらせ候、仍唐と日本之あつかいもあいきれ

りきまいり候儀に候に、さて了く我等なくなり候ハ、、事も、御家之ため、又は子共のほうくうと存候てこそあしまいらせ候、しかれ、彼三年間、しんくしんらう仕候ひまいらせ候、久四郎事も于今在京候哉、いかゝとそん

無跡にたとへ一万部の経をよゞ候てたむけ候ハんよりも間、それのかくこ故あしを立候ハぬやうに候ハ、、我らあまた有事;候間、我らか儀ハ不申及、子共のために候せきあへぬ計にこそ候へ、さいしやうしんたい事ぃ子共

子共のしんたい行衛如何成へき哉と存候へは、袖に涙も

うれしかるへく候、

御家中三人の御朱印衆一人も無在高麗候處に、又八郎日本の諸大名茂父子御在番の衆ハ一人も無之候、将亦

於致渡海者、身つから迄父子爰元へかんにん可仕候、

とめ申候、巨細大主へ相含候、爰元の様躰彼是き

誠うき世のありさま可過之候、

自然此地にて我等あい終候共、それの身持ゆへ、世上

の人わらへに成候ハぬやう頼入候~~

唐あつかい事、於日本、もしく〜御隠密もや候すらん、 此ふゞ読せ候する物に能ゝもれ候ハぬ様に申されへく

候、定而やかてめてたく帰朝候て申うけ給るへく候、

かしく、 八月七日(文禄三年)

義弘

さいしやう殿

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一三六四号文書ト同文ナリ)

某書状

秋万歳候、此中京都の便共候や、いかゝかさねてのた さりなからはやくきあひもよく候て上洛のよし候、千

よりにくハしく可承侯

又八郎此地へとかいたるへきの由候也、けにもかほと 参陳尤可然候、供可申衆なとあるましく候へ共、いつ の長陣ニしかとそこもとへ居られ候てもいかゝに候間

> とへい、むすめまてそハにはめしおかれへく候間、そ のほう心遣たるへく候、肱枕も留守にて候之間、よろ れへもまかりわたられ候て可然候、さ候へは、そこも

つとゝのをりかたき事のミすいもし申候

承候やうに此春ハ御引ちんの様に申ちらし候へ共、長 はんニ罷成、しよ人のきもつかれはて、わつらひいた

る、当番所ハつしまと一とをへたたる嶋にて候間、 ハ番所もおくの奥に候て、日本のほまれにもなく候つ 舟

し候者共へたふん相はて候、さりなからきよねん以来

とおもひなくさむはかりに候、去年五月三日たうこく もたやすく乗つけ、日ほんのつたへもおり~~候はん

らい候、こゝもとよりハたよりことに折々文して申候 ちやくつ候てより、そのはう又このたひハしめてたら

ことく、かほと迄なかしすてられ候するとハおもひも

よらすと申やう『候、たよりの折ふしハくハしき文共

さい/~をこせ可給候

めしつかい候女共、其外とやまふうふ、代官ふうふ、

大しんさんミ、おちおためとの衆、いつれも無何事候

一ひら松無何事候や、まこ殿たちいつれも~~ゆたんに かいふんりちきにほうくう可申由、心得憑入候、

候らん、それより心得て申さるへく候、こさいの事ハ 右京可申候条、かきとゝめ候、めてたく〳〵、かしく、

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一一六八号文書ト同文ナリ)

(以上、一巻)

 $\frac{\circ}{=}$ 島津義弘書状

猶以乍重言供衆已下之仕立等、可難成儀候へ共、内

無油断用意肝要□候、将又竜伯様御渡海被成之由

御渡海候へかしとの我等心遣此一事ニ候、爰元之様 多三河守殿、此衆様子承及付、とてもの御事ニ早々 聞候、然処及遅≧、何共笑止候、大友殿・忠永・波

躰万端後便『可申候、已上、

其已後者無音之至候、仍久四郎之事上洛:相定候之由

聞候、如何相調候哉、 承度候

今度もくそ為御成敗、各赤国へ被打入候、我等事者 従国元不参候而、諸人ニ仕渡可申事迷惑ニ存計候、 え申候、於其分者、夜白可為普請候之処、道具等一円 其後之御朱印 " 先手城攻之衆 " 被仰 付 之 由、書 置 " 見 正殿・毛利壱州・加藤主計頭殿以談合被仰付候、雖然 唐・高麗人数指合候道筋之城ニ可致在番之由、浅野弾

第供衆等之儀迄も致談合、後便ニ可申越候、

貴所渡海有度之由先筆:見え申候、爰元見合一、自是

注進可申候、当時者任世も石田殿へ差遺候間、帰着次

猶々大坂多鍋屋より得候栗毛之馬地行所"立置候間"

島津義弘書状

朝鮮馬ハ中~~のれす候間、何としても日本馬を可被 相渡候

手鑓い頃其方より参候鑓よりハ餘人之鑓ハ少短候、

為

御心得候

刀者二柄共二のし付二被作候て可然候間、 納殿衆鳥丸

内、無油断、道具已下金子、右之人衆二可被仰付候事、

兵•野添带:可被仰付候

先度も如申候、貴所事御酒参候てハ不可然候、何と人

少も稽古あかり候てハ、天魔破旬之業たるへく候、 ・強申候共、一滴参間敷候、殊生なからの徳を持候處、 何

事も御酒故悪事者出来物御座候間申事候、猶期後喜候、

恐々謹言、

六月廿二日(文禄三年)

又八郎殿

義弘

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一一四六号文書ト同文ナリ)

(花押)

六月十三日

義弘

(花押)

旅庵分別を以可差下之通、野添前より申越侯、 ^ 候哉、貴所相尋られ追而可被仰越候、以上、

į,

か

書状到来、珎重之至候、殊先度者鉄炮五丁被送遣候、 相届候、誠:祝着不斜候、然者宰相上洛之儀相留、久四郎

慥

先以目出候、随而貴所渡海之儀者、先、可有延引候、 上洛:相定候哉、若輩と申、更心遣迄候、其上調等之儀 も可為不如意候、併宰相上洛之用意よりハ少可軽欤と存、

任世も頃名護屋へ差渡候間、来着次第供衆等之儀迄も致 < 到分別後便=可申越侯、乍去無油断、 其用意肝要候、 内

時候、恐々謹言、

談合候、

自是可申遺候条、

其砌渡海専一候、猶期後音之

又八郎殿

二四 島津義弘書状

猶、旅之持道具已下少、思出候処、 以別紙申候、 為

心得候、已上,

伊地知弥六罷渡;付而音問則令披閱如得向顏候、

一當国弥無異儀候、可御心安候事、

一宰相事可致上洛之由相企候之処、久四郎罷上『付て宰

相延引之由候、先肝要候事、

久四郎相煩候つる由候哉、心遣申候、乍去得快気、上

洛仕候由、珎重存候事、

其儀御座候、思詰之段無余儀存候、然共各被任異見候有堪忍之由被思立候処、肱枕老始め各抑留仕"付而無貴所事宰相上洛"相究"付而、為質人何方へなり共可

之由、近比神妙存候事、

可有渡海候、猶以面可申承候、恐ゝ謹言、大儀存候、然共度ゝ承儀候間、迎船之事申付候、早ゝ此地へ可有渡海之由承候、寒天;可差向候之条、諸事

又八郎殿

義弘

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一一六七号文書ト同文ナリ)

〇一五 島津義弘書状

猶ゝこま~~申たき事おほく候へ共、船元へまかり

是明暮露のひまなくおもひまいらせ候、伏見へ着候いしやう女子さしならハぬたひの程、さらに~~自下候間、従高麗可申候、身もし渡海之心遣よりもさ

肱枕ふうふやかて渡海仕之由、自其心得あるへく候、ハ丶、たより次第御左右可承候、我等も可申越候、

候て、ほそ嶋まて被越候て可然存候、油断有間敷候、将又それの乗船いまたまかり候ハぬまへかと"聞合

以上、

いたし候する間、此よし可申ため、又々三覚坊まいらせい)れハ今日きち日にて候間、乗初申候、やかてかせ次第船態申まいらせ候、仍我等事昨日乗船、爰元へ参候、しか

りこそ無何事渡海侫由可申越侫、併宰相事も又八郎殿へ候、こゝよりハいよ~〈程遠くまかり成へき間、高麗よ

は旅之心遣もかるく候する哉と先々目出度候、くハしく

けんさん可有間、先以うれしく候ハんとおもひ候間、少

ハ彼三覚坊へ申含候あいた、可申候、めてたく、かしく、

三月十九日(文禄元年)

(本文書ハ「旧記雑録後編三」二一三号文書ト同文ナリ)

島津義弘書状

より

よし弘

猶々今夜もそなたを夢にまさしくミまい□せ候て、(ら) 又一郎ふうふのあいたよく候由聞え候て、身つから んの事もんせきさまへ申うけ候てくたし候へく候、 其外たしなミゆたんなきやうにいけんあるへく候、 せ候ハ、うれしかるへく候、又八郎うたひ・てならい、 たゝいまけんさん候やうにこそ候つれ、又よきたよ かこゝろには、月ほしのひかり待ゑてしよりもうれ ちやう満事もてならいさせ候てしかるへく候、手ほ りの折ふしハ、さい~~同事成共、ふミにて申のほ しくこそ候へ、折くへのいけんにも、間よきやうにま

> も~~けむさん候ハ、かやうにもなりぬる物よと、人た かゝミの間□め我なからあさましきまておほへ候、さて 後の正月廿六日のふミ、やう~~此ころあいとゝき侯、 おとなく~しく候や、とりわき御れうにんめつらしく候、 なきよしかんように候、長満御れうにん、いつれも~~ へこされ候や、しるへき事に候、又八郎ふうくうゆたん つるもおそき物にてこそ候へ、又一郎とのせつ~~其地 たるへき折、待えてしかなと思ふこころにや、月日のう いとして年月の暮行はおしむへき事なるを、はや~~く かへにおとろき給へんとおもふはかりに候、よの中のれ の雪をもくつもり、老のなミの立かさなり、おも影あさ てたく候、さきにも申候やうに、此度ハいよくへかしら まつ~~其元上・中・しもにいたり、なに事なきよしめ

より

よきやうにこゝろゑ候へく候、かしく、

も、ふうくうゆたん有ましきむね、よく~中きかせ 大しんおちさんミと山ふうふ、とうかうおは、其外女と よろつき□の事ゆるかせに候ハぬよし候、もつともに候

なきよしをこゝろへ憑:申候、よろつめてたくくく、

うさせ給へ、又鹿児嶋・平松へも其より此方なに事

(本文書ハ「旧記雑録後編二」七四四号文書ト同文ナリ) さいしやうとのへ

義ひろ

(以上、一巻)

島津義弘書状

「猶々安宅三兵雑掌輩へ船中迄被来候、於船本ハ川(寧≒テ輔イツ) 瀬吉左衞門・幸侃を始、かこ嶋各被来、時宜よく候

北郷讃州、次深水宗方、次田浦如此にて候、爰元く 状にてとハれ候、廿五日大守様被成御光儀、懸御目 つろかぬ座配すもし有へく候、仕合一段可然候、可 之候、御座ハ上座我等、次ニ幽斎老、次筑紫殿、次 以御直談被仰出候、従其湯漬御振舞、御相伴にて無 月廿日御目見えの事致成就、公家ニ御なし給へき由、 被相待候故、及遅ゝ候、今月二日ニ大坂へ罷越、今 由、石治少雖被思候、長幽斎丹後へ下国候て、上洛 其夜やかて罷帰候、急速御目見えの事被取成候する 上人被尋、預馳走候、廿八日石治少以異見、大坂 めしふるまはれ候、廿七日石田治少・大谷殿・木食 致安堵候、廿六日石田隠岐守殿より太守様御同 前ニ 従御料人様も御文共在之、黒田官兵衞尉殿なとも書 つる、廿四日従」太守様御文、伊地知右京亮御書持来、 へ大守様御かり屋迄忍ひて罷越、大谷殿へ進一札候、

ごぼうくるミあへ、ほんへかうらいほんぬりほん絵 幸侃、 の宗易、武庫と一服可被下之由、幽斎・幸侃・宗易 かきにて候、御茶のとき、幽斎被召出、 侯、二乃しるハ鴈一しゆ、菓子ハしひたけにじめ・ きれ、ひたりはがんざういりさけを被入候、三しう みやかふし、右之分也、さいニツ、手もとハ焼物三 こえ候、一會席之ぜんふ本しる・たうふ・わんきり たいすのかさりにて候、御食の御座 し出され候、入口之かうし戸迄宗及被罷出安内者候、 様御茶湯御座ハ山里と云り、三てうしき、未明にめ 由可申ため鎌七郎さしくたし候、将亦六月六日関白 今者不用立候ハんすれとも、わさと木上差下候キ、 就中日向図田帳本ニのほらす候て笑止迄に候、於于 いそき~~のほせ候へと上井へ可被申付候、先~此 一ふさ・しろつけ一きれ、かなかけの中程ニをかれ 関様なとの御めしなと御同座の儀珍敷由き 関様・武庫・ 手前者せむ

其沙汰候て満足仕候、當年ハ従何方茂御鷹不出候、

御心安候、

鷹之儀、

心遺候つれ共、今程ハさのミ無

る事、 給へく候間、幽斎早~上洛候て、武庫の公家支度、 内者幽斎・宗及にて拜見させられ候、 て候、一水さし備前物、是茂たうくん秘蔵せし由候、 ん秘蔵せし由候、同ふたのとり手大きなるうさきに 前は宗及、御道具、一かまハうば口、あら木だうく はれ候、従其薄茶、二てう敷の御座にて被下候、手 くるミば、一水こほしがうし天下の一ツ物と宗易い 上られ候由候、同盆ハついしゆ、一水さし名を失念 同臺ハ数の臺、一茶入ハにたり、大友宗麟よりめし 一天目ハなやの宗きうよりめし上られ候、しろ天目 盆ハついくう、一かまハ絽翁の秘蔵せしふうろく、 ハすい茶たるへきよし御諚候、一花入ハぞろり、同 一茶わんハこうミちやわん、従其しよえん見物、案 南はん物あかかねの打物也、一ひしやくたてハ 難延短筆候、 関白様御直談、公家へ御なし 結構きれいな

へきよし被仰、扨一両日之内可有御上洛之由被仰候於大坂弐佰石被出候、又ゝ於京都粮物拜領させらる

馳走有へき由被仰、先〻忝支度たるへきよし候、次

兼又 義久様・又一郎様御いとま之儀、 菟角未

聞候、 仰聞候、又いつれへも心得たのミ入候、 猶《追《御吉左右可申侯》 此由宰相へも可被

「去月廿六、其元罷立、(写ニテ補ヘリ) 打続」風雨に、此方「彼方ニやす

事もやあらんなと心遣せしに、ほとなく雨の足しつまり、 らひ」漸晦日佐土原まて越着、今月三日従徳之口出船、折 おもふ方の風さへ吹そひて、其日の酉之刻にほそ嶋へ至 しも神なりさはき、雨風うちしきりたる、船中いかなる

見へなから、天氣悪きによりて、 日ひとひ逗留し、 五日

りぬ、むかしにかハりたる所の人のもてなし、けにもと

寅之刻二出船、豊後佐伯之内蒲江と云る所へ漕入けるに、 おりしも渚ちかく野狐さき立て、 旅宿の後の山へ入、其

なりさへよひかハすほとに遠さかり、あやしき薮の中に 夜のこゑ枕近く目さましかちに明し侍り、彼在所ハむか しこそ軒をならへし家居もありけれ、 豊薩干戈以来、 ځ

出船、 ならハしのことの葉おもひしられはへりて、八日卯刻ニ 未之刻にほそくしと云る所に舟かかりして、 磯山

永純

二三人住けるとまやのはい入に、両日雨にこもり、身ハ

あるしのけしきとりて、二日ハ順風なく、つれ!~とこ りゆきて波風あらたちしにより、又こきもとり、 とまり、日ひとひありて十日辰刻ニをし出し、一里はか らと云るところへをし入、御手洗玄番と云る人の在所ニ

とび来て、十三日辰之刻ニ舟出しけるニ、細嶋へのこし 葉かくれにやとりやすらむすゝめかひ竹乃うらこす浪に もり居侍り、所の名を題にて、 永純、

る所、付ぬ、彼ほと崎とて瀬渡浪あらき事、 をきける供の衆追付、類船にてにきはゝしく、ほとゝ云 いはほも山

Waateと、半道とおほゆ、其日の寅刻:伊与のうちふた。 豊後渡をわたし、さた崎とて、又塩あひあらき浪まを分 もうこく計におそろしかりし事也、 十四日塩をまちて、

るらむ、それよりやしろ嶋と云る所=しほかゝりして、 すゝしくも風吹とをすふたまとやにしにひかしに月をミ まとゝ云るところに舟かゝりして、永純

・柴おりかけ、よるのしほときつくりてこき出へきもよ 110

ほしなりしに、俄にかきくもるけしきなれハ、たけのら

云り、 き作りてやすらひけるに、そこなる神社を矢たての神と をハ、十五日未之刻ニ舟出し、ゆり嶋と云る所ニしほと お に海乃神やつくりてすミぬらん波のうへなるやしろ嶋 此ほと順風ハなきに、しほときつくりて船ちいつ

く共なきに、神のやハらく事もや有なむとすゝめけれは、

るらむ、それより順風ときの間に吹たちて、神のしるし あつさ弓いるよりはやく行ふねや天たての神のめくミな

を眼前に見侍りて、二神の嶋をとをるに、篠屋宗次郎か

ふ人ふた神の嶋にいのりやすらむ、 とせちにいひしかハ、即、 船のうへいのるいのりや二神乃嶋、とよみて、返しせよ、 船みちののほりくたりにおも 永純

こ嶋打立之名残なといひ出て、

追風にのほりくたりの

さてつわ路と云る所をとをるこ、 嶋/~を明てみせけり玉くしけ二神の海の四方の浪まに、 永純

心なきあまなりけりな咲にほふあら玉ものはなをかまか 舟に駒あらそひてこそいそくらめ乗をとすなりくつわち さて蒲苅のせとをとをるこ、 永純、

> 「かりしかハ」、(写ニテ補ヘリ) みるふさをかまかりのあま、又さしのほる 塩 ちす ^ し りにして、愚茂又、 すゝしくも南の風にさほさして猶

はへり、十六日安藝の内高崎と云る所にて夜明はてぬ、 のほりゆくしほにすゝしき舟ち哉、 其日へ船にてくらし

さてゆきくして田嶋と云る所をとをるに、

岩ほの上に観世音堂あり、あふとの観音と云る、永純、 たへよ、さてそれより備後のとも一見して、やかて舟を わくらはにとふ人あらハ観音もミちくるしほをあふとこ 海かけて植し田嶋か深みとり、十七日海ちかく差出たる

明し、 船頭助次郎所『宿、十九日寅刻』舟出し、海上にて夜を うしまとと云る所をすき、

家嶋と云る所にて、

永 岩を壁松を軒はにおりふきてすゝしかるらしあま

出し、夜に入ぬ、十八日巳之刻。讃岐内塩飽嶋。至り、

純

きあまの家嶋、 の家嶋、愚茂、枕より跡より波やよせくらんあれぬ方な 又永純、 住の江の松のあらしのすゝし

さやあはちにかよふおきつ白波、 日酉之刻ニ至り、廿二日堺より伊勢雅入道来り、 それより兵庫之嶋ニ廿

談、廿三日夜をかけ堺之津へ着船、北之神明町經王寺と

察候、恐々謹言、

云る法花寺へ宿を定、又一郎へ遂見参、喜悦之躰可有推

又八郎殿

六月六日

(本文書ハ「旧記雑録後編二」四七一号文書ト同文ナリ)

義弘 (花押)

(以上、一巻)

 $\frac{0}{7}$ 猶以乍輕少串柿五拾令進献候間、 伊集院久族書状

以上、

先日者愚老虫氣出合候『付、比志嶋掃部助殿・新納仲左

衞門尉殿迄醫者之儀申越候處、従貴老

又八様へ被仰上、二閑老被差越候間、此中致養生候故、

次第二得快氣候間、先~二閑老相歸申候、殊従

又八様為御使者野村主膳正殿被差越候、誠に忝奉存候、 御次之時者可然之樣御礼可被仰上事頼入候、其上従貴老

心中紙面難申謝候、猶期後音候、恐惶謹言、

も預御使候、扨ゝ鹿児嶋以来御懇之一筋、于今不相替御

伊集院遠江守

久族 (花押)

九月十六日

市来備前守殿

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

随分可有御賞翫候、

間敷との申事ニ而、一段勝申たる御子様にて、

〇 九 伊勢貞昌書状

従喜入摂州被仰越候、 刑部太輔様被遊御疱瘡之由、千萬

> 可為御快氣候、此等之旨我等自夫婦も申上候由、 無御心元奉存候、乍去御養生御祈禱可被入御念候間、早 御懐

被仰入候て可給候、猶期後音候、恐惶謹言

伊勢兵部少輔

貞昌 (花押)

四月一

日

市来備前守殿

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

伊勢貞昌書状

此由御心得候而可給候、以上、 尚~御 |申候へ共、此飛脚急候条無其儀候、

今日朔日、 御前様御心易被成御産、

御髪置も御差合候而之御祝、ヶ様之目出度御仕合御座有 御座候、 殊二黄門様も今月二日爰元へ被成御着、 御曹子様御誕生二而 三日之

伊勢兵部少輔

恐惶謹言、

ケ様之時ニ逢申候事、

本懷至極存、

猶重畳御慶可申加候、 我等夫婦致長生候而、

黄門様御機嫌之御躰可有御推量候、

卯月五日

貞昌 (花押)

市来備前様

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

人ҳ御中

以上 \subseteq 伊勢貞昌書状

申入候、此由可然候様可令申給候、 誠。至遠路如此御心付恐悦無極候、何様重而自是御慶可 従 改年之御嘉祥珍重 < < 、不可有盡期候、此等之為御祝儀、 忠平様御折一合・御樽一荷充我等夫婦へ致拜領侯、 恐々謹言、

伊勢兵部少輔

貞昌 (花押)

正月十八日

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

\subseteq 有間平右衛門尉書状

此御地無相替儀御座候、就中壱岐主水正殿別而無恙被成 新曆之御慶幸甚~~、仍其地御無事之由目出度奉存候、 尚~貴老御筋氣も弥御快氣之由目出度候、已上、

候、何茂永日中御嘉祥:可申加候、恐惶謹言、

之儀可申様無之候、兵少夫婦従其之被申様可被成御推量 御奉公候、朝暮得御意候、将亦御祝言御申納候、御孫殿

有間平右衞門尉

(花押)

正月十六日

市来備前守殿

貴報

(本文書へ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

市来備前守様

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

伊勢貞昌書状

御内儀へも御心得候而可給候、以上、 猶、掃部助殿每、被成御見廻候而御念入申候、 い向

 $\subseteq \Xi$ 喜入久供書状

已上

又八樣へも早~可罷出之處こ、紹嘉氣相散~有之付、鹿 至遠路御使書忝存候、我等事茂三日前:罷下候、

御意にて候故、無異儀延引、慮外至極奉存候、御出合之 児島へも祗候申候へ共、国分へ早々罷越可致養生之由、

刻者、可然様ニ御取合奉頼候、紹嘉氣相ちと能候ハヽ可 致祗侯侯条、其刻彼是可得御意候、恐惶謹言、

喜入久右衞門尉

壬十月廿八日(慶長十七年カ)

久洪 (花押)

114

我等煩之儀:付、従

忠平様被成下尊書、 誠以忝奉存候、 即御請申上候間、 可

黄門様 然之様『被仰上候而可給候、煩之儀一大事』候つれ 薩州樣別而被添御心候而、 久志本式部殿へ被仰、 共、共、

ね申候而、 薬等被下、 殊之外草臥申候、 もはや次第得快氣申候、 暑氣も漸去候へく候間、 乍去食物本ペニ成 次

か

第二ハ成可申由久志本殿も被仰候間、其心得申候、 何様

期後音不能詳候、 恐惶謹言、

伊勢兵部少輔 自自印

六月廿九日

市来備前守殿

御報

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

仁礼賴景書状

尚~ |御満足候と存候、 殿]左衞門尉殿御暇ニて御帰国ニ候間 御あつらへの御状并野州表よ

市来備前守殿 有川淡路守殿

十月九日

候、 以上、

りの御状、

此飛脚へ持せ申候、

其元より御届可被成

門尉殿、 元より御申之條^具゠申上候、就其御弓之人新納仲左衞 書令啓候、仍我、事今月七日:江戸へ参着仕候而、 御乳付之人右御内儀可然被 思召之由候間、 早 其

御說有之、次御両所御申分共候、 元両人談合を能様ニ可被相調事可為肝要之旨 > 其段被仰渡、其心得候様 = との 静。兵部少殿申入御返 上意:而候、 彼是其

事可承合候、 随而先日者

之段又八様・御袋様へ御申頼存候、 之躰ニ御座候へ共、はや御食共参候、可御心易候、 おち申、 中納言様御おこり御煩被成、 御本腹御座候而目出度奉存候、于今御くたひれ 以之外ニ而御座候 猶近日中 電下候而 処 此等 早く

仁礼蔵人

可得御意候、恐惶謹言

頼景 (花押)

伊勢貞昌書状

寶寿院殿早~被成御下着侯二付、爰元御逗留中別而 薩州様御懇ニ被仰候、御禮之由候て、従

御

以付状申入候間、可令貴聞達、将又八左衞門尉殿之儀、

慇懃之至、御祝着之旨、自我等可申達之由御意候、其段 忠平公早打被成御進上候御状共御上候、即致披露候、

頃者はやり瘡再發候て、無御指出候、乍去別之御煩にて 先書如申候、上屋敷之作事被成奉行、 別而御辛労にて候

無之候条可御心安候、我等内儀も先月半時分より脚氣之

様"ひさのふし腫候而御痛萬事養生候、定次第二快氣候 ハんと存候、御手前筋氣如何候哉、承度候、御内儀へも

伊勢兵部少輔

可然候樣"御心得候而可給候、猶期後音候、

恐惶謹言、

貞昌 (花押)

九月廿八日 市来備前様

御報

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

116

川 田 文 書

島津道仏時覆勘状案

て、

無別子細候、今度又伊集院事、後ハとも候へ、日本

之状如件、 京都大番役事、 六箇月勤仕事終早、於帰國者、 可被任意

弘長四年正月二日

比志嶋太郎殿

道仏

(本文書ハ「旧記雑録前編一」六七二号文書ト同文ナリ)

島津貞久書下案

何様 薩摩國合戦事、任御教書之旨、度、催促之處、于今不参、 · 哉、所詮、来月廿日以前、 (事) 相催一族、 可被馳寄于

仍執達如件

貞和五年正月廿六日 沙貨

比志嶋彦一殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」二二八〇号文書ト同文ナリ)

島津久豊書状案

 \subseteq

祝言千喜事舊候了、兼又今度依身大綱、前々のことく依

申談候、領内わつらひなく候もそれの御城をたてにし候

たるにて候程ニ、身生涯ハ不及申候、子孫にあいつき候 國の聞得と申、手ニ着候もひたさら御志ならぬ事なくほ とに、是非身本意をハ、満家面~よりとつけさせられ申

現 正八幡大菩薩 ても、日本國大小神祇 諏方上下大明神、御照覧候へ、誰々 伊勢天照大神 熊野三所大權

力を付申候へく間、於此内も荒説和讒申候とも、 志をわすれ申ましく候、目出成行候て、所領出来候ハヽ、 如何様方便とも候ても、中あしき様ニ申候共、今度之御 もちひ

不被申、水魚思ひたるへく候外、 三月十五日 無他事候、恐々謹言、 久豊

比志嶋殿

(本文書へ「旧記雑録前編二」九二四号文書ト同文ナリ)

島津氏久宛行状案

事、為

可被抽軍功之状如件 大隅國肝付郡内木志良村地頭弁分并羽見村地頭職 知行之、

正平十二年四月廿八日

左衞門尉

比志嶋太郎殿

(本文書へ「旧記雑録前編二」一三号文書ト同文ナリ)

〇 五

島津忠宗覆勘状案

裏加作、去年五月被勤仕早、仍執達如件、 薩摩國役所、筥崎石築地満家院内比志嶋分五丈一尺四寸

正心 军

忠宗 (花押)

比志嶋孫太郎殿

島津忠宗警固番役覆勘状案

要害警固役事、三箇月、西俣又三郎勤仕候了、 恐ゃ、

十二月十五日正應二

忠宗

比志嶋孫太郎殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」九二八号文書ト同文ナリ)

ဍ

島津貞久書下案

今度騒動之間、 参津事承了、仍執達如件、

十一月十日

貞久

比志嶋孫太郎殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」一四一一号文書ト同文ナリ)

 \bigcirc

薩摩國満家院比志嶋・河田・西俣・城前田・上原薗五ケ 島津忠時書下案

所事

太郎佑範當知行之上者、 任去建長五年七月十日法橋栄尊譲状・関東御下知御教書、 不及吴議状如件、

正壽元年八月廿二日

比志嶋太郎殿

前大隅守

(本文書ハ「旧記雑録前編一」五六五号文書ト同文ナリ)

〇 九 島津久豊宛行状案

嶋津御庄薩摩國之内満家院油酒木事

由緒上者、為料所、宛行也、早任先例、(為脱々) 可領智之状如件、

應永十九年二月十五日

比志嶋河内守殿

久豊

カ

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六九号文書ト同文ナリ)

)一〇 比志島範平軍忠状案

薩摩國滿家院比志嶋太郎範平申軍忠事

勘文明白上者、預御一見状、為備後證龜鏡、恐ゃ言上如身被疵左手同方股中間平六左股被疵候畢、此段度×御注進舎弟彦次郎被疵左足、去月廿日夜濵陣御合戦、 致先懸自致合戦忠節、 去正月廿一日中間平六被疵右股、同廿五日在、去年十月廿五日岩屋城御退治以来、属于御手、日夜

正平十二年卯月日

件

▽⑩承了(花押)△

(本文書へ「旧記雑録前編二」一一号文書ト同文ナリ)

一 島津道鑑貞書状写

写

×かつせん=ついて、御敵引退之由事、殊悦入候、是も到来候、自是使福崎入道下人同時到来、委細承候了、散昨日土橋かつせん=ついての使者──并弥五郎今夜丑時

たかい、明日早旦ニうちたち候之處、如此うけ給候、返昨日申時きこへ候之間、やかて打立候、重たるさうニし

候、又自是も明日者人をつかハすへく候、このふミすな遅ゝ候仕立、不残かのしやうに可馳籠之由、即時可被仰く候、又入せいともハ、さためて今夜入候ぬらん、もしく候、又入せいともハ、さためて今夜入候ぬらん、もしくと間、其さうニしたかい候て、うしろまきをいたすへく悦入候、是非ニ付て、やかて重可承候、尚ゝ只今用立ゝ悦入候、是非ニ付て、やかて重可承候、尚ゝ只今用立

九月二日寅時

わちきいれとのゝ方へ可被遺候、恐ゝ謹言、

重整

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一六四号文書トホボ同文ナリ)

119

\bigcirc 島津久豊書状案

祝言事舊候了、

候へ、令申談候分、違篇之儀あるましく候、委細者使者 申候、日本國大小神祗、伊勢・熊野・天神・八幡も御罸 先知行之事候へハ、無心元もやおほされ候すらんと如此 申談候上者、於于生涯相替申事あるましく候、伊集院方 抑伊集院方依被悔前非候、 可申候、恐々謹言、 同心仕候、 御方様事、 如前≧

比志嶋殿

三月廿三日(応永廿一年)

久豊

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九二五号文書ト同文ナリ)

島津道鑑点書状案

伊集院助三郎并市来入道方告申候、就其者常如此申候間? 雖無心候、 南方凶徒等、此暗夜仁可忍東福寺之城之由相巧候旨、自 此暗夜之間、 一族被寄合候て、軍勢三人被差

五月十八日(貞和三年カ) 被致警固候者悦入候、恐ゝ謹言、

遺

道鑒

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二一三号文書ト同文ナリ)

島津貴久書状案

境目之様懇二可承候、

今度世上愚身一大事候、本末可為御志候、心落候、可被 昨夕川口より罷帰候、春山之事無念此事候、 同前候欤、

立用候、憑入候、伊集院方今程取乱『よて、 ハ承候て可然候欤、 いか様近日之間、一身罷越候て、諸 無沙汰之事

事可申候、恐ҳ謹言、

七月一日

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇九八号文書ト同文ナリ)

〇 五 島津道鑑点書状案

此城とられ候て後へ、一期浮沈たるへくと我へ、 只今辰 (帝優) 敵等上山之城を取候ハんとて、去夜忍て大勢谷峯城ニ打 集て候、かようさりとるへきよし、方々より告申候之間、

間 者悦入候、 馳向侯、 尚々此城とられ候てハ、合戦の前途を可失候 相構急、可有御越候、又孫太郎殿方へ申候

時自身上山に馳向侯、

被相催一族候て、不替時被馳越候

即時被馳越侯者悦入候、恐~謹言; 五月廿三日 (資和六年ヵ)

道鑒

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三二○号文書ト同文ナリ)

其の仕事かと覚候、先日如進状候、たのミ入候外たなく さきての者おとろかし候すると存候て罷上候、いかさま あて候て、なゝまかりをおろしゆたんの時仕ハらいひき 候、用心堅候する事可然候、恐々謹言、 のき候へきたくミの由承候、そうへつ當所ゆたんにて、

九月九日

立久

(本文書ハ「旧記雑録附録一」六一八号文書ト同文ナリ)

ひししま殿

島津立久書状案

勢を可遣由、 候、別而それかしたのミ入候通を、まこ太郎方申候、 ん仕候間、一昨日より其用心申付候、屋形路次きれ ん邊之てき仕のけ候をちからにて、當所之者共ゆた 重而聞得候者、 細々可承候、 いしうみ

て可有之と存候て罷上候、

候する處を、のふしハやくつけ候てハ、おもいてに

まへのことく七まかりのふしことにて候共、おろし

しきに罷上候、 わさと進状候、就其仕事候由、 承候分ハひしゝまに一てあて、川上にて 又聞得候間、ふと當所い

_ **-**ቲ 島津頼久譲状

(包紙ウハ書)

·頼久公御文書一通」

てん一町五反、 さつまの國ミつへのゐん中のまたのうち、ふちの上すい 河田のけいあ心さししんせつなるこよて、

ゑいたいをかきてゆつりあたふるところなり、 かの所っ きあるましく候、御くうしをハふんけんのさたあるへく おいていらんわつらひなさんともからハ、頼久しそんの

候、仍為後日ゆつり状如件、

應永十三年十二月五日

頼久(花押)

(包紙ウハ書)

 $\frac{\circ}{\lambda}$

島津久豊預ヶ状

「久豊公御文書」

大隅國下大隅市□名之事、郡山之代 [___] 進候之間、(感)

置所也、任先例、 可有領知之状如件、

應永十八年十一月廿七日

比志嶋殿

河田殿

西俣殿

(本文書へ『旧記雑録前編二』八五九号文書ト同文ナリ)

〇 九 島津忠昌書状

(包紙ウハ書)

「忠昌公御文書一帋」

今度依福嶋一乱『付、川田之城江被指籠候亭、一城無落(編々)

去持留可然者也、於城中無勢者、村田肥前守可差越条

以使者被申可為尤候也、

文明十七年二月二日

河田飛驒守殿

預

忠昌(花押)

義弘公御文書」

(包紙ウハ書)

 $\frac{\circ}{\circ}$ 島津忠兼書状

(包紙ウハ書)

「忠兼公御文書一帋」

就頼入候儀、料所之犬廻十五町之内半分所宛行也、(迫)

被抽忠節事専一候、恐々謹言、 十一月四日

忠兼 (花押)

河田殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇五〇号文書ト同文ナリ)

(巻子表紙ウハ書)

 \subseteq

島津義弘書状

"川田家文書

島津義弘書状」

猶、愚息又八郎を始家内之祈念、乍重言憑存候、

近、上洛仕候条、祈念之儀頼存候意趣者、 態可申之由相存候處、使節到来、幸之儀候間令啓候、

京都之仕合、諸事可然候する事、

御家無悉可為長久之事、

仍可

御家景中諸侍心持無相違、以一味国家を可相守之事、

留守中國本不可有殊篇之事、

家内安穏之事、

右条~被抽懸祈、御入魂憑入候、兼亦鳥目百疋進之候、

祝儀迄に候、猶期来喜候、恐ゝ謹言、

五月六日

義弘 (花押)

川田駿河守殿

(本文書ハ「旧記雑録後編二」四五二号文書ト同文ナリ)

123

島津義弘書状

(包紙ウハ書)

義弘公御文書」

上洛已後、以書札成共可申之處、参便取亂無其儀候、心

外之至候、仍祈念之御札到来候、 弥被抽精誠候而可為祝着候、謹言、 **懇情之至不可申盡候、**

林鐘廿四日(天正十六年カ)

義弘 (花押)

龍伯 (花押)

之間、涯分隠察可為専一侯、此等之段為可申、急度備筆

可有口外候、万一左様候てハ、其方之為にも罷成間敷候 上洛前ニニケ条ましない之儀令相傳候、 彼儀相構 * * 不

候、仍裲襠一ツ遣之、表祝言計候、恐ゝ謹言、

十月廿二日(天正十七年ヵ)

(本文書へ「旧記雑録後編二」六一六号文書ト同文ナリ) 河田駿河入道殿

川田駿河入道殿

(本文書ハ「旧記雑録後編二」四七六号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\Xi}$ 島津龍伯義書状

(包紙ウハ書)

義久様御文書一帋」

(包紙ウハ書)

「川田駿河入道殿 龍伯」 岸良文書

右件村者、

兼基親父阿佛之所帯也、而兼基依為子息讓得

之了、爱兼基死去之上者、于得房丸彼所带所宛給也、

但

下

島津御庄大隅方肝付郡

(花押)

可早以兼基嫡子得房丸岸良村田畠

山野狩倉等令相傳知行事

(表紙)

岸 良 古文書并系 某下文写 譜 全

尼真理宛行状写

(花押)

嶋津庄大隅方肝付郡内岸良村

宛行

収納使職事

旨 右人所被補彼職也、 無懈怠可致其沙汰者、 左兵衛尉伴兼村

有限御年貢以下之課役等、

任請文之

早庄家宜令承知敢勿違失、仍

正和四年二月廿七日

所宛行之状如件、

尼真理

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一一七号文書ト同文ナリ)

残令知行領掌、 無懈怠可令勤仕之状、為向後所仰如件、以下、 得房丸成仁之程為母堂之沙汰、任阿佛譲状之旨、不一事 有限所當以下色色御公事等、守阿佛支配,

弘安二年四月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八〇二号文書ト同文ナリ)

 $\frac{1}{2}$ 前肥後守顕親宛行状写

岸良村弁濟使殿

(本文書ハ『旧記雑録前編一』一二九一号文書ト同文ナリ)

(花押)

宛行 嶋津庄大隅方肝付郡内岸

良村弁濟使職事

左兵衛尉伴兼村

右所職者、有子細雖被召上、依歎申、 如元所充給也、 有

限御年貢以下臨時恒例之課役等、無懈怠可被致其沙汰者

文保参年三月廿六日

早庄家宜令承知敢勿違失、仍所宛給之状如件、

前肥後守顕親

(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」一二五五号文書ト同文ナリ)

散位清保奉書写

大隅國姶良庄弁濟使永俊等申、殺害以下事

守護御方御教書并重訴状具書如此、 早任被仰下之旨、可

元亨元年九月八日

被申是非左右候、仍執達如件、

散位清保 (花押)

<u>도</u> **栄寂奉書写**

(花押)

宛行

嶋津庄大隅方肝付郡内岸良村

弁濟使職事

伴兼義

無懈怠可令勤仕者、早庄家宜令承知敢勿違背、仍所宛行 右以人被補任彼職畢、 有限御年貢以下恒例臨時之課役等、

如件、

元亨貳年四月廿五日

栄寂(花押)

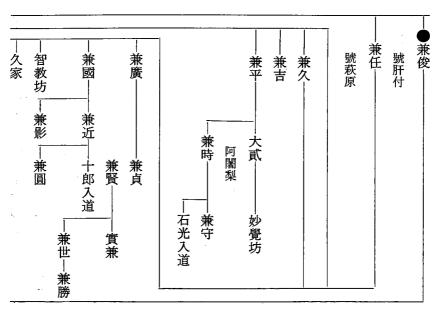
(本文書ハ「旧記雑録前編一」一二九九号文書ト同文ナリ)

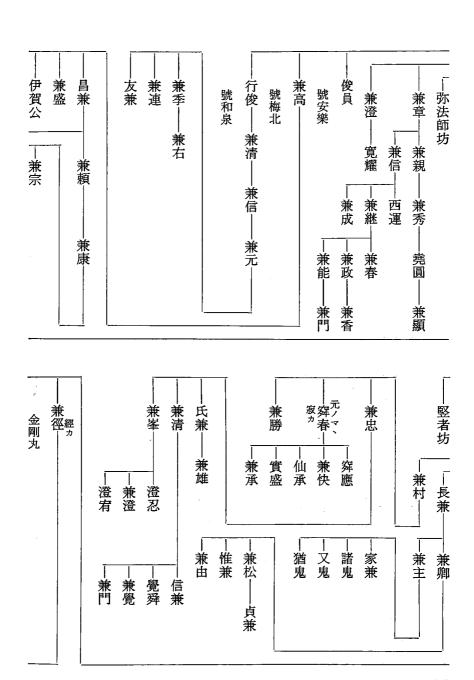
읏 **栄寂奉書写**

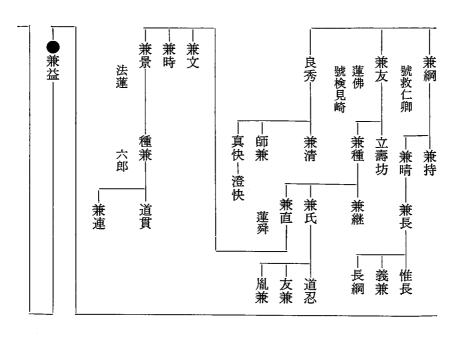
(花押)

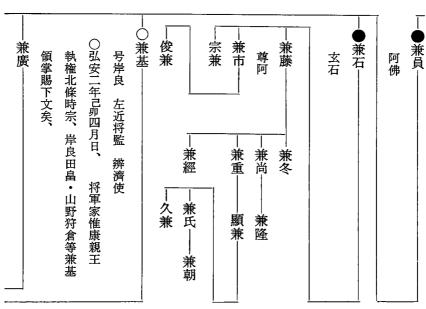
當郡所務、就地頭押領、御使入部之間、村々弁濟使等開

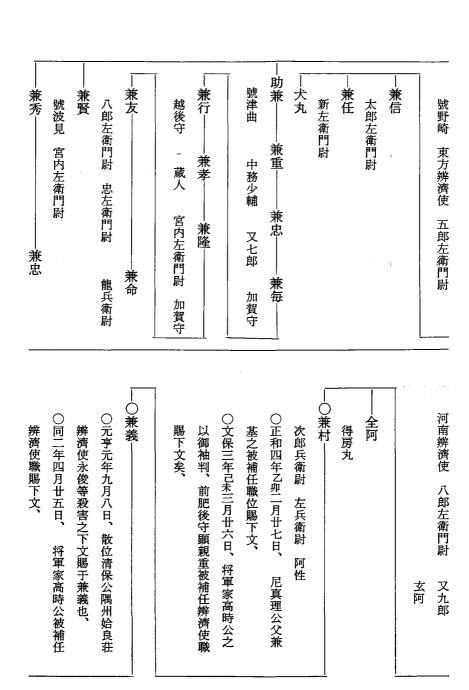
之處、 喜悦之眉之處、 經御沙汰、重可有御下知之状、所仰如件、 知之田地等、如元致知行可全御年貢者也、於委細者追被 旁以過分也者、早岸良弁濟使兼義先令還住本宅、近年領 本所、随彼栄色、任本田數、 者任関東御下知之旨、雖被打渡兼尚、至兼尚者急伺申入 未聞之次第也云~、如申状者不便之次第也、於公方御使 傳當知行之處、 相論之御下知、 (本文書へ「旧記雑録前編一」一三五六号文書ト同文ナリ) \bigcirc t 剰日来庶子等當知行無相違云下地云住宅押 領之条 兼貞 元亨参年七月十六日 號梅北 住宅共仁寄事於左右兼尚押領之条、希代 兼尚不究地頭押領之実否、地頭與兼尚以 本所御進止于今無相違、而庶子等各別相 岸良氏系図写 如前《可令配分村》弁濟使 榮寂 (花押)



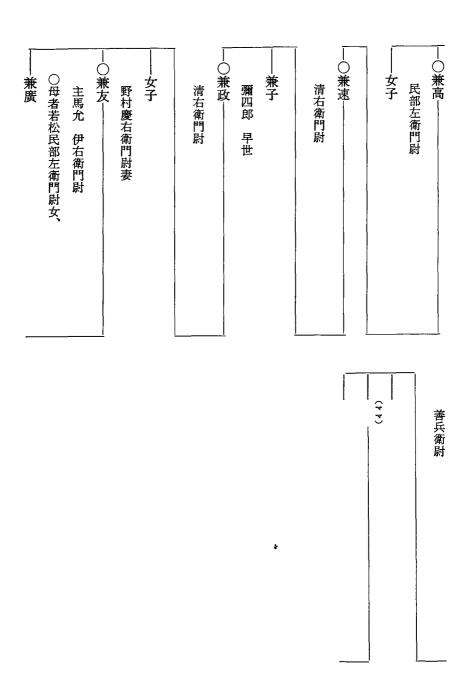








○兼居	○兼隆	() 兼就	──○兼孝──────────────────────────────────	雅樂介	- ○兼世————————————————————————————————————	光兼		——高兼		地頭之事賜下文、	○同三年七月十六日、榮寂公兼義本領所務就
	友右衛門尉	伴右衛門尉 藤七左衛門尉 作之丞	2.允 藏人			町也、有文書、	集院道應公、日州柏原之内伊作方賜知行七	○同十九年壬辰十一月十五日、當國守護代伊	隅州肝付郡姶良荘西俣村賜知行五町、有文書、	○應永六年己卯十二月十九日、 太守元久公	勘解由左衛門尉



霧島神宮文書

退散、 速属手裏者、可奉 之企、更非私之所行、然者 南無宇津瀬大明神 抑今度出陣之事、妨國務當怨敵防戦 所庶幾者加冥鑑之威力、 武運長久、息災延命、 御神領寄進也、仍願書如件、 諸卒安穏、 耀 神慮御感應之儀何疑可有之 神徳之威光、即時怨敵 殊所發向敵城早

敬白願文

島津貴久願文

島 津 家 願 文

天文廿] 年

(巻子表紙)

一月六日

(本文書ハ「旧記雑録後編一」九号文書ト同文ナリ)

貴久 (花押)

島津貴久立願文

(端裏書)

|御糟子御モカサノ時御上ヨリ|

御立願文

熊野山三社 伊勢太神宮 奉御代参詣事 奉御代参詣事

高野山 奉御代参詣事

新田宮 奉御代御神物可献事

奉御代御神物可調事

天満宮

奉御代御神物献上事

正八幡宮

右為疱災退治・御息災延寿、 奉立願処若件、 藤原貴久 (花押)

天文拾] 年十一月拾六日

(本文書へ「旧記雑録前編二」二五〇五号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\Xi}$

白白 願文」

島津貴久立願条々

寄進状

修理大夫義久」

島津義久寄進状

(ウハ書)

「霧嶋社領

大隅國曽於郡之内坂上之門之事、令寄進訖、猶坪付別

霧嶋領

帋有之、仍為後代状如件、

神慮候、當家之事

永禄拾壹年戊二月吉日

修理大夫義久(花押)

(本文書へ「旧記雑録後編一」四二三号文書ト同文ナリ)

五

島津義久寄進状

霧嶋領

坪付

大隅國曽於郡

坂上之門

五段 おき田

貳段 岩尾田

134

(端裏書)

度~御鬮申下候事、雖相似輕

奉頼偏

御山之擁護外無別儀、

仰願

六所大權現御座哀

差向所之敵城被却、

一~心中之諸願令成就

仍御鬮之意趣如件、

給^、 愍納受、

条く

時分伺候て於可然者二闡、

至小林之城働之事、指寄候て喜ならは一鬮、

一任佳例可有白鬮侯、

永禄六年葵貳月彼岸廿三日

(本文書へ「旧記雑録後編一」二四八号文書ト同文ナリ)

故耳、 進訖、

等基也、

仍證文之状如件、

壹段 池田 松の木田

壹段 田中園

壹段 萩原

以上

永禄拾壹年貳月吉日 克

義久 (花押)

(本文書へ「旧記雑録後編一」四二四号文書ト同文ナリ)

永禄拾貳年已十一月十五日

修理大夫義久

霧嶋社領 寄進状

(本文書ハ「旧記雑録後編一」五二五号文書ト同文ナリ)

(ウハ書)

Q **t**

島津義久願文

御願書」

願書

右意趣者、今度大友衆高城境着陣難儀至極候、

御神慮之加護、此一戦於致勝利者、高城一所之事:

為霧嶋御領稲物必可奉納之者也、

(ウハ酱) 霧嶋社領

島津義久寄進状

寄進状

修理大夫義久」

天正六年寅

令寄

大隅國曽於郡之内小窪名之事、當家為弓箭祈念、

殊菱刈・牛草両院属手裏事、偏(屎)

御山之名鑑之

霧嶋山

十一月四日

藤原義久(花押)

弥奉仰武運長久・子孫繁昌・國家泰平之旨意趣

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一〇一九号文書ト同文ナリ)

島津義久願文

此度高城口干戈於為利運者、 調次第法花經一万部必可致

執行者也、

十一月四日

藤原義久 (花押)

霧嶋領目録

(印文「義久」)

一田方貳拾町者田口之内

分米貳百石者

天正廿年

九月七日

久倍 (花押)

町田出羽守

(本文書ハ「旧記雑録後編二」九六三号文書ト同文ナリ)

島津龍伯義寄進状

高伍十石

此内畠方十石

嶋津兵庫頭

義弘 (花押)

右令寄進之旨者、先規之諸神領以京儀雖致勘落、

當家

長久之守護、依誓願、今度別而少地を相付早、偏御感

慮奉仰故也、

慶長四年五月十七日

龍伯 (花押)

136

島津義久袖判寺領目録

 \mathcal{A}

願書

天正六年戊寅

為 霧嶋權現御神領、

状如件、

八月廿四日

霧嶋座主御房

(本文書ハ「旧記雑録後編二」三六九号文書ト同文ナリ)

宛可令寄進候、

以此趣當家永代繁栄之御祈念所仰候、仍

従高原七拾町名内毎年俵物数壱佰

天正拾五

島津義弘寄進状

(本文書へ「旧記雑録後編一」一〇一八号文書ト同文ナリ)

(ウハ普)

「真幸吉田・窪田之村御寄進状」

(本文書へ「旧記雑録後編三」七四三号文書ト同文ナリ)

華林寺

島津龍伯義寄進状

高五十石 隅州曽於郡田口村之内 屋しき三ツ

此内十石島方

已上

右令寄進之旨者、先規之諸神領以京儀雖致勘落、 當家

長久之守護、依誓願、今度別而少地を相付早、偏御感

慮奉仰故也、

慶長四年五月十七日

龍伯

(花押)

霧嶋社領 寄進状

(本文書へ「旧記雑録後編三」七四四号文書ト同文ナリ)

島津忠恒家寄進状

(端裏書)

「霧嶋」 日州真幸院知行目録

吉田村之内

高五拾石但三佰九拾六石内

右知行之事、先年為令立願験、

状如件、

慶長] |年九月二日

忠恒 (花押)

今度先奉寄進者也、

仍

(本文書へ「旧記雑録後編三」八六八号文書ト同文ナリ)

島津忠恒家寄進状

敬白 願文之亨

右旨趣者、為國家泰平・武運長久・子孫繁栄、別而今度

庄内退治・諸願成就、 或御祭禮、或社内修理等不可有緩疎者也、 日州高原之内蒲牟田村五佰八石奉 仍願文

如件、

寄進、

霧島山 慶長五年三月廿五日

> 忠恒 (花押)

137

○一六 島津龍伯義書状

(墨引)

○一五 島津龍伯義掟書

掟

輩者、無吴儀可被返出候、然者到其時可被致迷惑之間、一咎人被拘事、可依其罪之輕重、縦雖格護候、於重科之

其心得を以可被召置事、

三可有分別候、就中當時者、無其遠慮御侘被申候事曲被成御折檻候者、御侘之時も被糺輕重、輕~敷無之様

お、作力選択気立とは治や亡矣事、事に候、然間檀那之納得にも迦、寺家も被失面目候条、

能々罪之淺深遠近を思案尤候事、

併以時分可有汰汰候欤、其間者なにとやりにも可被成天下以御下知諸寺諸社令勘落、當分之立栖被及迷惑候、

慶長五年

堪忍事

六月二日

龍伯(花押)

花林寺

(本文書へ「旧記雑録後編三」一一一四号文書ト同文ナリ)

可被抽丹精之段、誠所庶幾候、恐々謹言、之事、尤祝着候、従爰許茂弥以自今已後不可有別心之条、

為禱尓之儀、一入可被致懇祈之趣、今度被指出

神裁侯

七月十九日

龍伯 (花押)

花林寺

(本文書へ「旧記雑録後編一」八五六号文書ト同文ナリ)

〇一七 島津義弘書状

を切申候分 - 候へ共、無指儀候、然共四国陣へ ハ毎

尚以去廿八日之晩より敵船差出候て、から嶋之通路

番船をし寄候て、ばらびや・半弓・鉄鉋・射付火矢日さし寄候、當陣へも三日相懸候、初日ニハ城近く

巳下行『及候へ共、自此方も大鉄鉋を打せ候之条、

へ共、珍敷行等無之候、委細追ゝ可申通候、其後両日者磯近く参儀無之候、敵船今日迄ハ相支候

沙弥惟新御判

覚

六月五日之書状慥令披見珍重候、仍又八郎所より名子屋

故 **迄越着候由、** 徒ニ途中へ在之由候、言語道断不可然候、冬深く罷 雖申越候、 国元之船并供衆已下一人も不参

成候てハ弥海上不輙儀不存人無之候之処、國元早晩之油

断にて如此式沙汰之限候、随而御祈念之配愼札到来祝着

候

殊更種、被抽誠精候之趣、

書中:相見候、懇切之儀

候 躰候之条、彼是祈念之儀倍頼入候、 兼又栗野何も無事之由満足候、 不可有御油断候、 久四郎も于今在京之 猶

期後喜之時候、恐ゝ謹言、

義弘

十月八日

座主御坊 三御坊

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一三九九号文書ト同文ナリ)

(花押)

式被糺善悪、

雖不及申候、

神前之勤行等不可有緩疎候事、

一山之衆徒并社人之噯、 不可改旧規候、

雖然近年之諸

除悪可被守善事、

寺領之役儀二付、聊不可有難澁事、

自先年之御法度雖不新候、

或重罪之者、

或走者等被抱

置儀、 堅可有停止事、

霧嶋之儀者諸方之人集候間、 世上之取沙汰被入念、

子

神物徒二不成様、 細儀於被聞付者、 依事以内意可被遂披露事、 社頭之再興、寺中修理等用二可被

立候事、

宮廻之掃除可被入念候事、付せたを霧嶋領之分路作、 無油断可被仰付候事、

被聞召度由承候間、 右霧嶋山座主職看房二付、 任無御隔心、愚意之通書付進入 我等存寄儀者於在之者、

候

島津惟新義袖判覚書 嶋津兵庫入道

慶長十九年六月八日

座主御坊

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一一〇一号文書ト同文ナリ)

二九 町田久幸外三名連署知行目録

知行方目録

0

高九百拾石七斗七升七合四勺

高百四拾七石壱斗七升一合八勺七才 深川村之内隔易末吉 高五百貳拾壱石六斗弐升八合 日州高原 蒲牟田村

高百弐拾九石八斗八升三合六勺六才,大窪村之内隅州曾於郡 高三拾壱石九斗六升八合五勺 高六拾五石五斗貳升八合七勺二才 吉田村之内 羽月村之内

合千八百六石九斗七升三勺五才

右之内

千百五拾八石 此内百石東光坊分

加增六百四拾八石九斗七升三勺五才京等

支配之地"雖罷成候、先年御寄進之地之儀候之条、

右之知行之事、今度御検地之竿;被打出候之間、

御

被成寄附畢、 不可混他之由被 永ҳ被成御領知、 仰出、 向後 修理之儀不可有油断 社頭之為修理田改而

候也

慶長廿年三月二日

國貞

(花押)

伊勢兵部少輔

三原諸右衞門尉

貞昌

(花押)

重種

町田勝兵衞尉

阆

久幸

霧嶋山

座主坊

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一二二三号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\circ}$

島津忠恒

久書

状

祝着候、殊我等為祈念、御神前至別而参籠之段御大儀難

其已来不申通候之處、此度栗野迄為音信着物送預候、令

申謝候、

弥御祈念頼存候、就中

武庫様長~御在陳御留

守之儀、 而可申候、 栗野御見舞雖無申迄候、 拙者渡海之事致延引、 何とも心遣迄候、 御入魂肝要候、万×重 猶期

140

比志嶋紀伊寺

(巻子表紙) 伊 勢 貞 昌 文 書

後音時候、 九月廿日 御同宿中 恐々謹言、

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一三七九号文書ト同文ナリ)

伊勢貞昌書状

猶以伊勢靍殿もいかにも / 〜かろ / 〜と被成よし申

来候而安堵此事候、将又屛風躯而可相調候間、

可致

又八郎

忠恒

(花押)

進覧之候、

家御繁栄之験顕然候、連ゝ御祈禱之奇特、就中疱瘡易被 君御疱瘡早~被成御快氣、誠千喜萬悦多幸~~、 今晨預貴札侯處、紛冗故不能即報、心外候、 · 抑 弥以御 薩州尊

立願共有之事、 伸言語儀候、定 内~被得其意御懇祈此時候、猶期拜顔不 御曹子様・御姫様も可被遊候間、其御 遊候、秘府共被進置候故如此思召儘之御事殊勝^^、難

詳候、恐惶謹言、

正月十日

貞昌 (花押)

伊勢兵部少輔

貞昌

華林寺

御報人々御中

(本文書ハ「旧記雑録附録一」四〇八号文書ト同文ナリ)

\subseteq 伊勢貞昌書状

貴山御入寺之祝詞、早、可申入處、不得間暇之故、 猶以素瓶一箱令進献之候、表書信之験而已、

思而

不能、 御譜代之筋、

其地可有住由被 延引似怠非怠侯、賢察所仰侯、 仰出候、其趣従御家老中、 抑 貴僧之儀、 因

具雖可被仰達候、尚以令啓候、 然者霧嶋山之儀、 御分國

候間、 衆之儀者不及申、自他國之参詣衆不相絶、群集之境地二 或御國之政道善悪之沙汰、 或他邦之取沙汰等被染

候、 啻匪勤行等之功、右之趣被挿心底、諸事不有緩疎候、 誠 貴山之儀、天地開闢以来之霊地被成御住候儀、 御名

心

若題目之子細可有之時者、必御家老衆へ被得内意尤

誉不勝計候、恐懼不宣、

伊勢兵部少輔

貞昌

(花押)

四月十一日

座主御坊 玉揚下

霧嶋山

(本文書ハ「旧記雑録附録一」四〇九号文書ト同文ナリ)

伊勢貞昌書状

至遠境預御使僧、 $\subseteq \Xi$ 殊當年初之松茸一籠五本被送下候、

事候、 而見事驚目候、今夕客来候間、此一 勝例大二御座候、仍去十日、 種可為佳興与大悦此 黄門樣被成御参詣,

之詩序致清書、 以貴面可申達候、 可令進献候、恐惶敬白、 先日も如申進候、

候間、

御仕合能、御満足之由目出度存候、

定此地御参府可有之

弘法八百年忌

伊勢兵部少輔

八月十四日

貞昌 (花押)

座主様

(本文書ハ「旧記雑録附録一」四一〇号文書ト同文ナリ)

伊勢貞昌書状

能筆候儀候処、さそや~~おかしく、御入候ハんと 尚々彼屛風御立置候て御覧候哉、 如何 、、 貴翁御

汗顔、、、以上、

此方 御屋敷就炎上、早、使被成御進上候、 即致披露候

別

がり申候、 外御祈念共御座候つる、 以来於御國・大御祈禱・大御願共被成候、此方ニても殊 難申伸次第候、當年者 申旨御意候、 至遠境懇志別而御感悦之至不大形候、 就其不思儀なる儀候、木村休兵衞尉と申候は 扨≧其夜之軆肝をつぶし候儀中╱~筆舌: さようの替事かと還而各めてた 御家御いみ年のよしこて、 為我等能と可 従春

重多幸、

恐懼不宜、

き一くと御快氣候、

かやうの儀もたゝ事ならぬ事候、

珍

暮秋十二月

貞昌

(花押)

伊勢兵部少輔

華林寺

(本文書へ「旧記雑録附録一」四一一号文書ト同文ナリ)

ょ

く~~御祈念候へ、御家相果候ほとの御事出来候ハんよ

火事以前御屋敷之氣以之外悪たちのほり候間、

し申候つれとも、あのつれの者手前にて祈念仕たかり候

<u>ታ</u>ነ

〇 五 伊勢貞昌書状

猶以內、従是可申入与存候処、 及御報非本意候、 以

Ļ

所示之華翰再誦三誦賜無如之也、

如来命先月中者、

當所

事三日前此方御やしき中ニ火はしら立候、皆々被成御覧! 儀共出来候、又御馬廻之内御歴×之御方数多御覧候、

ハんなとゝ申、上下共二大形二挨拶候而御座候處、

如此

火

おそろしき儀との御沙汰にて候つるこ、無程火事出来候、

乍去一日被寄駕於草蘆麁茶参候而本懷至極候、 御祈願所雖御逗留候、 依不得間暇、 終不能閑談、 仍御祈禱 殘多候、

之御札守等今日幸有川治部左衞門尉江戸へ進上候間、 虎壽様御祈念弥御精誠所希候、 将又見事之両種被 相

り可申上存候処、 く被成御煩、 火事之時分御養生最中に候つる間、 結句火事以後よりよく御入候而、 弥おも 頃す

懸御意候、

於當國者不見申逸物、

珎々重々、

御厚志不浅

渡候、

も五月始比より御血之ミち御起候而ことのほかむつかし

様大事之悪難:易候儀必定候、

御信心、寄特侯、

御前様

如何

然時ハ今度の火事まことの可為天火との被仰事候、

143

所謝候、萬縷期再會、閣筆者也、 恐懼不宜、

伊勢兵部少輔

十一月十六日

貞昌 (花押)

<u></u> 드

諏訪兼延書状

筆致啓達候、今度於伏見 中将樣御不例二付、為御祈

願霧嶋山權現 〈御馬壱疋青毛被為遊御寄進候、 依之御使

新納仁左衞門二而被差上候条可被得其意旨、御老中任御

霧島

座主御坊

貴答

差圖如此候、恐惶謹言、

(本文書へ「旧記雑録附録一」四一二号文書ト同文ナリ)

諏訪采女 兼延 (花押)

八月廿三日

花林寺

(本文書ハ「旧記雑録附録一」一五三号文書ト同文ナリ)

候、恐ҳ謹言、

候間、

御寄進御脇指被差上候、御氣色之儀も重く被成御座之由

御祈念之儀此時候条、可被抽精誠候、為其如斯 =

一書令啓候、然者

大御前様就御不例、従

薩刕様為

伊勢貞昭書状

伊勢兵部

貞昭 (花押)

六月廿日

霧嶋座主

(本文書ハ「旧記雑録附録一」一五二号文書ト同文ナリ)

黒

岡

文書

太陽寺江立置候処二、

忠廉曽孫忠親永録年間ニ福島を引

取候二付、

飫肥工立置候永源寺与申寺迄を引移、

先祖共

(表紙)

黒岡帶刀氏所蔵文書

島津久邦・ 島津久元連署書状写

『鹿児島黒岡帯刀所蔵』 飫肥福島致領知候節、 福島

月廿日摂州於天王寺邊致死去、法名号雪溪忠好、 我等共先祖島津修理亮忠廉、 二太陽寺与申湖南派之寺致建立置、 忠廉延徳三年辛亥八 位牌ハ

永泰寺

像各一躰、 || 瀬~衰、 此節致寄進候間、 之厨子・花入・香爐・茶湯器等並祠堂銀、 而難謝存候、 安置被成置候旨、 陽寺自身右品くを負来、 當時志布志町江罷在候新左衞門与申者之先祖、其節従太 位牌何連茂右永源寺一所江致安置、于今隅州平松江致相 続有之候、 其外之寺ハ其儘:而差置候:付、 涅槃之畫像一幅、 終致廃壞候由、 依之初祖聖僧之両像令修覆、 頃日承付、 萬古無退轉樣二被仰置、『爾来』 貴寺江頼入置候由二而、 然處三釋尊之像並初祖聖僧之 誠以世《御住持之御親切別 柱杖一本、雪溪之位牌一器、 別紙目録之通 御回向頼入存 且又雪溪位牌 太陽寺之儀 於于今

元禄二年巳

候、

以上、

島津帯刀

嶋津豊後

日向國飫肥院南北一圓・同櫛間院一圓之事 島津忠昌宛行状写

右両所為領知所宛行之也、 早任此旨可有知行之状如件、

文明十八年十月十九日

修理亮殿

(押紙) 忠昌 (花押)

季久ノ長子ニハ忠廉ト称ス 島津久豊三男島津豊後守

(本文書へ「旧記雑録前編二」一六五四号文書ト同文ナリ)

足利義政御内書写

世上無為之儀、 九月十四日 段運籌策早~令落居者、 (足利義政) 尤可為神妙也

大内とのへ

足利義政御内書写

世上静謐之調法、無疎略之由候、神妙候、 不日落居候様

弥專籌計者、 可為本意也、

十月十七日

(足利義政)

大内とのへ

大内左京大夫とのへ

十一月十五日

悦也、

电

風聞可然候、

早々令下國、

都鄙弥勵忠節者、

尤可感

既幡州室津邊到着之

今度下向、併世上無為之基神妙候、

足利義政御内書写

欤 已下令与力致合戦候之条、 山名右衞門督入道宗全事、 可加誅戮上者、 馳参御方抽忠節者可有恩賞、 先度内書遣候處、 雖被成治罸 院宣、大内新介 於路次逗留 巨細右

〇 五

御判是を袖判とハいふ也

安藝國東西條并本新當知行之地所、等之事、大内左京大 周防・長門・豊前・筑前四ヶ國守護職、石見國仁摩郡・

文明九年十月三日

足利義政御内書写

京大夫可申也、 八月六日 嶋津修理亮とのへ (押紙) 忠廉 當時へ隅州帖佐城主ナリ (足利義政) 嶋津豊後守殿 閏六月十七日

室町将軍家御教書写

 \bigcirc

進發、 除少貳本國、 御方未被及合戦条、太不可然、 京都朝敵等事于今同篇間、度、被成 可被抽戦功之由所被仰下也、仍執達如件、 随討取就注進、 可被宛行上者、不移時日令 所詮早大内新介分國之内 御内書·御教書處、

右京大夫勝元

(押)

應仁二年十月廿八日

嶋津修理亮殿

〇九 細川高国書状写

候、猶桂樹院可有演説候、恐ゝ謹言、 就渡唐船之儀、 先度委曲令申候、 弥預入魂候者可為本望

(押紙) 細川右京大夫従四位下

執達如件、

(押紙) 忠朝忠廉ノ子

高國

細川政元書状写

仍太刀一振長次進之候、表祝礼計候、恐ゝ謹言、 就今度唐船之儀、 條、依被入魂無相違着岸本望之至候

八月廿三日

嶋津豊後守殿

(押紙)

政元

細川右京大夫従位下

飯尾為規・飯尾元行連署奉書写

是ハ御奉書

上者可注申交名之旨、 守代、若有難渋之儀者、被押置荷物一段可有御成敗之 渡唐三号船公用之事、就富嶋三郎左衞門尉無力、為合 力分如一号船二号船相懸給、 可被加下知之由所被仰下也、仍 別厳密可沙汰渡伊勢備中

飯尾大和守従五位下三善元行

147

明應七年二月十九日

大和守

前肥前守

(押紙)

嶋津豊後守殿

飯尾肥前守従五位下三善為規

奉書

松田頼亮・諏訪貞房連署奉書写

富嶋与太郎宗利申、 今度唐船荷物事運上之處、 号備前

國牛窓所質於備後國尾道押取之条、言語道断之次第也:

所當之儀宗利可請取之旨申候之處被預置之、依上裁可 爰同國住人草井出雲守代官積置荷物、於三号船之間以

子細者、 被渡之段返答云~、 所詮速於彼荷物者被渡付、 仍執達 宗利有

追而以代官可被明申之由所被仰下也、

如件

明應七年七月廿五日

豊前守(松田頼亮)

前信濃守(諏訪貞房)

七月廿三日

大内 製 興

嶋津豊後守殿

奉書

更不可有遅怠之由所被仰下也、 渡唐船警固之事、 薩摩國中津 ~ 浦 ~ 厳密可被致沙汰、 仍執達如件、

延徳二年十二月卅日

沙弥宗勝(飯尾元連)

嶋津修理亮殿

延徳三年八月廿日大坂寺ニ卒ス 京師ニテ上文ノ命ヲ受ク 長享未上洛以後滯京ニ付キ

大内義興書状写

先度雖染筆候、

依通路不輙候ハ不相届候、

抑當國忩劇之

太刀一振・織色五端進候、 **儀無心元候、** 毎事匠作有御一 猶杉三河守可申侯、恐~謹言、 味 静謐之調儀可然候、 仍

嶋津豊後守殿

上文ノ匠作ハ修理大夫勝久ナリ 忠朝以下同シ

(本文書へ「旧記雑録前編二」二一二六号文書ト同文ナリ)

148

飯尾元連奉書写

嶋津豊後守殿

大内義隆書状写

付候、 仍太刀一腰久國・轡一口明珎進之候、 渡唐船之事、 就其自然至貴國成調事候者、 如今者可為断絶欤、不可然候条再興之儀申 猶委細杉三河守可申 御入魂可為祝着候、

恐々謹言、

大内殿 発隆

十二月廿日

嶋津豊後守殿

大友親治書状写

唐布一 年寄共所可申入候、 来候由、 口能無心元存候、但御方茄児嶋無等閑候、 遥不申通候處、御音問快然候、抑其方角去年已来弓矢出 端・縹色笠壱送給、 雖風説候、 替時儀候者、追而可得其意候、 依遠方爰元油断様候、 於此方珍物秘蔵之至候、 只今西明寺御 肝要候、 従是 兼又 猶自

 $\frac{1}{2}$

近衛前久書状写

織物一端青・扇子一本進之候、恐ゝ謹言、

九月廿五日

意候、 候、長、在洛疎遠心外候、 遙久依無鴈便不申承候、 〇 七 抑雖輕微其憚候、 甘露寺元長書状写 越前鳥子百枚・塩引壱尺進入候、 遺恨無極候、珠全下國之由被申 但不断摂州邊遊戯候之間失本

卯月十二日

元長

遼遠之間、省略比與之音~、猶期後信候、謹言、

嶋津豊後守殿

元長ハ甘露寺権大納言ナラン 大永元年比ナラン 即位段銭ニ代リ遣明船ノ建議者

忠朝

度望候条、 雖不寄思召儀候、 冊乍憚染悪筆進之候、 別而預助成候者可為祝着候、偏頼入候、 去年不慮二家門焼失候、 猶進藤左馬允可申候也、 然者此刻執建 状如件, 仍此

(押紙)

近衞植家公ナラン(前久)

卯月十六日

(花押)

嶋津豊後守殿

〇 九 勧修寺尚顕書状写

綸旨候、於自然之儀者同可被成其心得候也、 謹言、

嶋津豊後守殿

八月十四日

(本文書へ「旧記雑録附録二」一四〇三号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\circ}$

大友義鑑書状写

今度唐船若不慮事候者、可被致忠節之由、嶋津方江被成

十月六日

嶋津豊後守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二一三一号文書ト同文ナリ)

島津貴久吉書写

神社佛寺修理與行之事、

可専勧農之事、

然

可徵納國《之年貢之事》

永禄貳年正月十一日

貴久 (花押)

七月九日

義鑑

堅固之御才覚肝要候、猶期来音候、恐々謹言、

之儀申談来候、仍三俣被任御所存之由候、尤珍重候、 者肥後之事、已来任下知候之条、於于今者防家衆陳退治 就此方干戈之儀示給候、每丶被添御心候次第本望候、

弥

右任三ヶ條之旨、可有沙汰之状如件、

嶋津豊後守殿

150

領納候之様

大友義隆書状写

御意見可為祝着候、尚陶安房守・杉三河守可申候、恐々 日州安國寺事、為副使可有渡唐之由申遣候、

謹言、

(押紙)

義隆

(花押)

忠朝

 $\subseteq \Xi$

古書

伊勢貞陸書状写

衞門尉方注進候、則令達 上聞候處、 今度就渡唐船之儀御忠節次第、従三号船居座并池永新左 神妙旨一段可有御

重く幸甚く、

歳暮之御慶萬祥雖申舊候、

猶以重畳更不可有際限候、

珍

島津貴久書状写

之儀者如此、

明春者亦最前自他之満足増、可加申候、

慶

抑就如此御祝礼賀例之用慶書候、仍年内

感之由侯、先以御面目之至、千秋萬歳目出侯、委曲猶潮

江孫右衞門尉可申候、恐ゝ謹言(

嶋津豊後守殿 進之候

十二月十五日

貞陸

(花押)

謹上 尾張守殿 事、恐々謹言、 十二月十五日

忠親

修理大夫貴久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録附録一」三八三号文書ト同文ナリ)

大友義鎮書状写

楯于今無止事之通承候、無是非候、雖無申迄候、 三ヶ國就属案中候、早ゝ御懇示給候、祝着候、仍其堺鉾 弥堅固

御才覚肝要候、猶年寄共可申候、恐、謹言、 十二月十三日

嶋津尾張守殿

義鎮 (花押)

島津義久書状写

重幸甚~~、抑為此等之祝詞、被任恒例預慶書候、 目出度候、何様明春者自他之諸吉倍可申承候、佳事、恐 誠歳暮之御嘉祥重畳雖申事舊候、猶更不可有盡期候、 尤以 珍

◇ 謹言、

拾二月廿八日

修理大夫義久(花押)

豊後守殿 (押紙)

護上

忠親

島津義久書状写

何様明春者自他之吉祥倍可申承候、 甚~~、抑為此等之祝儀、被任恒例 預嘉札侯、 寔歳暮之御慶賀重畳雖申事舊候、猶以不可有休期候、幸 佳事、恐々謹言、 尤珍重、

拾二月廿六日 (押紙)

修理大夫義久(花押)

| 忠親始メハ尾張守| 以下同シ

謹上

豊後守殿

島津義久書状写

抑為此等之祝書、被任恒例慶書、尤目出侯、 寔歳暮之御嘉兆千喜萬悦雖事旧候、 猶更不可有休期候、 明春者最前

自他之吉祥可申承候、 佳事、 恐~謹言(

謹上 豊後守殿

拾二月廿八日

修理大夫義久(花押)

島津義弘書状写

歳暮之御慶重畳雖申事旧候、 抑此等之為祝儀、佳札并五明二本令遣之候、何様来春 尚以不可有窮限候、 幸甚~

儀候、

領地候、恐ҳ謹言、

者最前自他之滿足可申加候、 賀事、 恐く謹言、

義弘

(花押)

豊後守殿 極月廿五日

朝久夫人八義弘長女

島津惟新義判物写

帖佐之内深水村高参佰十四斛、 為合力致進入之候、弥至

陸奥守殿無疎意可被勤奉公事、

油断有間敷者也、仍状如

慶長十六 四月四日

惟新

(花押)

豊後守殿

久賀母ハ義弘長女

 \subseteq

島津忠恒家判物写

藤次郎久賀ノ妹ハ義弘ノ質トシテ

河内守定行ニ嫁シ隠岐守定頼ヲ生ム 上洛後チ中納言家久ノ養女トシテ松平

今度為関東之質人其方妹上國候、 為此等之忠賞、 於阿多之内知行令宛行候、 誠、感悦之至雖述禮詞 全可有

(本文書へ「旧記雑録後編五」三〇八号文書ト同文ナリ)

三月十九日 慶長十年日 藤次郎(母ハ義弘ノ長女ナリ) 久賀ノ子ニ幼名藤次郎アリ 島津豊後守久賀ノ幼名ハ

藤次郎殿

島津家久書状写

以上

相果之由、其聞得候、存之外之仕合、誠、驚入候、委曲 今度者爰元へ被相越、 苦勞之至候、 仍息藤次郎不慮二被

此使可申達候之間、

不能詳候、謹言、

(押紙) 死去ニ付弔問状 豊後守久賀エ子息ノ内一人(藤次郎)

喧嘩・口論・濫妨・狼藉・大酒可為停止事、

少

敷事、

五月十五日

豊後守殿

家久(花押)

諸法度若相背者於有之者、右八人之衆言上可仕候、 茂遠慮有間敷事、

寛永十五年正月十三日

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一七八号文書ト同文ナリ)

忠恒

(花押)

當年之人数諸法度相背間敷事、

天下之御奉公三候間、 諸軍衆為心一國家之為を可存事、

(押紙)

島津豊後守久賀 同下野守久元

豊後守・下野守大將役申付候、其外喜入摂津守・北郷

三原左衞門佐談合衆申付候間、右八人之下知聊相背間 佐渡守・入来院石見守・新納加賀守・山田民部少輔

島原一揆討伐ニ付軍全書

Ð

島津家久袖判掟書写

島津光久書状写

遠境迄被入念候段、欣然之至候、猶北郷佐渡守可申候、 為改年之嘉祥使者被差越、殊太刀一腰・馬一疋到来、 誠

正月朔日

謹言、

光久 (花押)

嶋津左近太夫殿 久守

進藤長之書状写

被思召候、其節御取持可被成之由、 薩摩守様御献上之筋二被成度之由、 度為御使罷下候處、寬、得御意、 養伯、其御地江被召寄候由、依之 於御屋敷彼是御取持忝存御事候、 筆致啓達候、 於其御地御吟味可被仰付之由、 **弥御堅固御勤可被成珍重奉存候、然者今** 然者其節被仰聞候坂本 何角申承、大慶不少候、 委細申上候處、 仙洞御所御用之御巻 且又右出来之節、従 左府公御内意御座 御尤

進藤刑部大輔

右旁為可得御意如斯御座候、

恐惶謹言

四月廿九日(宝光]年2)

嶋津帯刀様 (仲休)

源頼朝下文写

土屋相模守エ原書ノ寫ヲ提出シタル事アリ、其寫ナリ 、 元禄十二年比島津忠雄(帯刀)ヨリ幕府ノ柳澤出羽守及 島津公爵祖先三ヶ國守護職奉行ニ関スル古文書寫 (元禄十年ニ正保地圖改正ノ台命アリ、三ヶ國地圖ノ説明

上参考トシテ必要アリシト云フ)

大秦元光

下

可早如元令安堵薩摩國牛屎院事

右件所相傳知行、

至于去年云~、

而小城八郎重道依申有

證據、 了、然一向重道已無相傳之由欤、早停止重道之沙汰、 元光如元可令安堵院内、但云庄方、云國衙、任先例、 仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久左兵衞尉、宛給郡司弁濟使 以 無

文治三年五月三日

懈怠、

可令勤仕課役之状如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一六号文書ト同文ナリ)

長

(花押)

同文ナリ

源頼朝御教書写

尤以奇怪、有對捍之輩者、 嶋津庄々官等、 不随惣地頭忠久下知之条、 可令注申給者、 前右大将殿仰 庄官等之企、

如此、仍執達如件、

宗兵衞尉殿

七月十日

(花押)

平

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三五号文書ト同文ナリ)

後醍醐天皇綸旨写

| 當國新納院・同國救仁郷等兼重以下輩濫妨事、 (新付) (等脱力) 忠顕朝臣

申状畫。如此、子細見状欤、早追出彼輩、可沙汰居雜掌

者

天氣如此、悉之、 以状

八月四日

日向國守護館

式部少輔 (花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」一八七〇号文書・「旧記雑録附録一」五〇二号文書ト

遊佐豊後殿

沙弥存忠

三九 前将軍足利義満袖判御教書写

日向・大隅両國守護職事、 嶋津陸奥守元久領掌不可有相

違之状如件,

應永十一年六月廿九日

(本文書へ「旧記雑録前編二」七二九号文書ト同文ナリ)

島津存忠豊書状写

去年 上様三ヶ國安堵并官途・御釼・御鎧下給候之条、

施面目之至忝畏入侯、御機嫌預御披露侯者、 所仰候、抑

入候、被懸御意候者畏存候、恐惶謹言、

御礼計御太刀一腰 金覆輪 万疋進上申侯、

如何様細々可申

謹上 遊佐豊後殿

二月十一日

畠山殿への案文 『右裏ニ有之』

将軍足利義持袖判御教書写

四三 室町幕府奉行連署奉書写

清水寺建立事、 為勸□願阿+斛令下向九州□□可然様

可被相觸分國大隅・薩摩・日向三ヶ國之由、所被仰下也、

仍執達如件、

文明十一年十二月廿七日

下野守 (花押)

大和前司 (花押)

久也者、早守先例可致沙汰之状如件、

日向・大隅・薩摩三箇國守護職事、所補任嶋津陸奥守貴

(本文書へ「旧記雑録前編二」一○四九号文書ト同文ナリ)

應永卅二年八月廿八日

室町将軍家御教書写

造内裏料大隅・薩摩・日向三箇國段銭事、先度被仰之處、

于今未濟之条不可然、早可被懸進之由所被仰下也、仍執

達如件、

寶徳二年四月廿日

沙弥 (花押)

嶋津陸奥守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一三三三号文書ト同文ナリ)

嶋津陸奥守殿

(本文書へ「旧記雑録前編二」一五二七号文書ト同文ナリ)

桑幡文書

濫行爲先之輩有其数、

因兹元光于今不安堵之條、

之至、

無道之甚、

何事如之、

然則賜本府御下文、

右得去二月日元光并府使光里等解状偁、

) | 右近衛府牒

右近衞府牒

薩摩國衙

領田畠、爲家道・重綱并國吉等以非道致妨事欲被早任先例并傍例、停止相撲人大秦元光先祖相傳所

使番長和氣光里

火長二人

牒、 二年依貢節之功、 元重如元還補畢、 敵人家道構取國司廳宣、 帯代代府牒并宣旨等、 一年比敵人重綱以野心致濫訴之刻、 得彼元光解状偁、 其後元永請継彼職知行之間、 始賜本府牒、 知行郡務来之間、 於件郡者、 知行僅四箇年也、 補郡司之後、 元光先祖元平去康和 以問注状、 去應保年中、 然而任道理、 迄于元重 被問法 去承安

畠・山野併無相違可知行郡務之處、郡内云親、云疎、同九月日賜府牒、同十月十九日賜 宣旨之後、郡内田貢節功、任手継相傳代代文契理、注子細訴申本府之時、又國吉出来名田之致妨之條、無其謂、何況元光去年依家之時、法家勘判明鏡也、絶家道・重綱愁緒之處、今家之時、法家勘判明鏡也、絶家道・重綱愁緒之處、今

計焉、 審 停止國吉田畠相論之妨、 相違知行郡務、 所申有實、 望請府裁、 (遂安堵) 任先例、 任道理賜御使、 早被留家道并重綱乱行、 元光如本任先祖相傳理、 弥仰奉公之貴矣者、 停止親疎横妨等、 府加 早被 令領

理停止件家道・重綱并國吉等乱行、

元光如本欲遂安堵

牛屎郡司職之状、依(大将宣、牒奏如件、以牒、知件田畠、且任先例并宣旨・同代代證文等理、可知行

安元元年八月 日 正六位上将曹惟宗「清景」

正六位上将監多 「好方_

正六位上将監案 「兼頼

|本文書へ「旧記雑録前編一」五一の1号文書ト同文ナリ | |本文書ノ袖ニー箇所・奥ニニ箇所『右近衞印』ノ朱印アリ|

正四位下行權少将兼皇大后宮權亮藤原朝臣

(花押)

右近衞府政所下。薩摩國牛屎郡相撲人大秦元光并府使光〇二 右近衛府政所下文

可早任道理停止國吉妨田地并苅取田貳拾伍町参段事里等、

云、具、

丽

件

光田地、 以去去年可停止國吉妨之由被 宣下畢、而彼國

取作田毛稲之由、有其聞、事若實者、且任道理、且任先 吉或相語國衙在庁官人等、或相語嶋津庄官等恣去年秋苅

日下知之旨、停止彼國吉妨、早可糺返件苅取稲之状、依

安元三年四月

大将宣所

仰如件、敢勿違失、故下、 H

将曹惟宗朝臣「清景」

将監藤原朝臣

「定經_

番長中臣宿禰「近成」

使訖、

(本文書へ「旧記雑録前編一」五二号文書ト同文ナリー (本文書ノ袖ニ一箇所・奥ニ二箇所「右近衞印」ノ朱印アリ)

権中将藤原朝臣

(花押)

御氣(網報)

下 大秦元光

校正了

證據、 右件所相傳知行至于去年云~、而小城八郎重道、依申有 可早如元令安堵薩摩國牛屎院事 仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久□兵衞尉宛給郡司·弁済

解□□令勤仕課役之状如件、以下、(怠可)

元光如元可令安堵院内、但云庄方、云國衙、任先例、

無

然而重道已無相傳之由欤、早停止重道之沙汰、以

文治三年五月三日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一六号文書ト同文ナリ)

関東下知状案

同前

可令早大秦元兼領知薩摩國牛屎郡司并十一箇里名主両職

右亡父國元依受重病、 雖不与讓状、 為一子知行彼跡之上、

同前

沙弥恵仏譲状案

譲与 嫡子太郎高元所

同前 右守先例、如元可致沙汰之状、 可令早牛屎院司入道元覚跡領知薩摩國牛屎院内知行分事 (本文書ハ「旧記雑録前編一」六八五号文書ト同文ナリ) (本文書ハ「旧記雑録前編一」一二九二号文書ト同文ナリ) 〇 五 元亨元年十月十一日 関東下知状案 依仰下知如件、 前武蔵守平朝臣判 相模守平朝臣判(北条高時)

> 永松名田畠・在家以下里、荒野并山野狩倉等事、 在薩摩國牛屎院惣領郡司職并永松・木崎両名下地事

不及吴儀、早守先例可令領掌之状、

依仰下知如件、

文永二年十二月廿七日

相模守(北条時宗)

平 朝 臣判

左京権大夫平朝臣判(北条政村)

木崎名田畠・在家等事

右件□者、恵仏重代相傳之所領也、 副渡代~本證文并里~坪付事

而高元為嫡子之上、

出来者、可為惣領沙汰之由、先祖代、置文明白也、 内下地知行之輩、皆以恵仏庶子也、所領於他人讓券却事 親子之志吴他之間、 所讓与也、任先例可令領掌也、且郡 可令

色目、可譲与之地有之、不可有違乱、仍為後代以自筆所 存知其旨候、次高元母并舎弟武元・元清・御房丸等仁指

領一人也、仍為末代譲状如件、

書与也、将又讓与于高元之地、

不可分与子孫、可讓于惣

元弘二年十月十日

沙弥恵佛判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六一一号文書ト同文ナリ)

 \bigcirc t

沙弥恵仏申状案

同前

薩摩國牛屎院惣領職并永松・木崎両名田畠・在家・山野

狩倉以下郡司職事、恵佛多年重病間、譲与嫡子高元了、

仍下賜将軍家御教書、 誅伐凶徒以下諸事當役勤仕之上者、

建武四年六月十五日

可申賜安堵御下文候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

沙弥恵仏判

(本文書へ『旧記雑録前編一』一九四二号文書ト同文ナリ)

御奉行所

進上

 \mathcal{L} 足利直義感状案

注進狀并討死手負交名之状、披見訖、 度、軍忠神妙候、

恩賞事、急可有沙汰之状如件、

建武三年四月十一日

左馬頭 御判(足利直義)

牛屎左近将監殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」一八三三号文書ト同文ナリ)

〇九 足利直義軍勢催促状案

同前

肝付八郎兼重以下凶徒等誅伐事、 相催一族、 不廻時兙馳

> 向 可致軍忠之状如件、

建武三年四月廿一日

左馬頭 御判(足利直義)

牛屎左近将監殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」一八三八号文書ト同文ナリ)

足利直義軍勢催促状案

度、合戦間、 親類・郎従、 或討死、或被疵条、尤神妙也、

同前

孫三郎相共馳向彼戦場、可抽軍忠之状如件、

於恩賞者、追可有其沙汰、

将又敦賀城凶徒誅伐事、

建武四年二月十二日

(本文書へ「旧記雑録前編一」一九○○号文書ト同文ナリ)

牛屎郡司左近将監殿

(足利直義)

国分文書

此

御行以前座帶事、任**舊跡、**

可有對座之由、令牒送

虚者、海

稱無先例之由條事与情相違也、

捧證文、致料米之沙汰、對捍其役時者、

以胸臆之

(巻子表紙)

之處、

御還

宮之後、無指神事之間、各令還歸之条先

國分氏古文書

〇一 天満宮国分寺重牒

天滿宮・國分寺重牒 八幡新田宮衙

牒送二ヶ條

所司参會之時、候對座遂供奉、随神事之条先例也、牒、彼夏越御神事、誠毎年不闕之御勤也、仍前~當寺夏越御秡勤行之時、任先例、可令参會對座由事、

臨座帶、 例由、 欲随神事矣、 以下事等之条、 審之條、其理豈可然哉、中絶申者、参宮遅引之時、不 令参宮者欤、 不為先例、神官者令着所司之對座、請僧者可居遅非職 古老所司少、見在也者、 道理顕然也、況於先跡哉、 有返牒之事、存外事也、 自参會之所、 如此背先規、 似神事違例、早任先規、令参會對座、 以令供奉、為彼於例、 何先例座帶何所哉、 於對座者勿論事欤、 前~令参會對座、 而猶不學行座者、 被略座帶(席) 被成不 縦雖 随神 難

依無先例被返之由令存知云~、付之案之、受酒肴料時所、依有下知、送酒肴於寺主宿所之處、被返畢、是則近、有披見無其隱欤、而譜代勤主不勤仕之由申旨、有牒、件条、宮寺両方可有酒肴之条、國宮両方證文明白

御放生會時、乍受請僧酒肴析、

不被勤其役事、

速任證文道理

御神拜用途物、 無謂子細状、

右謹考舊貫、當寺社建立以後、

既經數百餘歳畢、

抑件

以前二ケ條、 且任先例、 且依道理、 為被致沙汰、 重牒送

如件、 以牒、

承久二年六月廿一日

留守右近衞將監惟宗 (花押) 執行貫首平 (花押)

讀師大法師 権講師大法師 (花押) 寺主大法師 都維那法師 (花押) (花押)

権讀師大法師 大別當大法師 (花押) 上座大法師

(花押) 大検校大法師(花押)

(本文書ハ文首・紙継目・年月日・連署ノ箇所ニ合ハセテ十二個ノ朱印押捺アリ)

少別當大法師

□滿宮・國分寺神拜用途、社解案文(€) 文永五年五月

天満宮国分寺所司神官等申状案

薩州天滿宮・國分寺所司神官等謹解 申請 國裁事、

請被殊、且奉為神威不朽、且依先傍例、 經御沙汰、

為當國内山門院郡司平秀忠、 當寺社御任一 度御神

拜物、 稱京庫納由、 以自由無道返切符、 不令弁済

> 國衙諸郷院所被支配、御神寶用途析也、 御神拜者、御着任最初御勤、 國衙存知之例済也、 仍付彼切符、 因兹

於郡司所、雖令致沙汰、号京庫納由、不令弁用途物之

條、言語道析次第也、有限御神寶物等、於令闕如者、 (断)

非被進宮者、

嚴重御勤令及緩怠者哉、

望請

恩裁、

仲御神拜物、

自

(花押)

且為御祈禱、止彼秀忠自由對捍、 朝家并國史之御祈禱、 令闕怠事、 有其恐者、且任先例、 任前前切符之旨、 可

言上如件、

令進宮御神拜用途物等之由、為蒙

上裁、粗勒在状、

文永五年五月 以解、 日 執行貫首藤原在判

都維那大法師在判

寺主大法師在判

上座大法師在判

少別當大法師在判 大検校大法師在判

権讀師大法師在判

大別當大法師在判

讀師大法師在判

権講師大法師在判

留守左衞門尉惟宗在判

正應四年六月廿八日

都維那證慶

(花押)

左兵衛尉政氏奉書

御判有

南郷也、 天滿宮・國分寺造營料所内富永名者、 向後無違亂、社家可被所務者、依國宣執達如件、 自明年永所被立替

弘安九年三月十九日

左兵衞尉政氏

僧慶嚴 僧永慶

(墨引) 國分寺留守備後前司入道殿(友員)

 $\frac{\circ}{\Xi}$ 八幡新田宮所司・天満宮国分寺所

司等契状

右令契約條、今更非申承、 八幡新田宮所司 天滿宮・國分寺所司等令契約子細事 且任先規例、若有諠譁沙汰之

儀、相互可致同心沙汰也、然者、自今以後、各此條令相 成一味同心思、一人之愁者、存面、歎、聊無疎畧

五

某注進状

ッ八丈一両行裏文絹切六尺五寸 可奉裁衣次第 八丈一領分

浄衣長二尺六寸

大頸長二尺裁殘六尺五寸有之欤、

袖長四尺但五、此内

片裏絹分

絹餘ト又六尺五寸ノ絹切トチ合テ御裳六二尺七寸御裳可 先一丈五寸切ァ中分シテ御裳腰御帯ニ可申、 其殘上一領

163

時者、

日本鎮守

天滿大自在天神、

惣六十余

違者、

州大小神祇冥道御罸各可罷蒙之狀如件 天照八幡大菩薩

若麻苧一筋欤、定、若有不実者、比校シテ可裁合也、為継糸巻管一欤、

貞治三年展十二月廿五日

右為後代、大概注進如件、

惟宗姓國分氏古文書

〇六 左衛門尉友員相伝状

さうはくせしむるその~~の事

一所 四らう殿

所

くわはたのやしき 同くわうねんハうのやしき

一所 つや殿 同あかゝね四郎入道やしき

このそのくへの代分

あひたかいに何事も心をへたて申ましく候、執印殿御事

一所 たうくもん所の御やしき

一所 まへのその

一所 かわしり九郎のその

右、件その~~さうはくせしむるところ也、たゝし、か一所(ちやうにうたうのやしき)

やうちせしむへし、又かのその~~のまゑに、ふねのつハん時ハ、あひたかひに、もとのゆつりにまかせて、りやうにさうはくせしむといふとも、ありにくしなと思候

へきしやう、くたんのことし、きたらん時ハ、つれうハせんれいにまかせて、御さた候

文永四年十月廿九日

左衞門尉友員(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」七〇二号文書ト同文ナリ)

〇七 国分友重契約状

契約狀

執印又三郎殿御身上御大事ハ國分平次郎友重か大事と思

天滿天神御罸可罷蒙侯、仍爲向後契狀如件、 も、御身の上の大事をハかくし申ましく候、寺家・社家も、御身の上の大事をハかくし申ましく候、寺家・社家と申、そのほか御公事ハ、任先例、且俾定申候間、依理と申、そのほか御公事ハ、任先例、且俾定申候間、依理と申、りひによるへく候、若此条偽申候者、八幡大菩薩・定)ないによるへく候、若此条偽申候者、八幡大菩薩・定)ないによるへく候、若此条偽申候者、八幡大菩薩・定りのによるへく候、若此条偽申候者、八幡大菩薩・ 下滿天神御罸可罷蒙侯、仍爲向後契狀如件、

建武四年五月廿一日 國分友重(花押)

165

國 分 氏 古 文 書 上

つ九 鎮西奉行人連署奉書写

國分次郎友貞申、追捕・放火以下事、重状如此、背催促

元亨三五月廿二日

國分彦次郎殿(友生)

不及陳状云、、不日可被明申、仍執達如件、

與道在判

久廣 義田

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三四四号文書ト同文ナリ)

国分友貞重申状写

國分次郎友貞重言上

 \bigcirc

舎兄彦次郎友任乍為當参、陳状遅~間、 雖被成御教書、

致追捕・放火以下狼藉、難遁罪科子細事

不及一口陳詞上者、任定法、欲被経御沙汰、押寄國分

寺領、

通

御書下案

副進

 $\frac{\circ}{\circ}$ 惟宗友任請文写

天滿宮安楽寺御領・薩摩國分寺領等事、 五月廿七日請取ル

舎弟助次郎友貞

訴状・具書等、謹下給候早、

處、友貞構新儀、為御家人領、令勤仕所役之由、令掠申 抑當寺領等者、一円御神領之間、友任帯本所御下文候之

166

急速被経御沙汰、為被行罪科、重言上如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三四三号文書ト同文ナリ)

元亨三年五月日

右子細、度、言上早、而友任不及陳状、送日限之上者、

副進

候之間、友任欲令陳謝候之處、自安楽寺被申子細之間、

宜依彼落居候哉、将又至放火・刃傷之篇者、友貞狼藉之

方候之条、姧謀候、退座之有無、尤可有尋御沙汰候之欤、遂検見、沙汰最中候、而今守護差合之由構虚言、奉掠公段、無其隠候之間、友任為訴人、先日就訴申守護方、被

元亨三年五月廿五日 惟宗友任蕭文

以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三四五号文書ト同文ナリ)

天満宮安楽寺雑掌祐舜謹言上 天満宮安楽寺雑掌祐舜申状写

御神領実、云下地事、云年貢段、致明沙汰、助次郎友度、不易御下知旨、被停止武威輩違乱、且任根本一円欲早且依代、公験并廳宣 宣上及 右大将家以来関東

薩摩國 > 分寺領散在田畠・在家・荒野以下事所、同舎兄友任下地為御家人領由、致内通、相論無謂、

貞為前司身、

奉敵對寺家・領家、

令押妨所務**、**

對當預

通吃完富一當寺根本一円御神領所見

一通 右大将家御下文 文治二年十二月七日

一通 宣旨 承久三年七月廿七日

仁王講并吉祥院御忌日八講析所也、然間、於預所職者、間、令散在國中、為一円不輸御神領、所被宛置北野廟院右當寺領者、去應和年中奉分補之、被定置安楽寺別宮之一通 関東御下知 當寺領可令停止武士違乱由事

也 司任、都督、 曲也、 勘 自本所被補下之、令究済有限之御神用、送数百年星霜之 (途既々) 為武家進止之由、 傷・狼藉之間、友任於守護方訴申之最中、 改替所職、去年正月日被仰付友任早、就之、友貞不顧後 雖然、甲乙人等訴詔出来時者、 前預所友貞年~令對捍乃貢、度~依背本所御命、 奉敵對寺家・領家、 凡於 連~御奉寄之間、 天満宮御領者、根本雖為八十八庄、代々國 捧訴状兄弟擬番訴陳之由、 燒拂住民・百姓等舎屋、 令散在國と所及数百ヶ所 對于寺家被経次第御沙 剩以當寺領等、 承及之条姧 及双

故實也、何限友任・友貞兄弟、離寺家可致

自由相論哉、

就中、

於下地事者、

之宿意、裏者為眼前之兄弟之間、付旁擬貽多之上者、任間、争對遷代預所、可被経御沙汰哉、其上表者雖有相論

職改易本所敵對之身、不拘寺命、剩致種々狼藉、令押妨由相論、為寺家之沙汰、欲致其明、将又於友貞者、為所當宮御領之法、於下地相論事者、被止友任・友貞等之自

役事、一ケ度之退轉猶以神慮難測、況数年之間、一向於招罪科之上者、不日可被追放其身者也、凡佛神事以下所惣庄、可糺賜名主百姓等未進年貢之由、及訴詔之条、弥

停止友貞濫訴、至所務以下年貢未進者、對當預所可令究条、先以無謂之上者、任 関東代、不易御下知之旨、被領家、相懸當寺領名主等、可糺給年貢未進之由令競望之闕怠哉、所詮、友貞為前司之身、不恐神覧、不憚寺家・

召賜友貞所進訴状、於雜掌方為致其明、粗言上如件

済之旨、面、欲被相觸之、然早且任當宮御領之先規傍例;

元亨三年五月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三四六号文書ト同文ナリ)

〇一二 薩摩国司庁宣写

廳宣 留守所

舊為安楽寺領、随本寺使所勘、全致國分寺沙汰事可早任官符・府施行并先日廳宣状、停止僧永修妨、

如

官符、随又成府施行・國廳宣早、而僧永修寄事於左右、右、件國分寺、任舊例可為安楽寺領之由、去年七月被下者為安楽寺領(随本寺使所樹)全郵國分寺沙汰事

宣・廳宣等、停止彼妨、重可令致其沙汰之状、所如件、事出自 綸言、何可忽緒 朝威哉、早任先 日官符・府施武威、背官宣旨、追歸府使・寺家使等之由、所訴申也、

留守所宜承知、不可違失、以宣、

大个寨京明豆在卸料 天養三年正月 日

大介藤原朝臣在御判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五号文書ト同文ナリ)

〇一三 北条時政下文写

可早任下知旨停止武士狼藉、下 安楽寺所司神人所

為宗佛事・神事、

當寺御

領庄薗等事

168

煩費州懸、

或民庶不營租税、亡命山澤、

権大納言源朝臣

神事之由、自鎌倉殿所被仰下也、(盲脱丸) 右當寺者 向武士其旨下知异、更以不可違乱者、所司等宜承知、不 令安堵所司神人等、 天滿天神御在所也、不可准他社、仍可為宗佛 加寺家修理、可勤修佛神事也、且下 然者、停止武士違乱、

文治二年十二月七日 平御判北条時政 可違失、故下、

(本文書へ「旧記雑録前編一」一一一号文書ト同文ナリ)

行之、綺在機急、暫莫延怠、

子細者、 通具宣、

奉

勅、宜令下知彼宰史等、停止狼藉、但若有

言上聽裁者、同下知諸國既早、

府宜承知、

依宣

中辨藤原朝臣在判

承久三年七月廿七日

大史小槻宿弥

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二九七号文書ト同文ナリ)

〇 五 六波羅下知状写

止武士狼藉、庄務之間、不可有違乱之狀、下知如件、 安楽寺領薩摩國山門庄并國分寺領事、早任 宣旨状、

停

承久三年十月八日 武蔵守御判

北條泰時

相模守御判 北條義時

(本文書へ「旧記雑録前編一」三〇二号文書ト同文ナリ)

薩摩國

楽寺領等事

應令管内諸國司且停止武士狼藉且言上子細、筑前國安

左辨官下

官宣旨写

山門庄 國分寺

自余國、庄、略之、

就中五畿七道諸國神社·佛寺已下庄領、 或武士寄事左右、

右、近日都鄙罷騷擾、丁壮共軍旅、俗之凋弊、職与斯由

国分友貞申状写

薩摩國御家人國分次郎友貞謹庭中言上

右寺領事、二番御引付為奉行人大保六郎入道契道、 欲早被渡二番御引付被経一具御沙汰國分寺領事 自去

169

年于今、御沙汰最中也、而論人彦次郎友任申成 綸旨・

一所為被経御沙汰、恐々庭中言上如件、院宜、被与奪一番御引付云々、所詮、渡二番御引付、於

(本文書へ「旧記雑録前編一」一三六〇号文書ト同文ナリ) 一元字 三一年 七月 日 ― 松薗田筆ムイノ許ニテ書了、七月廿三日庭中状也、

○一七 国分友貞申状写

薩摩國御家人國分次郎友貞謹言上

右寺領者、友貞先祖代、預御下知御教書、其身為御家人、祐舜并彦次郎友任濫訴、薩摩國國分寺領事 欲早任定法被寄一方、被経御沙汰、被停止安楽寺雑掌

就訴申、於二番御引付、為大保六郎入道契道奉行、被経去年十二月日押寄當寺領、致追捕・放火以下狼藉之間、國在國司入道~雄・同一族以下富有之輩、引率多勢、以令勤仕所役之地也、而友任不顧亡父道本義絕之、相語當

可之意、分口系及音、 页丘京合扁丘 二次 暹 即攻 慧云 、後可依于雜掌沙汰落居之由、友任進請文早、仍御沙汰最

至極何事如之哉、然者、早任定法、被寄一方、被経御沙属于一番御引付、可預御施行之由、令訴申云』、姧訴之中之處、今如承及者、友任掠給綸旨・六波羅御教書云』、

元亨三年七月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三六一号文書ト同文ナリ)

汰

為預御裁許、

恐々言上如件

〇一八 国分友貞陳状写

薩摩國御家人國分次郎友貞謹陳申

欲早被停止

天滿宮安楽寺雜掌祐舜濫訴、

依天福

i 章

波羅御下知御教書并武役勤仕證跡等、預御裁許、當國元・寶治・正應御式目并五社與行御事書、任関東・六

副進

く分寺領田島・在家等事

通 六波羅御奉行書状七月廿八日通 右大将家御教書十一月廿四日

所進止地之上者、於武家難及御沙汰之由、

捧支状异、

其

通

武蔵守殿御書九月廿九日

可預御裁許之由、令言上之、剩安楽寺雜掌祐舜為本

御沙汰、

雖被成召文、友任顧自科不参對之間、

以難澁之

間

於預所職者、

自本所被補下、令究済有限御神用、

送

通 修理亮殿御書同月廿三日

二通 通 六波羅御教書寬元二年七月廿五日 同御下 知同四年九月五日

通 通 守護大隅入道、佛奉書同年八月十一日 関東御教書弘長二年七月十日 二通

同御教書同三年十一月十九日

通 同子息式部丞催促状二月十四日

通

同人書下正月卅日

八通 通 弘安四年蒙古合戦恩賞御配分状正應元年十月三日 異賊警固番役覆勘状

通 友任請文元亨三年五月廿五日 道本義絕状應長元年潤六月廿四日

巻 通五 御教書并五社興行御事書案天福・寛元・寶治・正應関東御下知

由事、

此條有限御年貢、雖一塵無解怠、

以何事令掠申哉、

通

通 國分寺相傳系圖

所宛置 被定置安楽寺別宮之間、 右 如雜掌祐舜訴状者、 北野廟院仁王講并吉祥院御忌日八講新所也、 當寺領者、 令散在國中、 去應和年中奉分補之、 為一円不輸御神領、 然

> 領者、 勤仕 数百年星霜之處、 被改替所職、去年正月日被仰付友任云、、 友貞累代相承之地也、 関東御公事、至于本所年貢者、為請所毎年八十五 友貞年、令對桿乃貢、度、依背本所御 仍於下地者、為御家人領令 此条當

補下之例、 一切無之、御家人領事、天福・寛元・寶治 石

令京進之条、請取状等炳焉也、

自昔各別号預所、被

正應関東御下知御教書嚴重之上、殊五社興行之時、

被定

可被仰付友任哉、於友任者、背亡父道本命、現条、不調 下其法早、以何罪怠無左右以友貞重代相傳所領、 自本所

<請取明白之上者、遂結解之日為顕然欤、</p> 道本遺領友任難及競望者哉、 之間、以應長元年令義絕、於所帶者、 次對捍乃貢由事不實也、 悉讓与友貞之上者、 次背本所御· 年

云~、 民・百姓等舎屋、及双傷・狼藉之間、 次同状云、友貞不顧後勘、 此條無極虛誕也、友任為亡父道本義絕之身、 奉敵對寺家·領家、 友任於守護方訴 焼 相語 拂 住

11 十二月押寄國分寺領、 當國在國司入道と雄・同一族親類等、引率多勢、 追捕土民等、 住屋致放火以下 以去年

次同状云、甲乙人等訴詔出来時者、對于寺家被経次第御 此條友任者亡父道本義絕之仁也、 友任濫妨・狼藉事所訴申也、 限友任・友貞兄弟、 守護人者為退座之間、其身為御家人令訴 為武家進止地之由、 友任罪科承伏勿論之處、 友任捧請文、於放火以下狼藉者、 且以重代御家人稱甲乙人之条、 関東御公事之条、 令掠申之条、 雜掌祐舜得友任之語、 其子細成貞令注進之間、 有御尋違背實否之處、友 就訴申公方、 祐舜捧訴状异、 友任引率多勢、 離寺家可致自由相論 難及謬難者也、 非得友任之語哉、 仍於當寺領者 御下知御教書 捧訴状云~、 被成下度 祐舜以友 致放火 其後可 令支 悪 ₹ 間 案者、 之間一向闕怠云~、 寺号之間、不足證據之条、 構申不実之条、 电 本所敵對之由構不實、以重代御家人、無左右可被追放之 妨·狼藉、 弥招罪科之上者、 於友貞者、為本所敵對身、 心于祐舜之条眼前也、濫訴更非御許容之限矣、 哉 貞 沙汰、欲致其明云、、 於下地相論事者、 裏者為眼前兄弟之間、旁擬貽多上者、任當宮御領之法、(疑) 妨惣庄、可糺給名主・百姓等未進年貢之由、 背亡父之素意、 難備當論准據欤、 何可及濫訴哉、 可依雑掌訴詔落居之由、 僧永修之事也、 名主等寄事於左右、 不足御信用、 不日可被追放其身云~、 被止友任・友貞等自由相論、 此條佛神事全無懈怠之處、 争令同心于不孝友任、可致表裏沙汰 次同状云、 此條得道本讓、 次如文治二年御下文案者、 全非友貞先祖之上、為平家以往之 同前、 不拘寺命、 次如祐舜所進天養二年廳宣 友任捧請文之間、 佛神事以下所役事、 抑留年貢之間、 次如承久宣旨案者、 令知行遺領等之友 致種 ~ 狼藉、 此条依友任 及訴詔之条 得友任語 所訴申也, 次同状云 友任令同 為寺家之 無國分 数年 令押 武

此條為御家人領令勤仕

明白之間、

任所行、

為友貞所行之由、

雖一口不論申之上者、 依雜掌訴詔落居之由、 以違背之篇、 任稱参津之由、

擬被経御沙汰之刻、

不進請文之間、

御教書、 悪行之間、

仰御使莫袮郡司成貞、

守護方者依為退座、

次同状云、

以當寺領、

申之条、

無謂次第也、

П

専一也、

争可遁其咎哉、

次同状云、

表者雖有相論宿意、

士寄事於左右、

煩州懸費民庶、

不營租税之誠也、

不能當

申公方之条、

尤為正路之處、

以下狼藉之間、

道本譲与友貞之間、當知行之處、

沙汰者先規也、

治·正應御式目并五社興行御事書之旨、 論潤色欤、 然者、早被停止祐舜濫訴、依天福・寛元・寶

御下知御教書、 武役勤仕之證跡、 為預御裁許、

関東・六波羅 粗披陳言

七月廿八日

れまいらすへきよし申へく候、恐々謹言、 藤原在判

候へ、このよしはさこのせうまいり候へハ、けさんにい

かこしまの藤内馬殿御返事

元亨三年八月 日

私但此陳状者、大保六郎入道之許被上之處、其後不請取 雑掌之間、永利殿取給三天、國分殿御方仁被進早、 為

不審注之、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三六五号文書ト同文ナリ)

六波羅奉行人書状写

六波羅奉行人書状

いよせめのいくさにまいらせ給候へきよしの事、さゝけ

給候ぬ、たゝしかわのゝにうたうかう人にてまいり候あ

ひた、そのいくさハ侯ましきに侯、いまハいそき御京上

か、又さやうにのほらせ給候をりふし、いくさ候へしと にて、むさしとの・さかみ殿のけさんにいらせ給へく候

> $\frac{\circ}{\circ}$ 蒙古合戦勲功地配分状写

勲功配分状 弘安四年蒙古合戦勲功賞、

筑前國早良郡七隈郷地頭職

配分事

人薩摩國國分寺留守備後次郎友兼

田地参町

當郷内

七段半内六段六十歩西依

屋敷二箇所

きかせ給候て、まいらせ給へきよし候こそ、しんへうに

173

七隈郷内

一字 行貞

三奈木庄富永名内 一字 弁官

白地六段

長渕庄内

一所 一段二丈中七保

太郎丸

所 三段

百

所 一段二丈中南佐 八段坪

右、就孔子配分如此、有限佛神事·本所年貢、守先例、

不可有懈怠之状如件

正應元年十月三日

沙弥在判

(本文書ハ『旧記雑録前編一』九〇五号文書ト同文ナリ)

宇佐宮領条~

或為代~没収之地、被付給人、或依神官供僧之咎、被

 \subseteq 宇佐八幡宮領条々写

御家人等知行分事、

任先例、可勤仕也、 成関東御下文所、、輙難被付社家、但於年貢并神役者、 若令難澁者、可被處罪科之由、

相觸也、

次自社家相傳・買得地事、

或掠給安堵御下文、或雖過知行之年記、同任舊規、可

被付社家、但雖為一円神領、自天福・寛元以前、宛其

所勤来御家人役之地者、今更不可有相違

子細同前

非御家人・凡下輩知行分事

付社家、 或带下知状、或雖過知行之年記、

糺明本跡、

可被沙汰

本領令寄進地事、 凡下輩分可令注進之、

社壇造營并祭祀事、 嚴蜜可申沙汰之由、 可相觸奉行人大宰少貳貞経、

筥崎・高良・香椎・安楽寺領等事

此沙汰、元亨三年九月八日入門、御引付七兩方被召合天、 社家雜掌等及訴詔者、同可令致其沙汰也、

旨趣者奉行人契道披露被申早、

同月十六日、御評定ニ合テ、年貢者本所雑掌仁可請取之、

於下地者、 入理非可番之旨、奉行人披露、 仍御教書ヲ被

成云√、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三六六号文書ト同文ナリ)

奉行人大保六郎入道契道被成之、

安楽寺雜掌与國分二郎友貞相論、

薩摩國分所務以下事、

 $\subseteq \Xi$ 春寂書状写

文書等可撰給候、恐ゝ謹言、

十一月七日

春寂在判

大河入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三七一号文書ト同文ナリ)

鎮西御教書写

安楽寺領薩摩國ペ分寺友貞濫妨・狼藉事、

就

綸旨、六

雜掌申之上、不及子細、至于年貢者、可被渡沙汰雜掌也、 波羅施行、有其沙汰之處、於下地者、可依相論落居之旨、

元亨三年九月十六日 修理亮御判 仍執達如件

嶋津下野三郎左衞門尉殿

此御教書ヲ成テ後、奈古三郎入道春寂方被渡早、

(本文書へ「旧記雑録前編一」一三七○号文書ト同文ナリ)

国分友貞申状写

薩摩國 ~ 分次郎友貞謹庭中言上 欲早先奉行人大保六郎入道契道非勘条、顕然上者、

仰

門尉貞久、所給御教書、被究兩方訴陳、於下地并所務

當奉行人奈古三郎入道春寂、被召返嶋津下野三郎左衞

請所員数、可弁済由、宛于友貞身被成下御教書、當國 濫妨者、可停止由、 預御下知、 至年貢者、任承元以来

◇分寺領事

副進

四通 通 御教書案 領家年貢請取状 守護當敵所見 承元以来請所、見

175

三通 御教書案

通 使節莫袮郡司成貞請文

通 友任請文

主 院免田所當米等、 依被成下御教書、 究訴陳、 居之由、 被行罪科最中、安楽寺雜掌祐舜為本所進止地上者、 不及参陳之間、 方、被経御沙汰、 亡父道本義絶之身、押寄當寺領、追捕土民等、 領令勤仕所役、至年貢者、承元以来為請所令弁済之、 右當寺領者、 云祐舜、 方不可及御沙汰之由、 火以下狼藉、成年貢違乱之間、守護人者依為當敵訴申公 >知行無相違之處、去年二十二月、友貞舎兄友任、為 向所抑留也、凡下地年貢相並雜掌致訴詔時者、 仰當敵守護人貞久、 云友任、 捧請文、 友貞重代相傳所領也、 使節莫袮郡司以違背篇、令注進异、 貞久仰守護代、濫妨所務之上、 不可弁友貞方之由、 難遁一事兩様罪科之處、先奉行契道不 替面掠申下 被成召文之處、友任違背三ヶ度御教書、 捧支状之後、友任可依雜掌訴詔落 可沙汰渡年貢於雜掌之由、 綸旨·六波羅御教書之条、 仍於下地者為御家人 依相觸于郡司・名 住屋致放 諸郡郷 於公 仍欲 代

> 所務之由申之、友貞者亦備請所支證、不可被付所務之由 落居以前、 裁許哉、引汲友任等之所見、何事如之;|、将又下 地相論 論申之處、何下地相論落居以前、 顕然也是、雜掌者不出帯一通證文、任雅意、 相論未断以前、 限于年貢一事、 年貢之一事先立可被成敗哉、 雖可被裁許、 可沙汰渡年貢由、 為重代御家人之 御奉行非勘 向可被付 可被

仰當奉行人奈古三郎入道、 節沙汰之處、自最初被差使節之条、 次第御沙汰、 被差御使之条、 本解状、令訴申之上者、可被仰各別人之處、 可及使節、 上者、先宛于其身、直被仰下之、令難澁之時者、 至于守護人者、為古敵・當敵之条、 為預有道御成敗、 非正義欤踶、 被召返貞久所給御教書、 然者、 恐ҳ庭中言上如件 早被改先奉行非 令参差畢是 以眼前當敵、 備支證於 縦又雖 可及使 被経 勘

元亨三年十一月 H

當奉行奈古三郎入道被成之

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三八一号文書ト同文ナリ)

兩

何下地

方訴陳相究之後、

被成御下知之条、

為定法之處、

〇二五 鎮西御教書写

掌申之上者、不及子細、至年貢者、可致沙汰之由、可被羅施行、有沙汰之處、於下地者、可依相論落居之旨、雜安楽寺領薩摩國分寺友貞濫妨・狼藉事、就 綸旨・六波

相觸友貞也、仍執達如件、

莫袮郡司殿元亨三年十二月三日

「北條英時」 (ハリ紙) 修理亮御判「北條英時」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三八二号文書ト同文ナリ)

〇二六 国分友貞請文案写

請文案

書案、

彦次郎友任申、放火・刄傷以下由事、去四月廿四日御奉

今月七日御催促状謹承候了、抑友任者、亡父道本令義絶、

領、致放火・追捕以下狼藉候之間、守護御方者、年来就雖為段歩不讓与所帯之處、去年乱入友貞相傳知行國分寺

顧自科差違、為友貞致放火・刄傷由、構不実、号國分寺所務以下事、奉及敵對之間、訴申(公方、番訴陳候之處、

候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、遁其咎候哉、所詮、於公方御沙汰最中候之間、不能巨細留守、奉掠守護御方、申成御奉書之条、奇謀之企、争可

(本文書へ「旧記雑録前編一」一三五一号文書ト同文ナリ) 元字1三年六月廿日 惟宗友貞在裏判

〇二七 平某書下写

御使清敷殿ヨリ被催促云〝、宰府五月二日到来自薩摩、

御教書并訴状如此、早任被仰下之旨、可被申分明左右候、天滿宮安楽寺雜掌申、薩摩國分寺下地事、去三月十八日

仍執達如件、

当かけて耳を

正中二年四月三日

平在判

國分助次郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四三三号文書ト同文ナリ)

二八 鎮西御教書写

此、國分次郎背度、催促、不終沙汰之篇云~、尋問実否、一天滿宮安楽寺雜掌静祐申、薩摩國分寺下地事、重申状如

載起請之詞、可注申、仍執達如件、

正中二年三月十八日 修理亮御判「鎮西探題北條英時」

澁谷新平二殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四二七号文書ト同文ナリ)

〇二九 国分寺雜掌静祐重申状写

天滿宮安楽寺領薩摩國、分雜掌静祐重言上(寺縣內)

被成御書下、雖被立御使、猶以不出對陳状、結句下國

當寺前預所助二郎友貞、乍請取訴状、令遁避陳状、

請文散状上者、早仰于御使、被召上友貞、被經次第御間、就訴申、今年閏正月廿九日雖被成召符、于今不及

沙汰、欲蒙御成敗子細事

副進

一通 御教書案

右、友貞恐無理不終沙汰之篇、下國之間、就訴申、去閏

詮、早仰于御使、被成御教書、被召上友貞、被召出陳状、正月廿九日雖被成召符、于今不参對之条、罪科難遁、所

任一円神領支證、

為蒙御成敗、

重言上如件、

正中二年三月 日

(本文書へ『旧記雑録前編一』一四二八号文書ト同文ナリ)

〇三〇 鎮西御教書写

天滿宮安楽寺雑掌静祐申、薩摩國分寺下地事、重申状如

正中二年閏正月廿九日「修理亮御判」、不終沙汰之篇云、、不日可参決、仍執達如件、此、不終沙汰之篇云、

國分助次郎殿

剩

(本文書へ「旧記雑録前編一」一四二三号文書ト同文ナリ)

○ⅡⅠ 菅原長宣家雑掌申状写

菅三位家雜掌宗清謹言上 (菅原長宜)

欲早被經御

奏聞、

被下和与

綸旨於武家、

安楽寺

領薩摩國々分寺下地并年貢事

副進

一通 先度 綸旨案

一通 領家菅三位家和与御状

通 友貞請文

右、 郎友貞募武威、有限御年貢・公事等抑留之間、 當御領者、 菅三位家御相承之地、爰御家人國分助次 先雜掌友

任申成 抑留物、 毎年御年貢協合・公事用途位百文・簾文革一・節 綸旨於武家、及鎮西沙汰之處、友貞令糺返年~

供用途等、 任承元請所之例、無懈怠可致沙汰之由、 進請

文之間、 於武家、 被出領家和与御状异、然者、早被下和与 於鎮西申給和与御下知、備後證龜鏡、為全未来 綸旨

正中二年二月 H

恐ヾ言上如件,

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四二四号文書ト同文ナリ)

後醍醐天皇綸旨写

子細見状候欤、 安楽寺領薩摩國內分寺友貞乱妨事、菅三位状副解状如此、 可尋沙汰之由、 可被仰遣武家之旨

天氣所候也、 仍言上如件、 宗平恐惶謹言

付元亨三五月十二]日 進上 右大将殿(西國寺実衡)

権中将宗平奉

(本文書へ「旧記雑録前編一」一四三九号文書ト同文ナリ)

沙弥正行和与状写

正校了 在領家御判

事用途监督・簾文革二枚・節供用途等、 右、 安楽寺領薩摩國、分寺領下地并年貢事 於鎮西、 以雜掌雖番訴陳、 所詮、 每年捌拾伍石并公 任先例、

可致

之由、 沙汰之由、 助次郎友貞所出状也、 然者、 永代不可有子細

可申旨候也、 仍和与之状如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四一七号文書ト同文ナリ)

正中元年十二月晦日

沙弥正行奉

国分友貞請文写

正校了

薩摩國《分寺領御年貢事、 京進捌拾伍石并公事用途十六拾陸

何様罪科可被申行、仍為向後請文如件 年無懈怠、 貫伍百文・簾文革二枚・節供用途、 可被沙汰候、 若背此請文、致未進懈怠候者! 任承元之請所例、 毎

179

正中元年十二月晦日 惟宗友貞在判

三月二日

勘解由次官光顕上

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四一八号文書ト同文ナリ)

正校了

至五

六波羅御教書写

年三月二日 綸旨・内大臣家御消息酃具如此、子細載状 菅三品雜掌宗清申、薩摩國、分寺領家与友貞和与事、今

仍執達如件、

武蔵修理亮殿 正中二年三月十二日 左近将監御判(範貞) 前越後守御判(貞将)

(本文書ハ『旧記雑録前編一』一四二六号文書ト同文ナリ)

後醍醐天皇綸旨写

楽寺領薩摩國《分寺和与事、菅三位状副雜掌申状如此、

子細見状候欤、 可被仰遣武家之由

天氣所候也、以此旨、可令洩申給、仍言上如件、光顕誠

恐頓首謹言

(本文書へ「旧記雑録前編一」一四二九号文書ト同文ナリ)

〇三七 西園寺実衡御教書写

正校了

見状候欤之由、 安楽寺領薩摩國《分寺和与事、 内大臣殿可申之旨候也、恐ゝ謹言、 綸旨副具書如 此、子 細

三月三日

謹上

越後前司殿

「西蘭寺家」沙弥静祐

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四三〇号文書ト同文ナリ)

菅原長宣状写

武家、致沙汰候之處、友貞望申和与之儀候間、令承諾候

安楽寺領薩摩國分寺領下地并年貢事、先度申下

綸旨於

於武家候之様、 可有申御沙汰候乎、恐々謹言、 早、且雜掌解

計具如此候、

向後可存其旨由、

被下

綸旨

二月晦日

藏人次官殿

(本文書へ『旧記雑録前編一』一四四五号文書ト同文ナリ)

日

十八日披露早、

〇三九 国分友貞申状写

國分二郎友貞謹言上

欲早就領家和談、 被成 綸旨・六波羅御施行上者、 為

後代、任和与状、 宛給御下知、 薩摩國、分寺領下地并

年貢事

副進

通 領家和与状

貢者、 任彼和与状、 就領家和談、 右國分寺領者、於下地者、 舎兄友任為本所雑掌致謀訴之間、 承元以来為請所致其弁、先祖代、無相違令知行之 正中二年七月 為宛給御下知、恐、言上如件, 被成 綸旨・六波羅御施行之上者、 為御家人令勤仕所役、 **捧陳状、欲明申處、** 至于年 為後代

鎮西下知状写

當寺領下地并年貢事 安楽寺領薩摩國、分寺雜掌宗清与國分助二郎友貞相論

二日 内大臣殿可申之旨候云~、如今年三月十二日六波羅施行(寒寒) 具書 如此、子細見状候欤、可被仰遣武家之由:副雜掌中状如此、子細見状候欤、可被仰遣武家之由: 天氣所候也云~、 下 舉状者、安楽寺領薩摩國、分寺領下地并年貢事、 薩摩國△分寺和与事、 令承諾候**亭、且雜掌解書** 如此候、 友貞所出状也、永代不可有子細云~、 鎮西雖番訴陳、所詮、毎年捌拾伍石并公事用途拾陸貫伍 如菅三位家状者、安楽寺領薩摩國分寺下地并年貢事、於 右就訴陳状、擬有其沙汰之處、去年十二月晦日和与早、 百文・簾文革二枚・節供用途等、任先例、 綸旨於武家候之様、可有申御沙汰候乎云、、 綸旨於武家、致沙汰之處、友貞望申和与之儀候之間、 綸旨者、安楽寺領薩摩國、分寺和与事、菅三位状 如同三日西薗寺家御消息者、(実衡) 綸旨副具書如此、子細見状候之由、 向後可存其旨由、 如二月晦日年号同 可致沙汰之由、 安楽寺領 如三月 先度申

下

渚、

今年三月二日 綸旨・内大臣家御消息書 如此、子細載

御年貢京進捌拾伍石并公事用途拾陸貫五百文・簾文革二状候云~、如友貞去年十二月晦日状者、薩摩國 ~ 分寺領

云、者、此上者不及吴儀、守彼状、相互可致沙汰矣者、枚・節供用途、任承元請所之例、毎年無懈怠可致沙汰候

依仰下知如件、

「化条英寺」正中二年七月廿五日「北條英時」(ハッ紙)

「北條英時」

為後證奉行人所加判也、私注 在御下知續目裏判者、筑後殿御判也、私注

宋圓在判下中二年七月廿五日 開奉行安富弥四郎入道 下中二年七月廿五日 秦古三郎入道也

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四四六号文書ト同文ナリ)

〇四一 国分寺領訴訟次第注文写

取亭、被出御下知事者、七月廿九日御評定、同領家御雑掌土天播磨公和与御下知、同和与状被請私注

預所事、

可依下地相論之由、被仰下了、

より、「大学、日本は、一八月一日阿以ニ御越也、

奉行立野殿許ニ上ル、私注文國分寺相論事

當参之間、御書下兩度"及時、友任請文ヲ被捧之間、 上二」友任、□参津之由、不及是非散状云"、其後友任 度之後、使節莫袮郡司"被仰早、仍使節如散状者、□ 度之後、使節莫袮郡司"被仰早、仍使節如散状者、□ 度之後、使節莫袮郡司"被仰早、仍使節如散状者、□ (難) (解2) (解4)

五月廿七日下給ル、

其後安楽寺雑掌祐舜、支状ヲ進覧、其後陳状遅ヽ之由ニ

付書下也、

六月廿三日御引付『友任庭中状ヲ進覧、

如状者、

友貞者

両方可召決云~、而友任無出仕之間、奉行人依 被披露之、任領家御下知、友任仁可被裁許由事、就申状、同廿七日於其身御家人、為□所之地頭之由申之、然者、預所職者、

行皆 被用火星	日之間、	其後掠申 綸旨・
[] 十月十三 日才貞陵中七三 近鹭[六波羅施行□与奪一番御手、可被施 ^(被)
		(巻子麦紙)

○四二 国分友貞申状写 (ロ切レカ、本ノママ) (ロ切レカ、本ノママ) 一通 関東御教書に治二年九月十日 一通 関東御教書家弘長二年七月十日 一通 可護大隅入道、佛奉書弘長二年

國

分氏

古文書

下

異賊警固番役覆勘状

同子息式部丞催促状二月十四日

亡父道本状應長元年潤六月廿四日

通 當寺領相傳系圖 鎮西御教書案守護人敵對所見

右所領者、友貞先祖代、相傳、重代御家人□勤仕之地也、(後) 仍友貞帯亡父道本手継以下證文等、當知行無相違之處、

友任不顧亡父道本義絕状、相語 當國在國司 入道 ҳ 雄、ダダネ゙ҳ

同一族親類等、引率數多人勢、押寄當寺領、焼拂住民等

住屋、致追捕・狼藉、剩違乱當寺領本所御年貢等之間、

者早仰御使、被停止友任狼藉! 名主等寄事於左右、令抑留之条、言語道断之次第也、然 | 六波羅御下知御

教書并御家人役── 元亨二年十二月 □状等、 日 為預御裁許、 恐べ言上如件、

也

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三一九号文書ト同文ナリ)

源賴朝御教書写

在御判「賴朝公御袖判」

薩摩國かこしまの藤内康友ハ、奥州へ御共して、「右大将家御教書」 給暇て

> 所令帰國也、かつハかこしまの郡司職、もとより知行さ **うゐなきよし申、可存其旨、** 給仰旨如此、 仍執達如件、

「天野藤内遠景」 伊豆藤内殿「天野藤内遠景」 一月廿四日

(文治五年)

「内藤左衞門尉」盛時奉「頼朝公右筆」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四七号文書ト同文ナリ)

北条泰時書状写

「武蔵守殿御書」 「北條泰時」「二祖友久」 (ハリ紙)

令参上候、馬允者阿波召人西面衆預候て、下遣 薩 摩 國 候 入洛之後、件輩最前罷上候、以此旨、 入見参候なハ、

薩摩國御家人賀兒嶋馬允之子息右近将監友尚・四郎康忠

急と申暇、可令帰京給候、恐と謹言、(国カ)

九月廿九日「北條武蔵守泰時」武蔵守御判

壱岐前司殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」三〇六号文書ト同文ナリ)

〇四五 北条時氏書状写

「修理亮殿御書」

薩摩國御家人麑嶋馬允康友令在京候、為申上在京子細候、

之由令申候、以此旨、 子息四郎康忠令參上候、罷入見参候なハ、給暇可令在京 可令申入給候、 時氏恐惶謹言、

「武蔵守泰時子」
「武蔵守泰時子」

九月廿三日

進上平兵衞尉殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」三〇五号文書ト同文ナリ)

〇四六 関東過書写

「極楽寺殿御教書」

國分太郎左衞門尉さたとして、ひつしをあひくして、所

参向也、鏡宿よりはしめて、送夫参人、けたいなくさた

をいたすへし、関渡無煩可勘過之状如件、

寛元二年七月廿五日 I 「時房カ」相模守御判「北條相模守時宗カ」

(本文書へ『旧記雑録前編一』四二二号文書ト同文ナリ)

〇四七 六波羅施行状写

「同御教書」

千日薬師仏御供養用途内錢参佰文、 可被沙汰進、 自関東

> 所被仰下候也、 仍執達如件、

寛元四年五月廿七日

相模守御判

國分左衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四三三号文書ト同文ナリ)

〇四八 六波羅御教書写

之處、 汰之以前者、難破先御下知欤、 依令訴申於宰府、可加覆問之由、雖賜御教書、 日被成関東御下知异、 折帋劃吳遺之、此事就問注申詞記、寬元二年十二月廿五 鮫島刑部入道被濫妨池部村田畠由事 薩摩國、分寺沙汰人左衞門尉友成申、 妨勧農、致種、非法云、者、遂覆問之後、 而如令訴状者、彼刑部入道捧押書、 然者、 守寛元二年御成敗 為阿多郡北方地頭 未遂其節 無改沙

守護代

状、停止當時濫妨之由、

可令相觸于北方地頭之状如件

相模守御判

寬元四年九月五日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四三五号文書ト同文ナリ)

〇四九 六波羅御教書写

就先度訴、止新儀濫妨、可糺返押取物等之由、去延應二(狀學2) 宛課役於池邊村、不糺返質物等由事、重折帋如此、~事(此) 左衞門尉友成申、為薩摩國阿多郡内北方地頭、以新儀功、

穏便、早止當時違乱、糺返質物、有子細者、同時企参洛 年七月廿三日令下知早、而于今不事行云≥、事實者甚不 可被遂對決也、仍執達如件、

仁治二年九月十日 「北條政村欤 相模守御判 越後守御判

地頭殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四〇六号文書ト同文ナリ)

〇五 〇 五 〇 六波羅御教書写

之旨、去延應二年・仁治二年両度雖相觸、不事行、 村由事、折帋副具如此、~事新儀違乱出来之由、今訴訟 但有殊子細者、明春二月中令参洛、可被遂對決之状如件、 領下地云~、 事實者甚不穏便、 早可被停止新儀押妨也、 左衞門尉友成申、為薩摩國阿多郡北方地頭、被押領池部 剩押

仁治三年十一月十九日

相模守御判

(本文書へ「旧記雑録前編一」四一四号文書ト同文ナリ) 佐部嶋刑部入道殿

〇 五 一 関東御教書写

十二月晦日、可令勤仕之状、依仰執達如件、 京都大番事、催具薩摩國御家人等、自明年七月一日至同

弘長二年七月十日 武藏守御判 「執権北條長時欤」

島津大隅前司入道殿 相模守御判

|執権北條政村欤]

(本文書ハ「旧記雑録前編一」六三九号文書ト同文ナリ)

〇 五 二 島津忠時書下写

「三代友員」(ハリ紙)

被参勤候、但寄事於老耄出家、被立代官事、 京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可 御誡候也

可被存其旨之状如件、

弘長二年八月十一日

沙弥在判(島津忠時)

國分左衞門尉殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」六四五号文書ト同文ナリ)

「御家二代忠義公道佛」

島津忠時大番役請取状写

〇 五 三

「三代友員」(ハリ紙)

京都大番事、被勤仕候之由、承候早、同市来院分父子相

共、以同前候、今者可有帰國候也、穴賢へへ、

在判 (島津忠時)「忠義公御判」

正月卅日

國分左衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」六四六号文書ト同文ナリ)

○五四

島津忠時大番役催促状写

様候也、あなかしこ~~

二月十四日

國分左衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」六四七号文書ト同文ナリ)

京都大番役之間事、急丶可被勤仕候、又中務丞殿書札加

在(島津忠時)

五七 島津忠宗警固番役覆勘状写

永仁元 九月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、三箇月勤仕如件、

正應三年十月一日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九三三号文書ト同文ナリ)

島津忠宗警固番役覆勘状写

要害警固役事、三箇月、以代官大学入道被勤仕了、 仍執

達如件、

正應四 九月晦日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九四三号文書ト同文ナリ)

筥崎警固番役、三ヶ月、以代官被勤仕候了、恐ゝ謹言、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九八三号文書ト同文ナリ)

島津忠宗警固番役覆勘状写

警固役事、自六月至七月、被勤仕候了、仍執達如件、 永仁二七月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九八九号文書ト同文ナリ)

〇五九 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、以代官被勤仕候了、恐ゝ謹言、 永仁四 十月六日 忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一〇〇三号文書ト同文ナリ)

○
六
0 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、以代官被勤仕候了、仍執達如件, 永仁五九月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一〇一四号文書ト同文ナリ)

島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、以代官被勤仕候了、 仍執達如件、

永仁六九月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、去秋分、以代官被勤仕候了、仍執達如件、

正安元十月十五日

忠宗

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一〇四一号文書ト同文ナリ)

沙弥道本義絶状写

義絶 土与壽冠者事

麑嶋尼寺田御年貢、結句相具彼白拍子、令遂電早、或守 右、彼冠者不調条~、令自愛白拍子、令私用國分寺御領

護代平内兵衞入道ヲ入中、書送起請文間、存其儀處、一

希代為不調仁之間、永令義絕早、其後又所令自愛白拍子 、令自破起請文、不恐神明、不恥守護代、不憚親所存、 薩摩國分寺相傳次第

公家・武家、仍為後日義絶之状如件、 於道本所領者、雖段歩、 然者、於土与壽冠者者、 令逃間、号尋彼白拍子、重又遂電之条、不調令至極者也、(逐) 不可有競望之儀、 不可有親子之儀、永令勘當早、 以此旨可令申

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一四四号文書ト同文ナリ) 應長元年潤六月廿四日 汰弥道本在判

〇六四 鎮西御教書写

有 前司入道背催促否、 薩摩國分寺雜掌申、 仍執達如件、 押取狼藉以下事、重訴状如此、下野 可尋注進之由、被仰下候、早可申左

元應二年十月十一日 前遠江守御判「鎮西探題北條随時」(ぐり紙)

「鎮西採題北條随時」

袮寝郡司殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一二七六号文書ト同文ナリ)

〇六五 薩摩国分寺相伝次第写

> 〇六六 鎮西御教書写

「奉行人大保六郎入道契道 二番御引付也」

火・狼藉等由事、訴状書」如此、為糺明、早可令参決、 致追捕放

薩摩國御家人國分二郎友貞申、押寄國分寺領、

仍執達如件、

國分彦次郎殿

元亨二年十二月廿日

「九刕探題北條英時」修理。亮御判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三一八号文書ト同文ナリ)

康友——藤内馬允 -友員進名 備後守 - 友賢 道本 道本名 -康村允 康四 忠 友久—— -友 佐 郎

〇六七 国分友貞重申状写

薩摩國御家人國分次郎友貞重言上

舎兄彦次郎友任、違背召文不参對上者、急速欲被處罪

科 追捕放火以下事

副進

通 御教書案 元亨二年十二月廿日

右、子細載本解状、具言上早、仍被下召文之處、友任不

参陳之条、自由之至也、然者、云友任、云同意与力之輩、

元亨三年正月

為被行罪科、重言上如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三二六号文書ト同文ナリ)

鎮西御教書写

「正廿八日阿江ニ御帰之時國分殿進ス」

國分次郎友貞申、薩摩國分寺領追捕放火・狼藉事、 重訴

状如此、遣召文訖、来月十五日以前可被参决、仍執達如

元亨三年正月廿三日

件

「北條英時」修理亮御判

國分彦次郎殿

(パリ紙)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三二五号文書ト同文ナリ)

〇六九 国分友貞重申状写

國分次郎友貞重言上

御尋違背實否、欲被行其身於罪科、 舎兄彦次郎友任、背日限召文不参對上者、仰御使、 押寄當寺領致追

有

捕・放火以下狼藉事

副進

二通 御教書案一通先進异

右、友任違背度、召文不参對之条、 難遁罪科故也、然者、

被處罪科、重言上如件、

仰御使、有御尋違背實否、云友任、

云同意与力之輩、

為

元亨三年二月 日

(本文書へ「旧記雑録前編一」一三二八号文書ト同文ナリ)

0 10 鎮西御教書写

國分次郎友貞申、薩摩國分寺領追捕放火・狼藉事、 重訴

状如此、 起請之詞、可被注申候、仍執達如件、 同彦次郎友任不應度、召文云、、 相尋實否、

載

任違背實、欲預御裁許、

押寄國分寺領、

致追捕放火・

元亨三年二月廿六日

莫袮郡司殿 「北條英時」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三二九号文書ト同文ナリ)

() 七 -平成貞請文写

二月廿六日御教書、相觸同彦次郎友任候之處、 可罷蒙候、 由、不及是非散状候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰 國分次郎友貞申、薩摩國分寺領追捕放火・狼藉事、 以此旨、 可有御披露候、恐惶謹言、 稱参津之 就去

元亨三年四月二日 平成貞「莫袮郡司」 「莫袮郡司」

(本文書ハ『旧記雑録前編一』一三三二号文書ト同文ナリ

- 도그 国分友貞重申状写

國分次郎友貞重言上 舎兄彦次郎友任、乍為當参不進陳状、送数ケ日上者、『月カ』

> 狼藉、 難遁罪科子細事

不及陳状、送日数上者、急速為被行罪科、重言上如件, 右、子細載本解状言上早、 而友任就使節催促、乍令参對

元亨三年五月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三四〇号文書ト同文ナリ)

 \bigcirc t \equiv 鎮西奉行人連署奉書写

遅~云~、不日可被明申候、 國分次郎友貞申、追捕放火以下狼藉事、重状如此、 仍執達如件、

陳状

元亨三五月九日

「二番聞奉行下廣田新左衞門尉」 「大保六郎入道」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三四一号文書ト同文ナリ)

國分彦次郎殿

譲与

相傳所職事

在

薩摩國 阿多院田并宮男田薗等 八幡新田宮執印并五大院々主職事

散在宮五大院薗等

用作五町五段拾代内

甑町一丁一反卅 竹原町一町一反

原田一丁

左恵田五反

高坏六反

開門田一反卅

市比乃原田一丁

本免田拾伍町玖段内

山門三丁

牛屎一丁 牟木三郎丸一丁

勸同一丁

入来四丁

宮里二丁

光富一丁九段

久乃給二丁橋等修理、但執印進止也、

新免拾陸町牛屎・宮里募之、

行無相違、而相具次第調度之本證文等、所譲与嫡男左衞 右、件兩職者、迎阿弥陀佛相傳之職也、 領掌年久、當知

門尉惟宗友成實也、更不可有違乱、但庶子等處分之口、(%) 於田畠立用免田者、可令知行、次男等用作外水田者、自

執印所遂檢注、任得田可納所當、於斗代者、可守先例、

又如任析、大事出来之時者、随分限可計宛、毎年見参析

兼定員数令支配异、又大物船引之時、指入大人数之折者、

庶子分在家可催仕、兼又友成一期之後者、相具本證文、

可讓三男右兵衞尉康秀、其時者、 康秀所带者可讓友成子

息、此儀至于子々孫々、相互不可有違乱、抑所請申御年

代々之礼奠、更不可有懈怠、又社務之間、不可行非儀 **貢已下御公事、** 殊致丁寧、 可盡忠、又恒例佛神事、 守

可致憲法之沙汰、宮領知行子息等各為一身同心、可令本(全力)

所公役、仍所譲与如件、

寬元元年八月十日

八幡新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀佛

右衞門尉惟宗

右兵衞尉惟宗

可進、

如任析大事之時者、錢陸貫可訪、於薗地利物

時、入大人数之時者、人夫可催渡、

歳末節析、

済使同毎年御米運上船具、任先例可取進、

大物船引之 任先例

野畠麦・苧・桑者、一向付師久早、用作参町外者、

請所、 或檢注、可為公文所沙汰、委旨在讓状、

然而

或 為

後代不審所注置也、

三男右兵衞尉康秀分 五大院之内限志多江西田者令散在、又除城五郎蘭定

次男右兵衞尉師久分

大中島水田薗等

本免壹丁宮里

新免拾丁牛屎

江上薗一曲

四郎別當薗壹所

本免貳丁六段內一 市比乃浦但除原田一丁

四反吉永、二反延時了一丁時吉御霊田募了一丁東郷

薩摩郡御霊田

新免伍丁二丁牛果

用作貳丁陸段内 五大柳田八段

同橋口六反

中嶋柳田八反

同

蔵町四反

同前薗壹所 中古公文所 可勤事

當時居薗壹所

用作参丁

原藤太薗壹所 大跃田陸段有勤

國

[府太郎薗壹所

年ハ錢壹貫參百、一年ハ錢陸貫、 市比乃栗・柿随出

也 如瓦板物、随有可取、定使者、可為公文所成敗、小弁 来分限、可上公文所、正月一日所司・神官・神人等析 狩月仁一度許自執印所可狩、三ヶ年一度船造之時、

長入道薗一曲并作薗

藤次郎居薗北作薗

源次郎別當居薗

下部德万古薗壹所

當時公文所北蘭壹所

可勤事

年者錢壹貫参百、一年者錢陸貫、任析之時者、錢陸

大物船引之時者、人夫可催渡、三年一度船造

貫可訪、

之時者、加治・大工可致召仕、節析可任先例、定使・ 弁済使者、可為公文所成敗、毎年御年貢運上之時、 船

作貳丁六反之外、於水田者、 具足任先例可取進、薗地利物野畠、 請檢田可弁所當也、委旨 一向付康秀异、用

在讓状、然而為後代不審、重所注置也、

惟宗一子分

本免壹丁是枝

新免壹丁牛屎 森尾薗壹所

横岐居薗壹所

可勤事

本家見参料、一年者錢貳百、一年者錢伍百、可沙汰渡

支配可沙汰、 薗地利物 一向付了、 公文所、任析時者伍百可沙汰、安居召物之時、随分守

惟宗二子分

用作五大川邊壹丁

本免壹丁若吉

新免壹丁宮里

五大城五郎薗壹所

丹次太郎居薗壹所

可勤事

本家見参料、 一年者陸百、一年者壹貫伍百可沙汰渡、

任析之時者、壹貫伍百可沙汰、安居召物、薗地利物

惟宗三子分

向付了、田所當同、

本免壹丁若吉 五大修正分壹丁

新免壹丁宮里

藤次古薗壹所

貝太薗壹所

大内侍薗壹所

鳥居前古公文所又移他所之時可令一圓、 可勤事

本家見参析、 公文所、任析之時者、 一年者陸百、 **壹貫伍百可沙汰、** 一年者壹貫伍百、 安居召物可沙 可沙汰渡

以前讓状如此、 汰、於薗并用作地利物者、 一事不可有違乱、六人子息等、各成 一向付了、

来之時、守公文所御下知、可致其沙汰、住人等訴訟出来 印之沙汰、又執印上洛之時者、 同心之思、 可令本所御公事、又於檢非違所職者、(全力) 随分可有志、 平均公事出 可為執

息者、 可見互譲状、 速可為執印沙汰、 仍為向後龜鏡、 雖面ҳ譲状、 所譲与如件、 所詮、不審出来之

者、可蒙公文所裁許、又不用讓状之旨、

於令違背執印子

畤

寛元元年八月十日

新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀佛

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四一五号文書ト同文ナリ)

〇七五 国分友兼重申状案写

薩摩國御家人國分備後次郎惟宗友兼重言上

欲殊停止同國新田宮執印四郎忠兼謀陳、

任曽祖母迎

東 阿弥陀佛大間帳并前、御沙汰例、 申入本所、 蒙安堵御成敗、 當國東郷大白名主職(中カ) 給御挙状、進上関

事

副進

通 関東御下知案正應二年四月七日

身

右、

忠兼陳状云、

如祖母尼迎阿讓狀陽大者、

八幡新田

宮

仍友成子息友教相承之後、 右兵衞尉康秀或兼 友成實也、 執印并五大院~主職事、 兼又友成一期之後者、相具本證文、 其時者康秀所帶者可讓友成子息云~、 件兩職者、 讓与于舎弟忠兼童名犬条、云 所讓与嫡子左衞門尉 可譲三男

成子息、 此儀至子々孫々、 相互不可有違乱云~、 而至于

友成一期之後者、可讓康秀、

其時者康秀所帶者

可譲友

友教譲状、

云本補任、

明鏡也云~、

此条如件大間状者、

子々孫々、 く主職者、 擬塞友兼理訴之条姧謀也、 守彼大間状、友成一期之後、康秀法名道教知行 相互不可有違乱之由乃肝心之句於令書除天 既於友成本領、 執印并五大院

之、子息重友令相承、主于子孫無相違之上者、(至) 秀本所帶大中嶋名田者、又友成嫡孫友兼可領掌之道理必 其替之康

然也、

而今道教康秀子息忠兼背本主迎阿譲状、

令致濫妨

之条 殆非一、不審端多、 争可遁教令違犯之罪科哉、 先彼讓状者友教自筆欤、友教者右筆 且带友教讓状由事、疑

仁也、 縦雖為自筆、 若於為他筆者、難備鏡證欤、尤欲被召出正文是一、 友成·康秀兄弟分領相互令相傳、 至于子孫

不可有違乱之由、 難破祖母迎阿之大間帳欤、 迎阿状明鏡之上者、以友教自由之手継、 且如傍例者、筑前國御家人峯

欤二、次迎阿·友成遺領等子孫相承之時、 母迎阿誠大間状、 弥三郎入道 < 念与高松平四郎入道阿寂相論**、** 阿寂背祖母誡状、令沽却之處、被賞彼誡状、 道念預御下知畢、 令濫妨當名之条、 彼御下知進覧之、 殷鑒不遠、 為後證 而忠兼背祖 寛能丸名田 商略暗在 今年四 加 子

勿論也云~、

此条、

就今陳詞、忠兼弥不可知行之旨趣

月七日、

上於公事・課役分限者、見本證文云、、 本證文者、

略也|||、次稱友教讓状之文章、大略模友成讓状詞欤、

加一族證判之處、

背先祖之流例、

無證判之条、

相副本證文於手継、譲与忠兼之由不書之、於為實書、 本自友教存生之時、 友成本讓状欤、以友成讓状案文許、 不書与欤、 依不令相傳本讓状正文、 雖引寫其詞、於今狀 所謂

云く、 相具本證文不讓与哉是、 友教早世六ヶ年以前之状也、 次今忠兼所進状案者、弘安四 其時者無加冠之儀、 年

就中非衰老之齡、 与之企、何閣内戚数輩之親昵、 童名鶴熊也、令書友教名字事、眼前謀略也是、 非病患危急之身、 可讓落胤外戚之舎弟哉、 弘安四年者年少平安 縦雖有譲

友教・友清共以友成子息也、 也、譲状事旁以今案矯餝也六、次同状云、友兼承伏 忠兼為友教舎弟之間、 相傳

戚為先、 **令露顕畢、** 於外戚者、 其故者、 非御沙汰限欤、 尋家之余流、 糺人之氏族時者、 忠兼以謂落胤之一腹 以内

何可募申友教舎弟之由哉、 如令申先段、友成・康秀兩流

息等暑判於讓状欤、号今友教之讓之状、

為實正者、

尤可

之所帶、

至子、孫、不可有違乱之由、

本主令誡置畢、

忠

196

眼前之謀

其

之處、 亡父友員之舎兄氏先父友成令早世之間、「本書友之字落」 承之、 訴可糺 分之證文者、 避与友成之間、 友成存生之時、 成余流之外、 挙状等、 以下證文可相承之由無所見云~、 大間帳者、 与犬夜叉由事、 教譲状、 弘安四年異國合戦時毛、 友教者、 人可稱嫡子哉、次同状云、 同状云、 兼者康秀進名子息也、 取欤、 書除本證文字之条謀略也、 今就友兼之理訴、 無可相 自幼少之始至于死期、 友兼者次男友員子息也、 如忠兼進覧之状者、 友成一期之後、 道教争不申子細哉、 誰人可及競望哉、 而道教不申子細、 眼前姧謀無其寄之状文也、 本證文相共令付渡道教畢、 承之所見者譲漏 **友成令分譲子息等畢、** 友成子孫相傳所帶不能悕望 付友兼手、 始而可為道教文書由、 相具本證文、 扶持詞新謀也云、、 為蒙古合戦令上府之間、 友員·友兼二代令扶持之、 欤 友成・道法・友兼三代相 仍於執印・ 此条 若於令恪惜者、 如彼状者、 難稱嫡孫云~、 令致合戦畢、 可為讓漏者、 其時於令殘留道教 友員之外者、 関東御教書・ 可讓康秀由書載 於道教所帯者、 院主兩職者、 次同状云、 関東御挙状 此条、 令掠申之 而(号 友ク) 欤、 尤及上 嫡子友 此 条 於 誰 御 如 譲 次 関東 然也、 印 武家御返事・ 可 沙汰并同御教書之条、 式目嚴重之處、 殿御成敗者、 令掠申之条**、** 由被定置异、 領家下文、 其科哉云~、 条 分状也、 執印職之旨、 緒之由可掠申哉、 '申入本所之由、 院主兩職本證文事者、 新謀之至也、 御 教書 尤可留于嫡流 准 此条、 等 准三代 而以 濫訴之条、 事 子 細載先段 也

進十二月四年。最明寺殿御返事者、進十二月付建長(北条時額) 相具本證文可讓道教之由、 致非分押領之由掠申趣、 御教書併抑留之、 如傍例者招罪科之謀陳 忠兼寄事於本所、忝令勿緒(窓) 関東御恩、 次同状云、 令言上事者、 争可及御信用哉、 西國御家人者、 関東御口入地、 争可遁重科哉、 将軍家御下知、 非御 令申先段**异、** 雖載之、 令勤仕守護役之条、 **友兼背大間状欤**、 信 不顧身科、 奉蔑如本所之条、 奉重本所之故也、 用限云 自本所被補 本證文以下大間帳 也 以寺社惣官 次同状云、 向為本所 給 難被改替之由、 3 大間帳者諸子配 随 可宛給道教 而於 関東御挙状 此 最明寺殿御 Ż 条 如彼状 為先規之 如友兼所 子 國司 円之由 争可 最明寺 何奉忽 於 細 執 御 遁

何為道教文書之由可稱申

畢

但

道

教

忠

兼

等

以 関東御口入地、為本所御進之由、令立申之上者、非(゚∀゚ト)

拳状、可言上本所由哉、先進状之處、如忠兼陳状者、此 御教書帶持之器、依何可望申哉、存外之次第也、 次給御

条逆訴也、以本所御挙状、 申入 関東之条、定法也、

自

関東被申入本所由事、

可令参差云~、此条、

賜本所

東御口入地者、専申付 関東御挙状於本所、令安堵之条、 御挙状、令申訴訟於武家事者、本所一円地事也、於 関

狀哉、 諸國一同先傍例也、而忠兼存何様子細、可為逆訴由載陳 次同狀云、此者依友成依令相承、宛給本所任補、

知行之由、忠兼自稱上、忠兼全非友成子孫、被載本主誡 令相傳知行當名之条、忠兼令承伏异、既非友成流者、難 忠兼當知行之處、

友兼非指相傳之仁云、 此条、友兼可

状之康秀子也、何可号友成流哉、 友兼者為嫡孫, 帶

後者可喚俗名由事、此条、忠兼加冠事、就自稱始而承之 謀之子細度~事舊畢、次同状云、犬夜叉名字事、元服以 仁之条、 関東御教書御返事等、令勤仕御家人役之仁也、友兼當其 道理必然也、 何非相傳由可掠申哉、又讓状為姧

况名字事不存知之間、

載童名者也、

就名稱書載其實

位暑者、 御家人云~、 如同状中詞者、執印職為本所進止(署) 事、難准忠兼儀欤、 依為枝葉、不及返答、抑如忠兼陳状

阿大間讓状并先、御沙汰例、給御挙状、 云~、然者、以何職御家人之由募申哉、 也、尤分明可弁申也、所詮、被停止忠兼謀陳、 事与意令相違者 言上 関東、 任本主迎 申

正應二年十月 日

入本所、為蒙安堵御成敗、

重言上如件

〇七六 導証書状写

「真本高岡河上笹右衞門家藏」

まいらせてこそ候へ、さてハこのさたのあひたの事、と 御下向道のほと、何事候つらん、 あひまいらせ候はぬよし申候へハ、おほつかなく思やり かくりきの罷上て候も、

かくさしあひ候て、ニ今令延引候之条、存外事ニ候、いーデラ」

ひほうをし候とも、ゆめ~~あしさまの返事すへからさ のちとうの事ハ、申さたすへきにて候や、いかやうなる かさまにも候へ、出家沙汰事きれ候て後、いさくた河上 名之上、不及巨細、高木太郎家継并二郎大夫家兼等傍例

地頭(代脱丸)

₹ きの時ハ、連〻に世間不定可仰給候、 申さたすへく候也、 はほとなくこときれ候ハんすらんと覚候へハ、とくく るよし、 この出家のさたも、 さたの物ともに、 又御下之後ハ、ふしんなく候、 よく/~おほせふくめらるへ さのミハのひ候はし、 毎事期後信候、 ひん いま 恐

七月廿五日

「市来政家」 (花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」一一七五号文書ト同文ナリ)

橋口殿

○七七 新田宮沙汰証人交名注文写

注進於新田宮尹____ 道道然所持候間、 有御尋人 (*之事カ) 自社可買之由令申之条、聞及否、 上宣等、 國分助二郎入 可

渋谷人と、 副田地尾「欠」・ 新平次入道。 寺尾「欠」・中村地頭・ 弥平三入道•車内又二郎入道•(同為重) 副田・山 楠本

高城郡

當國守護代酒匂平内兵衞入道子息兵庫允、

音丸地頭代青□・収納使太郎兵衞入道・在國司兄弟等 ^(虿カ) 地頭代大蔵左衞門入道・温田地頭代衞門次郎入道・観・オート

武光弥三郎・舎弟伴三郎入道・上村六郎入道・舎弟三(経兼)(入道殿々) (兼治)

郎入道、

薩摩郡内'

道・延時・富長・赤佐水性仙・光富又二郎入道・白濱 弟三郎四郎・成富太郎・同舎弟彦二郎・山 道・郡司吉富又太郎入道・成枝領主上野四郎太郎 分地頭代本田民部入道•一分地頭小田 原弥二郎入 田九郎入

三郎入道・同五郎入道・同孫六入道

宮里郷地頭式部孫七・三分二地頭高崎二郎入道・郡司

九郎入道・益富・松本入道・弥五郎入道・又三郎入道・

弥六 又太郎入道・又二郎入道・弥四郎入道・三郎二らう・

高江石塚三郎入道・同又太郎入道・同平七入道・同小「鸙王丸性仙」	「欠』	弥六入道・禅理房・安養寺院──欠』
问又太郎入道•		女養寺院二一欠二
同平七入道・同小		

反

四郎入道・同三郎四郎・又四郎入道・大三郎入道・五

(エルピタン) 郎太郎入道・紀平三入道・紀藤五入道、

長崎寺浄観房・源朝房・正末三郎入道・堀切六郎太郎(宝郎脱々)

一市来孫太郎、(時家)

入道・了性房・六郎二郎入道、

一東郷三郎左衞門入道・子息左衞門入道・鳥丸在國司四

郎入道、

右、為有御尋交名人注文、粗言上如件,

嘉曆三年月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四九八号文書ト同文ナリ)

〇七八 某覚写

貨写

國分氏元祖友久也、安楽寺領天満宮國分寺と號ス寺、一

ケ國ニー寺ツ、有、其寺領を司り、國分を家號とする欤、

満宮之國分殿と記ス、其上于今嫡家國分次郎右衞門宅地又河内天満宮之社を司ル欤、其故ハ上井勢州之日帳『天

天神を奉觀請候、此家中古不詳候、高麗御出陣前、

諸

帰朝候時、高五百石可被下由候、其時國分左京自力 "右士"被仰渡候ハ、此度自力"高五百石之軍役相勤候ハヽ、

高之軍役。而致渡海候、御出陣前、先高二百五十石被下

候、其類五六人有之候、帰朝之時、残高之儀致言上候處

衞門地頭職被仰付候、其孫次郎右衞門なり、國分仲左衞私領無之候間、右之高『て可然之由候、左京子國分十右』、被仰渡候ハ、國分氏ハ河内天満宮之社領八町を主取、

仕戻、其外之國分皆一族たるへく戻、門先祖國分但馬、其子帶刀両代、御別當仕、

御心安被召

仕候、其外之國分皆一族たるへく候、

右諸家大概由緒書之内を書抜者也、

享保十乙巳年三月 日

兼

其嫡子明法得業生友廣、其嫡子内舎人太夫判官康

執印職之儀、上世

(麦紙)

惟宗姓執印國分一族由緒大概案

〇七九 惟宗姓執印国分一族由緒大概案

宗親王と、其裔孫從二位宗大納言友国之四男主典代友親王之嫡子慶頼王、承平二年初而惟宗姓を給り、号惟共に惟宗姓なり、其本共に惟宗姓なり、其本

た庄薗等被宛行、致繁栄連續せしむ、元祖康友へ四男友、於

・ は、多勢を率し属将軍方、自他国諸所の軍功群の軍務に労し、 口宣・倫旨・将軍家御家人に而執印・国分、鎌倉将軍以来子孫世々将軍家御家人に而執印・国分、鎌倉将軍以来子孫世々将軍家御家人に而執印・国分、鎌倉将軍以来子孫世々将軍家御家人に而執命・国家御代、御文書等過分頂戴せしめ、此中元弘・建武之乱に、多勢を率し属将軍方、自他国諸所の軍功度、於

を請、執印三代三郎兵衞尉重友と改む、せしめ、国分元祖友久三男三郎康秀養子となり、家督せしめ、国分元祖友久三男三郎康秀養子となり、家督

を改め、子孫繁栄せしむ、

後に平野"改む、四男同四郎康忠、号五代、 銘々家号

鹿児島次郎友久、後に国分と号す、三男同三郎友家、

子あり、嫡子鹿児嶋太郎康村、後に執印と号す、二男

禁裏御政務之時、新田宮祭礼に毎歳

御代≧私宅江 其外進献之式あり、 之節は、 を蒙ると代く家傳せしむ、 禁庭被思召上、 堂上方執印職とし勅使下向ありしに、 銘~拜領物難有被仰付承、 執印へ御差入、 御差入有之、 康友子孫代とへ右職被宛行之由、 家内妻子迄進上物差上、 御盛塩者當家督妻より差上、 大守公初而新田宮へ御社参 御参序御上下之節者、 尤毎度御社参之節も 遠境旁御難儀に 御目見被 勅 向 許

国分氏元祖友久、 御目見等之節者、 社領之儀、 禁裏元曆之比執印職補任之節、 内屏風城致居住、 ~新番勤 二而被差越、 同所天満宮別當職被宛行、 堂上管原氏代~領家にて支配有之候処、 右惟宗康友二男にて、 御太刀進上仕、 右 両職相勤、 旁難有次第奉存候事、 父子兄弟同断致下向 薩摩国高城郡国分寺留 寺社領令支配候、 江戸詰被仰付候砌、 父康友於 右寺 右

用途銭拾五貫文・簾文革一枚、

通元祖友久へ被宛行、

至子孫毎年為京進米八拾五斛

元弘年中迄無懈怠代 之比迄

₹

勤申候

家隠居家督初而之

田於御仮屋ニ

御機嫌窺申上、

生肴一折進上致来候、

當

本引城を略ス、是より薩州家代、領之、「大三」では、北京城を略ス、是より薩州家代、領之、「大村の一郎居民候儀不相叶、友積初而庭府へ罷出、たりの一文明十七乙巳、高城・東郷之両氏起而、水引城を陥る、入来院又七郎一文明十七乙巳、高城・東郷之両氏起而、水引城を陥る、入来院又七郎(侯、友久より拾五代之孫平次郎友積迄者川内国分:罷民、友久より拾五代之孫平次郎友積迄者川内国分:罷 り、 書等被成下、 にも相見得、 四年八月十七日、 令京進、 之節者、 国分五代次郎友員者、 前国早良郡之内なと地頭職、 孫京都大番役・箱崎警固番に相勤、 守護師久公属御手致軍労、 国分左衞門尉友久、 勿論當家鎌倉将軍家以来御家人にて、 其子友重ハ初属宮方ニ、 繁栄之家二而候、 於筑後国筑後河邊二打死、 元弘・建武之乱に属宮方、 川内国分之城主ニ而罷 将軍家被成下、 将軍家より御感之御教 忠久公初 軍功に依候而 後に将軍方とな 而 是太平記 致繁栄候, 友久子 御入部 延文 ハ筑 在

仰付、 下 るよし、 御心付として御高弐百石并上滑河へ居屋敷 入候者多く有之候、 川内寺社領之儀ハ、 嫡家国分平次郎ニ 夫より於鹿府治乱共に御奉公致、 勿論平次郎家之儀、 者一族中にも代 其時迄ハ鹿児嶋より支配致た ₹ 基より小番相 小番 壱ヶ所 地頭職等被 被召 被 成 候間不及記候、

子孫世々地頭職等被仰付、

嫡家五代周

天満宮、 高城郡国分寺、 村上天皇應和三癸亥:御建立、 聖武天皇養老年中二依勅願御建立、 右寺社御

往古中郷・大小路都而国分と相唱、 立儀、 銘 縁起ニ委シ、 勿論寺社領之儀、

₹

付 平野氏元祖友家ハ、 政と名乗候由及承候、 公御代国分丹後守友政御心安被召仕、 諸所へ過分ニ勅許有之候、 となる、 御使役・地頭職等被下候由、 其後平野ト改候由、 鹿児嶋郡司康友之三男鹿児島三郎 其子孫平野六兵衞二而候、 文書に相備る、 中古之儀不詳候、 左候而平野丹後守友 平野と改号被仰 代 龍伯 ₹

之比、 代、犬追物射手組等:相見得、 後に五代ニ相改候、 五代氏元祖康忠、 上古系圖に川内之五代之名主トあり、 諸所御取會に御奉公・軍功之之儀共、 惟宗康友四男二而、 鎌倉執権等之古文書二相見得、 就中天文・天正・文録(禄) 其後子孫致繁栄 鹿児嶋四郎 旧記に詳 ŀ 号 其

小番相勤候、

是嫡家二而可有之と存候、

多、有之候事

左衞門二而候、

小番相勤、

族中致繁栄、

小番相勤

者

建

吉永氏元祖師久ハ、 薩州市比野郷之領主、 国分元祖友久之二男、 古系圖二市比野名主トあり、 号右衞門尉、

應

文和之比迄ハ繁栄いたし、 元久公御責取、 永二年迄在城之所に、 家勢相衰 同三年辰子正月十三日、 同三年出水知色城青に、 子孫出水郷士二数家有 守護 吉 之

之御教書被下候由、 永孫三郎 師久公属御手致軍労、 旧記:相見得候、 室町将軍家より御感 嫡家吉永午之助

と相見得候

羽嶋氏ハ當家元祖久成国分六代家督平次郎友重入道禅友久ョリ 児嶋・武村、 相譲り、 恵之二男国分次郎四郎江、 羽嶋豊後守と致改号候、銘ゝ譲状致所持候 薩摩郡羽嶋之郷、 父友重所領之内鹿児嶋郡 其外川内川より向之地 麁

御家人と相見得、 應安四年より應永四年之比迄、守護師久公へ相附軍労憲安四年より應永四年之比迄、守護師久公并ど守 御代々御文書等数通頂戴せしめ、 致繁栄候、 いつ比羽嶋没落いたし侯 室町将軍家之時

致

良邊へ罷移、 哉不存候、 相見得候、 古文書相見得侯、 族致繁昌侯 没落後川内・百次・山田邊へ罷在、 羽嶋氏所領川内川より向之地相譲り候事、 又其後天正・文録之間末吉へ罷移り候様 嫡家末吉郷士羽島新左衞門と相見得 其後串

向井氏元祖宗七郎友茂ハ、羽嶋氏元祖久成之孫(マトン) 男二而、父、武 孫向井十郎太夫と相見得候、代々小番相勤候、 軍労御奉公相勤、 家号を冒し候由、 所領之内川内之向田邊相譲り、 御心安被召仕、 御家御代々諸所御取會に致御供、 地頭職等被仰付、 向井之 ≷致令

申事候、

市来氏八文字

右執印・國分系圖文書家傳之説、又者旧史書以 冷所
≷載

附 禄

市来氏、上世大蔵姓之人、 大蔵之家房と申人男子く女子はかりにて、子なく 代々市来院郡司職ニ而 其女子国分 誤候処、

> 其所生之男子ニ、 家督二代左衞門尉惟宗之友成妻となり、男子数多出生、 外祖母寬元二年市来院郡司職ヲ譲り、

候由、 候而、 政家子孫別而致繁栄候事、 郎号友光、 市来太郎号政家、 高岡郷士河上笹右衞門ニ而候、是ハ于今ニ大蔵姓を冒 市来氏寛正年中 実姓惟宗を名乗り、 又河上とも号し候、 其弟:同所河上郷を同譲 守護立久公御責取三而断絶と 代と市来院之郡司職たり、 旧記に詳なり、 左候而政家不改姓を 9 橋口子孫 橋 口次

民部太夫惟宗廣言養子となり国分友成相成候と申事、 専當国分氏之家督直し、求名を冒候、古文書段、有之、 八文字廣言養子ニなり候儀、 執印・国分系圖文書:無之、尤友成ハ仁治・寛元之比、 所見無之候、 委相糺候

可相知事二候、

市来氏嫡家之儀、

存不申候

有之、右久俊者伊集院四代忠国九男二而、 文明二年天満宮棟札こ、 年子年、久豊公知覧之内長里を拜領 水引地頭今給黎長門守久俊と 然者其後文明年 應永二拾七

中二水引地頭職ト相見得候、為考記置、 中水引地頭と相見得候、 其後、 文明年

(表紙)

此書ハ国分十文字記置者也、

惟宗姓市来氏辨疑

内、其證書不相見得候、勿論執印氏基惟宗姓二而 氏・吉永氏・市来氏、皆八文字民部太輔惟宗廣言裔孫と 惟宗姓執印氏・國分氏・平野氏・五代氏・羽島氏・向井 六十二代醍醐天皇第五之皇子三品兵部卿保明親王之子慶 家傳あり、然共執印・国分両家之古系圖・古文書数通之

OVO VO

惟宗姓市来氏辨疑

人皇

頼王之苗孫宗大納言友國四世之孫、執印元祖康友二而侯、

スペスススススススススススススススク二代友成嫡子友氏有故而不為家督、友氏之曽孫久成初六代平次郎友重三男 康友二男友久國分氏、三男友家平野氏、 蘇谷久時と家格之争論有之、古文書之内左之通相見得候、 来院之領主ニ而罷居候哉、 初而當國御入部之節、騎馬之御供二而被罷下候、左候而市 久之乱於宇治川戦死、 宗大納言友国嫡子國廣之嫡男なり、 號市来太郎惟宗政家、扨八文字廣言者、古系圖見ルニ、 市来院郡司市来大夫大蔵家房之譲而、 成之六男政家号市来、 各家號を建候、 同時郡司・領主之両司有之候哉、此儀後考を待、 而冒羽島号、 又久成之末流號向井、 吉永氏者国分友久二男師久之後なり、 其弟友光号橋口、 子孫なし、 其砌市来者市来家房郡司たり、 廣言者 廣言嫡子忠康者、 市来氏者國分二代友 為市来院之領主、 政家者得外祖父 四男康忠五代氏、 御太祖忠久公 政家阿 承 玉

基言— 撰之系圖を見ハート、八文字民部太輔世子なく、 此等之儀中々難證事ニ候、 古譜:薩摩國司島津忠久、 国分氏ニ顕然たり、然者友成八文字家ニ養子之所 無覚 元年中者國分二代友成家督之内ニ而家名を記候、 左候而寛元年中、外祖母政家ニ市来院を譲と見得たり、寛 大藏家房之譲を得而、市来太郎惟宗政家と号と書けり、 を一族故に養子ニいたし、 右之通有之候得者、八文字流猶以疑敷候、市来氏庶流再 者有之候、乍然数百年間之歴代を經候得者、 大隅修理介出ス系圖案 執印元祖康友代ニ 康忠 友ィハ 康兼 廣言-友成 忠久 御太祖忠久公為何御事御座候哉, 依之康友養子也と相見得候 政家を生ける故に外祖父市来 友成事父友久代より鎌倉將 政家 忠時 古譜迄二而 國分友

成

古文書

東

市来政家ふきやら所へあくる系圖

宗大納言

國

廣 1

俊

文字民部太輔

忠久 忠康

忠時

軍

206

友兼

友廣

康友

右者、

執印・国分傳来之古系圖・古文書引合、

考之趣

且

記候早、後世子孫八文字廣言之後裔と言事なかれ、

を生、康秀後ニ改重兼ニ、執印職を領ス、其後何様之儀を生、康秀後ニ改重兼ニ、執印職を領ス、其後何様之儀を 成母ハ号迎阿、初為国分友久之妻、而友成・師久・心連 康秀 疑敷候、 江者実兄友成より執印職を譲候、右之様之儀者候得 三代重兼『譲り、外』三子を生、康村卒去之後迎阿と称 有之候哉、友久實兄執印二代康村之妻となり、執印職を 友成廣言之養子と成侯儀、文書・系圖ニ不相見得、 造營免除、先陳之上宣文書を帯之と有り、 因て古文書:茂母自迎阿執印職一期之領主也、 言とハ時代相違茂有之、養子是又無覚束候、国分二代友 比之人『而、父友久迄ハ時代茂可相并候得共、友成と廣 と記候文書、所見無之候、友成祖父康友・八文字廣言同 候文書者、寛元・仁治之比段、見得候得共、八文字友成 族とて八文字家之養子信用しかたく候、 執印職を勤而、實子国分友成江一往執印職を譲と云、執印職を勤而、實子国分友成江一往執印職を譲と云、 国分友成と相記 執印三代重兼 然間宇佐 旁以

> 市来氏庶流系圖を八文字家跡と記候者、 以無紛所新撰之系圖相調候哉、 格別成儀候得者 如何様證書有

家御家人二而、

川内國分之城主候得者、

我家領を捨、

一方:難申事候、

之、